

3

出雲市地域防災計画

令和7年(2025)5月

出雲市

出雲市地域防災計画 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	3-1
第2節 計画の性格等	3-1
第3節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	3-2
第4節 市民及び事業者の責務	3-6

第2章 災害予防に関する計画

風水害予防に関する計画

第1節 風水害予防	3-7
第2節 急傾斜地崩壊（地すべり）災害予防	3-10
第3節 土石流災害予防	3-12

地震災害予防に関する計画

第4節 地震災害予防	3-14
------------	------

津波災害予防に関する計画

第5節 津波災害予防	3-36
------------	------

事故災害予防に関する計画

第6節 火災予防	3-45
第7節 雪害予防	3-47
第8節 流出油事故の災害予防	3-51
第9節 海難事故の災害予防	3-52
第10節 ガスその他危険物の災害予防	3-53
第11節 林野火災予防	3-53

原子力災害に関する計画

原子力災害対策編による

その他の予防に関する計画

第12節 施設、資材、器材等の整備	3-55
第13節 災害時における要配慮者対策	3-57
第14節 自主防災組織の育成	3-63
第15節 学校教育における防災教育	3-64
第16節 ボランティアとの連携・受入れ	3-65

第3章 災害応急対策に関する計画

第1節 組織	3-68
第2節 動員計画	3-88
第3節 通信情報計画	3-94
第4節 広報・広聴計画	3-98
第5節 避難計画	3-102
第6節 食料供給計画	3-122
第7節 生活必需物資供給計画	3-123
第8節 給水計画	3-124
第9節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急対策計画	3-125

第10節	医療救護計画	3-126
第11節	防疫及び清掃計画	3-127
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の処理	3-128
第13節	障害物除去計画	3-130
第14節	輸送計画	3-131
第15節	文教対策計画	3-132
第16節	災害対策要員確保計画	3-133
第17節	水防計画	3-134
第18節	ライフライン施設等応急計画	3-136
第19節	災害救助法の適用	3-139

第4章 災害復旧・復興に関する計画

第1節	被災者の生活確保に関する計画	3-142
第2節	公共施設の災害復旧	3-146
第3節	民間施設等の災害復旧の助成	3-147
第4節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	3-149
第5節	復興に関する計画	3-150

【附属資料編】

防災関係機関等一覧表

(防災関係機関一覧)

区 分	名 称	防災会議 委員	電 話	F A X
指定地方行政機関	境海上保安部	○	0859-42-2531	0859-42-2533
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所(防災情報課)	○	20-1764	21-2878
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所出雲維持出張所	○	21-0536	22-4362
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所平田出張所		63-2524	62-3266
指定地方行政機関	気象庁松江地方気象台	○	0852-22-3784	0852-22-3827
行 政 機 関	島根県東部県民センター出雲事務所	○	30-5508	30-5516
行 政 機 関	島根県出雲県土整備事務所	○	30-5616	24-3766
行 政 機 関	島根県東部農林水産振興センター 出雲事務所	○	30-5579	30-5589
行 政 機 関	島根県東部農林水産振興センター 水産部		0852-32-5696	0852-32-5711
行 政 機 関	島根県出雲保健所	○	21-1190	21-7428
行 政 機 関	島根県出雲空港管理事務所	○	72-0224	72-9732
行 政 機 関	島根県防災部防災危機管理課		0852-22-5885	0852-22-5930
行 政 機 関	島根県水防本部(島根県河川課)		0852-22-6363	0852-22-6356
行 政 機 関	島根県防災航空隊		72-7661	72-7671
行 政 機 関	島根県教育庁出雲教育事務所		30-5680	30-5686
行 政 機 関	島根県宍道湖流域下水道事務所		0852-37-0216	0852-37-0447
行 政 機 関	島根県宍道湖流域下水道事務所 (宍道湖西部浄化センター)		53-1561	53-1596
行 政 機 関	島根県出雲地区災害対策本部		30-5615	24-3766
自 衛 隊	陸上自衛隊出雲駐屯地 (第13偵察戦闘大隊)	○	21-1045	21-1045
自 衛 隊	陸上自衛隊舞鶴地方隊		0733-62-2250	—
自 衛 隊	航空自衛隊第3輸送航空隊		0859-54-0211	—
警 察	出雲警察署	○	24-0110	24-0110
警 察	島根県警察本部		0852-26-0110	0852-31-4825
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社出雲郵便局	○	21-1100	24-3602
指 定 公 共 機 関	西日本旅客鉄道株式会社 出雲市駅	○	0570-00-2486	23-2730
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社島根支店	○	0852-22-8205	0852-27-0969
指 定 公 共 機 関	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター	○	0120-311-950	0120-234-972
指 定 公 共 機 関	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター 渡橋町事務所		21-5135	21-6162
指 定 公 共 機 関	中国電力株式会社島根原子力発電所	○	0852-82-2220	0852-82-3514

区 分	名 称	防災会議 委員	電 話	F A X
指 定 公 共 機 関	日本赤十字社島根県支部		0852-21-4237	0852-31-2411
指定地方公共機関	一般社団法人出雲医師会	○	21-1131	22-8018
指定地方公共機関	公益社団法人島根県看護協会		0852-25-0330	0852-25-3157
指定地方公共機関	一畑電車株式会社	○	62-3383	62-3384
指定地方公共機関	出雲ガス株式会社	○	21-0267	21-0320
指定地方公共機関	出雲ケーブルビジョン株式会社	○	21-9811	21-9810
指定地方公共機関	ひらたCATV株式会社	○	63-5539	63-5538
指定地方公共機関	公益社団法人島根県トラック協会 出雲支部	○	31-7471	31-5666
指定地方公共機関	株式会社エフエム山陰		0852-27-9887	0852-27-5130
指定地方公共機関	山陰中央テレビジョン放送株式会社		0852-23-3434	0852-22-4490
指定地方公共機関	日本海テレビジョン放送株式会社		0852-26-3151	0852-27-8880
指定地方公共機関	株式会社山陰放送		0852-21-4306	0852-21-4307
指定地方公共機関	一般社団法人島根県LPガス協会 出雲支部		24-2801	24-2808
公 共 団 体 等	島根県農業協同組合出雲地区本部	○	23-3311	21-6005
公 共 団 体 等	島根県農業協同組合斐川地区本部	○	73-9603	—
公 共 団 体 等	出雲商工会議所	○	23-2411	23-1144
公 共 団 体 等	平田商工会議所	○	63-3211	63-3346
公 共 団 体 等	出雲商工会	○	53-2558	53-2252
公 共 団 体 等	斐川町商工会	○	72-0674	—
公 共 団 体 等	漁業協同組合 JFしまね 平田支所	○	66-1106	66-9888
公 共 団 体 等	漁業協同組合 JFしまね 大社支所	○	53-3155	53-2627
公 共 団 体 等	一般社団法人出雲市建設業協会	○	30-0530	30-0533
公 共 団 体 等	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会	○	23-3781	20-7733
公 共 団 体 等	出雲市総合ボランティアセンター	○	21-5400	21-1831
公 共 団 体 等	出雲ホテル連絡協議会	○	21-1111	—
公 共 団 体 等	株式会社エフエムいずも	○	20-1111	23-0001
公 共 団 体 等	出雲市民生委員児童委員協議会		23-3781	20-7733
公 共 団 体 等	出雲地区生コンクリート協同組合		23-2319	23-0223
公 共 団 体 等	出雲管工事事業協同組合(出雲市 下水道排水設備工事指定業者組合)		24-2898	22-9360
公 共 団 体 等	出雲市建築組合		22-3004	22-3004
公 共 団 体 等	一般社団法人島根県薬剤師会		0852-25-0900	0852-26-5358
公 共 団 体 等	島根県立中央病院		22-5111	21-2975
公 共 団 体 等	島根大学医学部附属病院		23-2111	20-2025
公 共 団 体 等	島根県隊友会		—	—

第1章 総則

第1節 計画の目的

出雲市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、市民の生命、身体、財産の安全と保護を図るため、災害対策基本法(以下「法」という。)第5条及び第42条の規定に基づき、出雲市防災会議(以下「防災会議」という。)が作成する計画であって、本市における防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

なお、水防については、別に定める「出雲市水防計画」(以下「水防計画」という。)、除雪対策については、別に定める「出雲市除雪計画」(以下「除雪計画」という。)によるものとする。

第2節 計画の性格等

第1項 防災施策の基本方針

防災対策の基本的な考え方は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

一方で、災害の発生を防ぐことは不可能であり、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す必要がある。

このため、災害時の被害を最小限とする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせさせて災害に備えるものとする。

1 防災ネットワークの構築

市民や地域、行政、防災関係機関の積極的な協調・連携と明確な役割分担のもとに、連携の強化を目的とした防災ネットワークを構築する。

2 災害に強いまちづくり

日常的な施設機能や活動の中に災害に対する備えを取り込むとともに、災害非常時における危険に対する代替性を有した安全システムの構築を図る。

3 「自助」「共助」「公助」のバランスの取れた災害体制の確立

「自らの生命、身体及び財産は自ら守る」「地域の人助け合い」「行政機関による災害支援活動」のバランスのとれた災害体制を基本に、災害に対する危機意識の醸成を図る。特に、地区災害対策本部を中心とした自主・自立的な防災組織体制の確立を推進する。

第2項 計画の概要

本計画は、市の区域の防災のうち、風水害、地震、津波、事故災害等に関する災害対策の基本計画を定めるものとする。

1 災害予防に関する計画

2 災害応急対策に関する計画

3 災害復旧・復興に関する計画

第3項 計画の修正及び熟知

防災会議は、法第42条の規定に基づき、本計画を作成し、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、所要の修正を加える。

市及び防災関係機関は、本計画を熟知するとともに、必要に応じて、実践的な教育及び訓練を実施し、災害対策への対応能力を高めるものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

出雲市、指定地方行政機関、行政機関、警察、教育、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、自衛隊及び海上保安部は、概ね次に掲げる防災事務又は業務を処理する。

第1項 出雲市

出雲市	(1)出雲市防災会議に関する事務 (2)災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の実施
-----	--

第2項 指定地方行政機関

1. 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	(1)所管する河川等の管理及び維持修繕 (2)洪水予報、水防警報及び特別警戒水位到達情報の発表及び伝達 (3)一級河川における水質事故対策 (4)災害協定に基づく情報連絡員(リエゾン)の派遣
2. 国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 出雲維持出張所	(1)所管する道路等の管理及び維持修繕 (2)災害時の応急措置及び災害復旧並びに交通確保
3. 気象庁 松江地方气象台	(1)気象等の観測 (2)観測資料を分析総合した予警報、情報の発表 (3)土砂災害警戒情報の発表(島根県と共同発表)
4. 境海上保安部	(1)海難救助 (2)海洋の汚染防止 (3)海上における公安警備 (4)海上災害防止に関する防災思想の普及 (5)海上における安全確保、船舶交通の規制

第3項 行政機関

1. 島根県出雲県土整備事務所	(1)防災に関する施設及び組織の整備 (2)災害による被害の調査及び報告 (3)公共土木・農業用施設の応急措置及び災害復旧 (4)水防警報及び特別警戒水位到達情報の発表及び伝達 (5)道路の除排雪及び雪害対策 (6)一級河川及び二級河川における水質事故対策
2. 島根県東部農林水産振興センター 一出雲事務所	(1)災害復旧のための農業改善等に関する科学的技術及び知識の指導
3. 島根県教育庁出雲教育事務所	(1)管内公立小中学校の被災状況(児童・生徒・教職員)等の把握・報告等
4. 島根県出雲保健所	(1)災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 (2)災害救助法に基づく医療等

5. 島根県宍道湖流域下水道事務所	(1)宍道湖西部浄化センター施設(中継ポンプ場を含む。)及び管渠施設の応急措置及び災害復旧
6. 島根県東部農林水産振興センター ー 水産部	(1)漁業共同施設の災害に関すること (2)漁港の災害対策に関すること

第4項 警察

出雲警察署	(1)災害情報の収集 (2)避難誘導、救出及び救助 (3)交通秩序の維持及び地域安全対策 (4)行方不明者の調査 (5)死体の検視及び見分
-------	---

第5項 教育

出雲市教育委員会	(1)防災に関する知識の普及及び教育 (2)園児・児童・生徒等の安全確保及び応急文教対策
----------	---

第6項 消防

1. 出雲市消防本部・出雲消防署・ 出雲西消防署本署・出雲西消防署 佐田分署・出雲西消防署多伎分 署・平田消防署・大社消防署・斐川 消防署	(1)災害時の消防、救助及び救護 (2)災害発生による被害情報の収集及び報告 (3)避難の誘導 (4)消防に関する施設の整備 (5)防災に関する教育及び訓練
2. 出雲市消防団	(1)災害時の消防、救助及び救護 (2)災害発生による被害情報の収集及び報告 (3)避難の誘導

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 日本郵便株式会社 出雲郵便局	(1)災害時における出雲市と出雲市内郵便局の協力に関する協定書に基づく協力 (2)災害時における郵便業務の確保
2. 日本赤十字社島根県支部	(1)医療、助産及びその他救助に関する業務 (2)被災者に対する救援物資の配付
3. 日本放送協会	(1)気象等予警報の放送
4. 西日本旅客鉄道株式会社 山陰支社	(1)鉄道による緊急輸送の確保 (2)鉄道の防災管理及び事故対策
5. 西日本電信電話株式会社島根支店	(1)緊急を要する電話通信の確保 (2)電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (3)気象等の警報等の伝達 (4)特設公衆電話の設置・利用に関する協定書に基づく協力
6. 中国電力ネットワーク株式会社	(1)電力供給の確保 (2)ダム施設等の防災管理及び応急復旧 (3)島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定書に基づく協力 (4)災害時における連絡体制および協力体制に関する協力

7. 出雲医師会	(1)災害時における医療救護活動
8. 公益社団法人島根県看護協会	(1)災害時における医療救護活動
9. 一畑電車株式会社	(1)鉄道による緊急輸送の確保 (2)鉄道の防災管理及び事故対策
10. 出雲ガス株式会社	(1)緊急時の都市ガス供給 (2)ガス施設等の防災管理及び事故対策
11. 島根県LPガス協会出雲支部	(1)LPガス施設の防災管理 (2)「災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書」に基づく避難所運営への協力
12. 出雲ケーブルビジョン株式会社	(1)「災害情報放送の実施に関する協定書」に基づく協力
13. ひらたCATV株式会社	(1)「災害情報放送の実施に関する協定書」に基づく協力
14. 株式会社山陰放送・山陰中央テレビジョン放送株式会社・日本海テレビジョン放送株式会社・株式会社エフエム山陰	(1)気象等予警報の放送

第8項 公共的団体等

1. 出雲市議会	(1)出雲市議会災害対策会議に関する事務 (2)市の防災活動が円滑に行われるための指導、助言、情報提供等
2. 島根県農業協同組合出雲地区本部・島根県農業協同組合斐川地区本部	(1)緊急物資の調達 (2)被災農業者に対する融資及び融資のあっせん (3)農業用施設等の災害応急対策の指導
3. 出雲商工会議所・平田商工会議所・出雲商工会・斐川町商工会	(1)援助用物資、復旧用資材等の確保に対する協力 (2)被災商工業者に対する融資及び融資のあっせん
4. 漁業協同組合JFしまね平田支所・大社支所	(1)油流出事故対策に対する協力 (2)援助用物資等の輸送に対する協力
5. 島根県トラック協会 出雲支部	(1)緊急輸送等に対する協力
6. 出雲市建設業協会	(1)「風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書」に基づく協力
7. 島根県電気工事工業組合出雲支部	(1)「災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書」に基づく協力
8. 出雲市測量設計業協会(出雲会)	(1)「災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書」に基づく協力
9. 出雲地区生コンクリート協同組合	(1)「災害時における消防水等の供給支援に関する協定書」に基づく協力
10. 島根県石油協同組合出雲支部・平田支部	(1)「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」に基づく災害時の石油類燃料の供給及び運搬
11. 出雲市社会福祉協議会	(1)被災者の救援及び保護 (2)災害時避難行動要支援者への支援 (3)災害ボランティアセンターの開設及び運営 (4)「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」に基づく協力
12. 出雲市総合ボランティアセンター	(1)災害ボランティアセンターの開設及び運営
13. 出雲市防災安全協会	(1)危険物等の保安措置
14. 株式会社エフエムいずも	(1)「緊急時における緊急情報放送に関する協定書」に基づく協力
15. ヤフー株式会社	(1)「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づく協力

16. 島根県隊友会	(1)「緊急事態における隊友会の協力に関する協定書」に基づく協力
17. イオンリテール株式会社	(1)「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」に基づく協力
18. 株式会社ポプラ	(1)「災害等における物資の調達に関する協定書」に基づく協力
19. アルファー食品株式会社	(1)「災害時における非常食料品の供給に関する協定書」に基づく協力
20. コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	(1)「メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書」に基づく協力
21. 出雲ホテル連絡協議会	(1)「災害時における宿泊施設の使用に関する協定書」に基づく協力
22. 山陰ヤクルト販売株式会社	(1)「災害時における自動販売機無料開放に関する協定書」に基づく協力
23. 出雲アマチュア無線クラブ	(1)「災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書」に基づく協力
24. ダイードリンク株式会社	(1)「災害時における飲料水等の提供に関する協定書」に基づく協力
25. 生活協同組合しまね	(1)「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書」に基づく協力
26. 株式会社PLANT	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
27. 株式会社ナフコ	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
28. 株式会社イズミ	(1)「災害時等における避難場所の開設及び物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
29. 株式会社ジュンテンドー	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
30. NPO法人コメリ災害対策センター	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
31. 日本建設機械レンタル協会	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
32. 株式会社アクティオ	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
33. 太陽建機レンタル株式会社	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
34. 松江市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合	(1)「災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書」に基づく協力
35. 三光株式会社	(1)「災害時等における廃棄物処理に関する協定書」に基づく協力
36. 出雲クリーンシステム協同組合、中央環境株式会社、有限会社奥資材、株式会社すばる企画、有限会社山佐運送店、有限会社ワスティーシステム、有限会社足立運送、有限会社荒神サービス	(1)「災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づく協力
37. 島根県中央環境整備協同組合	(1)「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づく協力

38. ライオンズクラブ(出雲・平田・大社・佐田・出雲中央・斐川・出雲南・出雲レークヒル)	(1)「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」に基づく協力
39. 有限会社ヒラオカ	(1)「無人航空機による災害対策活動に関する協定書」に基づく協力

第9項 陸上自衛隊出雲駐屯地

陸上自衛隊出雲駐屯地	(1)災害応急対策及び復旧対策の支援 (2)避難の援助及び遭難者等の捜索 (3)道路機能の確保、緊急援助物資の輸送等自衛隊の能力で対処可能な防災活動
------------	--

第4節 市民及び事業者の責務

大規模災害が発生した場合、公的防災機関は総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

このため、地域住民及び事業者は、「自らの安全は自らで守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講ずるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導のもとに、可能な限り地域での避難誘導や応急復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

また、地域の事業所は、地域におけるコミュニティ組織等と綿密な連携をとり、防災活動の推進に協力するものとする。

第1項 市民の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)防災に関する知識の習得 (2)避難場所、避難経路等の確認 (3)飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (4)各種防災訓練への参加 (5)自主防災組織の結成	(1)正確な情報の把握及び伝達 (2)出火防止措置及び初期消火の実施 (3)適切な避難の実施 (4)組織的な応急復旧活動への参加 (5)自主防災組織等が地域で行う防災活動への協力

第2項 自主防災組織の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)自主防災組織のリーダーの養成 (2)地域内における危険箇所の点検及び防災関係施設の確認 (3)各種防災訓練の実施 (4)防災に関する知識の普及及び啓発 (5)防災用資機材の充実及び管理 (6)地区防災組織の確立	(1)正確な情報の収集及び伝達 (2)地域住民に対する広報活動 (3)適切な避難誘導と避難所運営体制確立 (4)食料、飲料水等の救援物資の仕分け及び炊き出しの支援、協力 (5)初期消火活動 (6)初期救助活動

第3項 事業者の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)防災組織の確立及び防災責任者の育成 (2)施設、設備の安全管理及び耐震化の促進 (3)防災訓練の実施 (4)従業員に対する防災知識の普及及び啓発	(1)正確な情報の収集及び伝達 (2)初期応急復旧対策の実施 (3)従業員及び利用者等の避難誘導 (4)ボランティア活動への理解と支援

第2章 災害予防に関する計画

◆風水害予防に関する計画

第1節 風水害予防

第1 概況

出雲市には、一級河川の斐伊川や神戸川のほか大小さまざまな河川が貫流しているが、特に斐伊川流域は、花崗岩の風化地帯で、自然流砂が多く、下流部では典型的な天井川を形成し、防災上地形的な問題を抱えている。

したがって、現在、国土交通省において河床の安定を図り、河床の急激な上昇を防止するとともに、堤体の補強工事の実施等により防災のための努力が続けられている。

また、神戸川は、水源を中国山地赤名峠に発し、出雲市に至り日本海へ注いでいるが、川幅が狭く水源状態も不安定であったため、過去にいくたび、神戸川の上流部や支川において水害が発生していた。昭和36年及び昭和39年の大災害後、これらの改良復旧が行われた結果、上流部や支川の被害は減少したものの、本流に短時間で支川の水が流入することとなり、市内神戸川の本流自体の整備が重要課題となった。

平成18年7月の豪雨災害では、神戸川流域に甚大な被害が発生し、災害関連事業も取り入れて、神戸川の暫定改修が平成24年度に完成した。

また、神戸川の来島ダムの運用については、平成18年7月豪雨災害の教訓により、「来島ダム洪水時操作等検討委員会」及び「神戸川来島ダム水利等調整委員会」での検討に基づき、ダム操作や住民への周知等について改善した。

さらに、洪水調節機能を有する神戸川の志津見ダムは、平成23年6月から運用を開始している。

また、特定多目的ダムである斐伊川の尾原ダムは、平成24年6月から運用を開始している。

平成6年5月、斐伊川放水路事業が起工され、放水路の掘削及び神戸川の改修が始められた。

平成25年6月には、斐伊川放水路が供用を開始し、長年の懸案であった出雲地域における斐伊川、神戸川流域の治水対策、洪水対策の改善が図られた。

その他、浸水地帯を抱える平田船川、湯谷川、新内藤川、赤川、十間川、高瀬川等においても、河川改修が進められており、家屋や耕作地への浸水被害対策も進んでいる。

第2 治山治水等の計画

◆道路河川維持課・建設企画課・農林基盤課・道路建設課・森林政策課

国土交通省出雲河川事務所・国土交通省松江国道事務所出雲維持出張所・出雲県土整備事務所・
東部農林水産振興センター出雲事務所

1. 河川改修による堤防及び護岸の補強、通水断面の拡大を必要とする箇所での早期解決及び河床の浚渫を促進する。
2. 土砂流出防止のための砂防施設及び治山施設の拡充を図る。
3. 幹線排水路の改良を促進し、農地災害の防止を図る。
4. 伐採跡地の造林事業を推進し、水源保持と一時出水を防ぐ。
5. 道路及び橋梁については、側溝及び暗渠の整備、崩土、落石危険箇所の維持補修及び対策工を実施し、災害の拡大防止と災害時の避難路としての交通確保に努める。

第3 道路の防災対策に関する事業計画

1. 農道災害防除事業(令和3年度～令和8年度予定)(農林基盤課)
災害時の避難路に供するため、農道の落石対策を実施する。

事業名	路線名	事業概要		
農村地域防災減災事業	所原農道	所原町	落石防護網工	8箇所
	高津屋農道	佐田町高津屋	落石防護網工	8箇所

2. 林道施設長寿命化対策事業(令和3年度～令和5年度予定)(農林基盤課)
災害時の避難路に供するため、林道の橋りょう改良事業を実施する。

事業名	路線名	事業概要		
山村強靱化林道整備事業	林道大月線	所原町	橋りょう改良工	20m
	林道向名線	乙立町	橋りょう改良工	59m
	林道穴見線	佐田町大呂	橋りょう改良工	20m

第4 治水に関する事業計画

1. 国直轄河川改修事業(令和7年度予定)(建設企画課:出雲河川事務所提供資料より)

事業名	事業概要
出西地区堤防整備	検討業務 N= 1式

2. 県管理河川改修事業(令和7年度予定)(建設企画課:出雲県土整備事務所提供資料より)

事業名	河川名	事業概要
防災・安全交付金事業	新内藤川	掘削工 N=1式
	新内藤川 (午頭川工区)	五十石橋橋梁工 N=1式
	十間川	湖岸堤盛土工 N=1式
	五右衛門川 (高瀬川工区)	矢板護岸工 N=1式
	平田船川 (平田船川工区)	徳雲寺橋橋梁工 N=1式
大規模特定河川事業	平田船川 (湯谷川工区)	京塚橋橋梁工 N=1式

第5 内水氾濫対策

近年、集中的・局地的な大雨に起因し、水路の排水能力を上回る降雨や流入先河川の水位上昇により、市街地等において内水氾濫が発生していることから、効果的な対策工事を実施する。

第6 水防計画

◆防災安全課

水害予防に関する具体的計画は、別に定める水防計画によるものとする。

第7 風害予防対策

◆水産振興課・農林基盤課・農業振興課・都市計画課

1. 海岸保全施設整備事業の促進

防護を必要とする海岸については、海岸保全区域の指定を受け、護岸工及び離岸堤等の海岸保全事業を促進する。また、飛砂対策として防風林に関しては、さらに海岸部へ向かって 広げるとともに、万全な保護対策を講じる。

2. 農林業に対する風害予防

農作物を風害から守るため、県の関係機関、JA等が一体となって農業用施設等の管理指導を行うなど、適切な予防措置を講じていくものとする。

また、日常的な保育業務の推進を図るよう周知指導を行う。

3. 街路樹・公園樹木に対する風害予防

台風襲来期前に風害を受けやすい街路樹等の剪定を実施し、被害を最小限に止めるよ

う努める。

また、生命・財産に危険を及ぼすと危惧される樹木については、枝打ちや伐採等を行い、危険木による危害を事前に防止する。

第8 農業用ため池に関する安全対策

◆農林基盤課

1. 現況

出雲市には約1400箇所余りの農業用ため池が存在しており、県内の約3割が本市に存在している。また、それらの多くは築造年代が古く、老朽化しているものもあり、豪雨や地震等により決壊した場合に、下流の家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがある。

令和元年5月、防災重点農業用ため池について、新たな基準により206箇所を再選定した。

令和元年7月には「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、令和2年10月には「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」がそれぞれ施行され、ため池管理にかかる各機関や所有者(又は管理者)の責務が法律によって示され、令和12年度までの10年間で防災重点農業用ため池に係る防災減災対策を集中的に実施する方針が決められた。

市は、防災減災対策の実施状況に応じて、防災重点農業用ため池の見直しを行う。

また、令和3年1月からは、「しまねため池保全管理サポートセンター」が開設され、ため池管理者からの保全管理に関する相談や問合せ対応の窓口となる。

2. 対策

農業用ため池は、決壊した場合、下流に与える影響が大きいため適正な管理が求められることから、島根県や「しまねため池保全管理サポートセンター」と連携しながら、防災重点農業用ため池を中心に監視・管理体制の強化を図り、安全性に不安のあるため池については、地元管理者等との調整のうえ、抜本的な改修及び減災対策を実施していく。

なお、住民への避難行動につなげる対策として、防災重点農業用ため池をハザードマップ等で周知を図るとともに、耐震・老朽度の点検・調査等の結果により優先順位をつけ計画的にため池の防災減災対策を講ずる。

第2節 急傾斜地崩壊(地すべり)災害予防

第1 概況

出雲市の山間地帯は、花崗岩風化土や第三系の溶岩等が多く比較的もろい土質である。ひとたび豪雨に見舞われると大きな被害を引き起こす可能性があり、過去の集中豪雨

においては、山間地帯のいたるところでがけ崩れ、土砂崩れが発生し、大きな惨事を引き起こしたことから、この予防対策はきわめて重要である。

第2 防災対策

◆防災安全課・建設企画課・森林政策課・出雲県土整備事務所

1. 急傾斜地崩壊(地すべり)災害に対する措置

平成18年度に島根県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地崩壊の危険のある区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」として出雲・平田地域で指定し、平成19年度には佐田・多伎・湖陵・大社地域で指定を行った。市は「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」について、住民への周知(ハザードマップの全戸配付)を行った。平成20年度～平成23年度、市内全域において、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の調査が行われた。

出雲市については、平成30年度に市内全域71箇所でレッドゾーン指定に向けた説明会を開催し、島根県は、平成31年3月にレッドゾーン指定を行った。

市は、平成30年7月及び令和3年8月にレッドゾーンを示したハザードマップを市内全戸・全事業所に配布し、住民への周知に努めている。

また、急傾斜地(地すべり地帯)の崩壊による災害を未然に防止するため、危険箇所等の予防査察を実施し、調査の結果に基づいて防災上重要なものから順次「急傾斜崩壊危険区域」に指定して、行為制限、防災工事、山地災害対策として治山事業等の実施を促進するとともに、住民に対して危険箇所の周知と防災知識の普及を図る。

さらに、「土砂災害警戒(危険度)情報」、「島根県総合防災情報システム」及び「土砂災害予警報システム」の活用を図り、地すべり予防に関する情報を迅速かつ的確に収集、判断していくとともに、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域内の著しく危険な住宅に対しては、がけ地近接危険住宅移転事業等により、移転促進を図っていくものとする。

2. 急傾斜地崩壊(地すべり)災害による被害の拡大防止

急傾斜地崩壊(地すべり)災害の生じた地域においては、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

3. 警戒避難体制

- (1) 情報の収集、災害に関する予報又は警告の発令若しくは伝達の明確化
- (2) 土砂災害緊急情報に基づく、避難指示等の伝達、避難方法等警戒体制の確立

4. 土砂災害(急傾斜地:地すべり) 警戒・避難指示等の判断基準

警戒レベル	区分	発令基準
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ②土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合
注意事項		<p>・具体的な発令対象区域については、場所等が住民にわかりやすい区域設定が重要である。土砂災害に関するメッシュ情報等を参考にし、コミュニティセンター単位や町名単位等、適切な範囲で区域設定を行う。</p>

5. 危険区域 土砂災害警戒区域等(附属資料P89)

第3節 土石流災害予防

第1 概況

土石流は、山間の谷間の溪流に堆積された多量の岩石や土砂が、豪雨による流水などの衝撃によって一瞬の間に谷沿いに流下することにより発生する。出雲市においても過去に昭和36年及び39年の集中豪雨、あるいは平成9年の布勢川流域災害に象徴されるように、北部山間地帯に多く発生し、相当な被害を被っていることから、この予防対策を検討し、被害の軽減を図ることが必要である。

第2 防災対策

◆防災安全課・建設企画課・出雲県土整備事務所

1. 土石流に対する措置

平成18年度に土砂災害と同様に土石流の危険のある区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」として島根県が指定を行い、市は住民への周知を行うとともに警戒避難体制の確立を図ってきた。

また、平成20年度～平成23年度、市内全域において、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の調査が行われた。

出雲市については、平成30年度に市内全域71箇所でレッドゾーン指定に向けた説明会を開催し、島根県は、平成31年3月にレッドゾーン指定を行った。

市は、平成30年7月及び令和3年8月にレッドゾーンを示したハザードマップを市内全戸・全事業所に配布し、住民への周知に努めている。

また、土石流に対する災害を防止するため、防災上必要なものから順次砂防指定地としての指定を受け、行為制限、砂防工事の実施を促進するとともに、危険区域等の周知と防災知識の普及を図る。

さらに、山地災害危険区域の周知を図るとともに、浸食が進み土砂流出のおそれがある溪流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策としての治山事業とあわせ森林整備を一体的に行うよう関係機関と連携して整備にあたる。

2. 土石流災害に対する被害の拡大防止

土石流災害の生じた地域においては、降雨継続等により引き続き土石流等が懸念される場合、各施設管理者、市は、危険個所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な防止措置を講じる。また、土石流災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

3. 警戒避難体制

(1) 情報の収集、災害に関する予報又は警告の発令若しくは伝達の明確化

(2) 土砂災害緊急情報に基づく、避難指示の伝達、避難方法等警戒体制の確立

4. 土砂災害(土石流) 警戒・避難指示等の判断基準

P3-12、4. 土砂災害(急傾斜地:地すべり)警戒・避難指示等の判断基準に準ずる。

5. 危険区域 土砂災害警戒区域等(土石流)(附属資料P89)

山地災害危険区域(山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり)(附属資料P90)

◆地震災害予防に関する計画

第4節 地震災害予防

第1 概況

出雲市の居住地の大部分を占める平野地帯は、いわゆる地質学的弱線地帯や鋭敏性粘土の厚い沖積地帯となっており、ひとたび強い地震に見舞われると大きな被害を出す可能性がある。

また、北山山系の地質は、重粘土かもろい岩石地帯であり、地域全体がほとんど地すべり危険地帯の指定を受けていることから、強い地震に見舞われると大きな被害が予想されるとともに、孤立集落が発生することも考えられる。

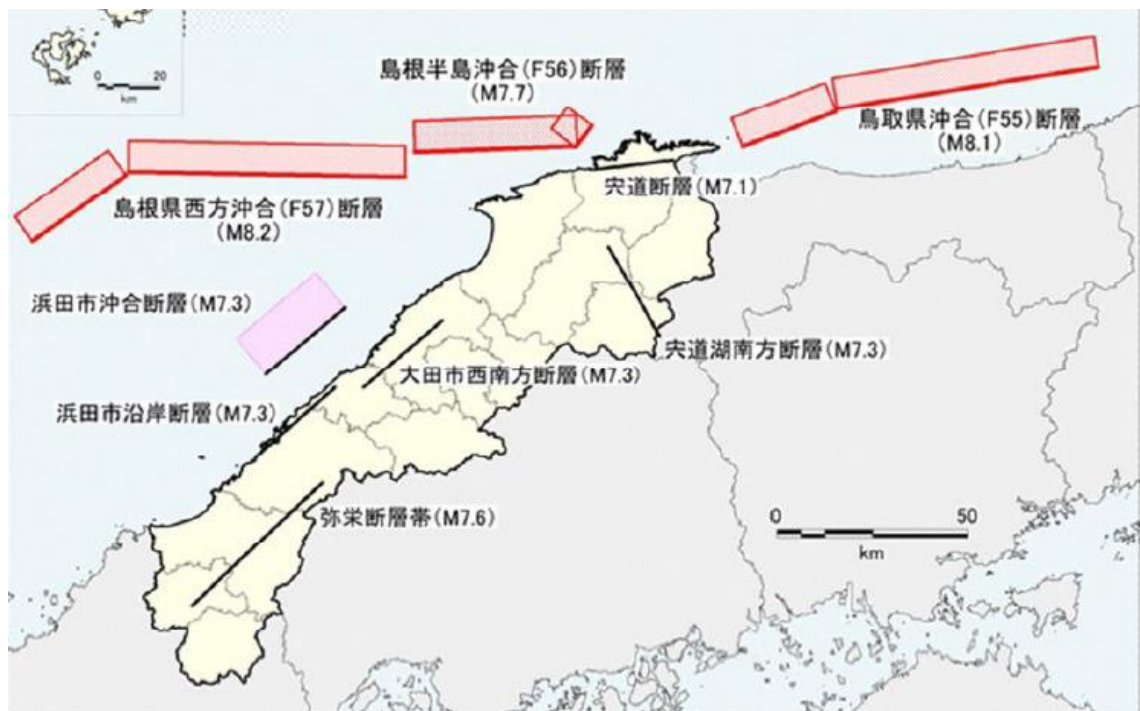
これらへの対策は極めて重要であるものの、地震の予知は現段階では困難である。そのため、震災予防対策としては、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、建造物・構造物の耐震対策強化の促進、既設構造物の再点検、特にブロック塀等の倒壊防止対策を図るとともに、地震発生時における消火対策、人命の救出・救助対策、避難対応などの応急対策を検討し、被害の軽減及び応急措置の円滑化を図る。

第2 想定される地震

「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」(平成30年3月)による想定される地震は下表のとおりである。

想定される地震一覧表

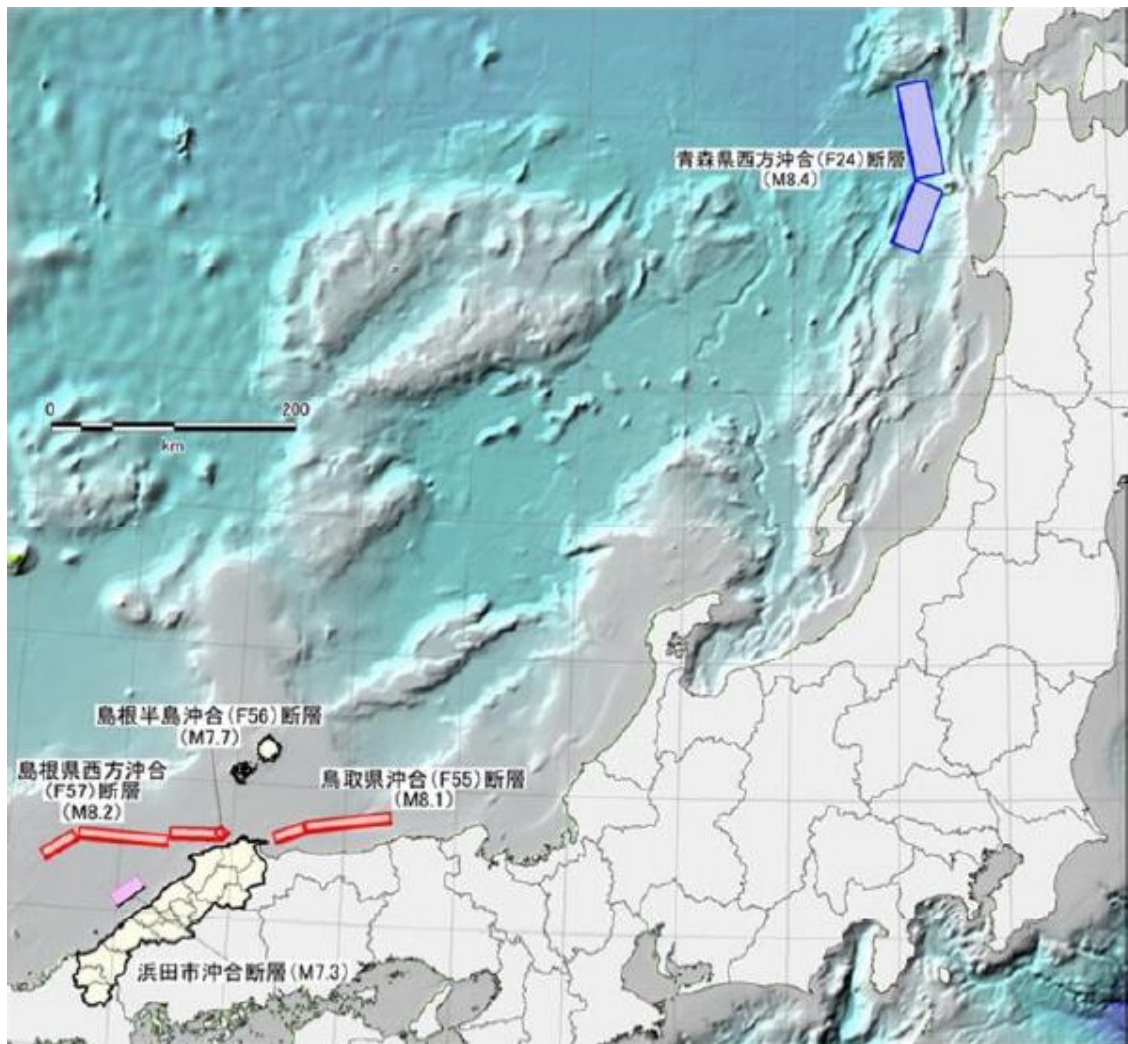
陸域の地震箇所と規模	海域の地震箇所と規模
宍道断層 (M 7 . 1)	青森県西方沖合 (F 2 4) (M 8 . 4)
宍道湖南方 (M 7 . 3)	鳥取県沖合 (F 5 5) (M 8 . 1)
大田市西南方 (M 7 . 3)	島根半島沖合 (F 5 6) (M 7 . 7)
浜田市沿岸 (M 7 . 3)	島根県西方沖合 (F 5 7) (M 8 . 2)
弥栄断層帯 (M 7 . 6)	浜田市沖合 (M 7 . 3)



地震動想定対象地震の断層位置図 (島根県地震・津波被害想定調査報告書から抜粋)

第3 地震に伴う津波の想定

出雲市においては、下記の5つの断層を海域の想定対象地震としている。



想定地震の断層位置（島根県地震津波被害想定調査から抜粋）

出雲市における津波の想定

	最短津波 到達時間	最大波 到達時間	津波最高 水位 (m)	代表地点
青森県西方沖合 (F24) 断層	2 時間 9 分	2 時間 52 分	2.99	釜浦漁港
鳥取県沖合 (F55) 断層	35 分	1 時間 39 分	1.40	釜浦漁港
島根半島沖合 (F56) 断層	5 分	20 分	4.45	河下港
島根県西方沖合 (F57) 断層	15 分	46 分	2.04	大社漁港
浜田市沖合断層	—	1 時間 28 分	1.25	大社漁港

※島根県地震・津波被害想定調査から抜粋

※津波最短到達時間

津波注意報の基準である水位変化が±20cm 以上となった時間を津波の到達時間とする。

第4 地震・津波により想定される被害想定

表 出雲市において想定される被害想定結果

①陸地での地震の場合 その1

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥 栄 断層帯
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い急 傾斜地(箇所)	0	2	4	0	0
		危険性が高い地 すべり地(箇所)	28	23	12	0	0
	ため池危険 度	危険性が高いた め池(箇所)	0	0	0	0	0
建物	揺れによる 被害	全壊数(棟)	2	4	3	0	0
		半壊数(棟)	61	127	57	0	1
	液状化に よる 被害	全壊数(棟)	224	401	159	0	0
		半壊数(棟)	646	1,159	462	0	0
	急傾斜地 崩壊による 被害	全壊数(棟)	1	2	3	0	0
		半壊数(棟)	3	6	7	0	0
	津波による 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	227	407	165	0	0
		半壊数(棟)	710	1,292	526	0	1
地震火災	全出火 (冬18時)	全出火件数(件)	0	0	0	0	0
人的被害 (冬) 5時	建物倒壊に よる 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	2	5	2	0	0
	急傾斜地 崩壊による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	2	3	4	0	0
	屋内収容物 転倒による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	3	1	0	0
	ブロック塀 倒壊による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	津波による 死傷者	死者数(人)	想定なし				
	火災による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	被害合計	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	5	11	7	0	0

①陸地での地震の場合 その2

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥 栄 断層帯
ライフ ライン	水 道	断水世帯数(1日 後)	400	666	437	0	12
	下 水 道	影響人口(人)	487	722	714	84	224
	通 信	不通回線数(件)	0	2	8	0	0
	電 力	停電件数(件)	0	9	8	0	0
	都 市 ガ ス	供給支障件数 (件)	0	0	0	0	0
	L P ガ ス	供給支障件数 (件)	0	0	0	0	0
生活 支障等	避 難 者	避難者数(人) (1日～3日後)	762	1, 317	675	13	26
	帰 宅 困 難 者	市内(人)	6, 287				
	食 料 不 足	食料(食/人) 1日に必要な食 料数	2, 744	4, 740	2, 429	46	95
	震 災 廃 棄 物	発生量(千トン)	44	72	33	0	0
	エレベータ停止	停止台数(基)	161	168	156	49	66
	孤立集落の発生	孤立の恐れがあ る地区(地区)	0	0	0	0	0

②海域での地震の場合 その1

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西 方沖合 (F24)	鳥取県沖 合(F55)	島根半島沖 合(F56)	島根県西方 沖合(F57)	浜田市 沖 合
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い 急傾斜地 (箇所)	—	0	61	19	0
		危険性が高い 地すべり地 (箇所)	—	6	121	56	0
	ため池危険度	危険性が高い ため池 (箇所)	—	0	1	0	0
建物	揺れによる 被害	全壊数(棟)	—	38	7,753	1,285	0
		半壊数(棟)	—	1,402	26,804	12,461	1
	液状化による 被害	全壊数(棟)	—	162	669	592	5
		半壊数(棟)	—	460	1,861	1,668	14
	急傾斜地崩 壊による被害	全壊数(棟)	—	0	130	24	0
		半壊数(棟)	—	0	304	57	0
	津波による 被害	全壊数(棟)	6	0	91	0	0
		半壊数(棟)	12	0	220	0	0
被害合計	全壊数(棟)	6	200	8,643	1,901	5	
	半壊数(棟)	12	1,862	29,189	14,186	15	
地震火災	全出火 (冬18時)	全出火件数 (件)	—	0	73	18	0
人的被害 (冬) 5時	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	—	0	119	18	0
		負傷者(人)	—	56	1,538	579	0
	急傾斜地崩 壊による死傷 者	死者数(人)	—	0	9	2	0
		負傷者(人)	—	0	112	21	0
	屋内収容物 転倒による 死傷者	死者数(人)	—	0	2	1	0
		負傷者(人)	—	3	30	16	0
	ブロック塀倒 壊による死傷 者	死者数(人)	—	0	0	0	0
		負傷者(人)	—	0	0	0	0
	津波による 死傷者数	死者数(人)	0	0	42	0	0
	火災による 死傷者	死者数(人)	—	0	31	0	0
		負傷者(人)	—	0	106	0	0
	被害合計	死者数(人)		0	203	21	0
負傷者(人)			59	1,786	616	0	

②海域での地震の場合 その2

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西 方沖合 (F24)	鳥取県沖 合 (F55)	島根半島 沖合(F56)	島根県西 方沖合 (F57)	浜田市 沖合
ライフ ライン	水 道	断水世帯数 (1日後)	—	3,987	27,020	15,090	17
	下 水 道	影響人口(人)	—	1,470	5,302	3,137	241
	通 信	不通回線数 (件)	—	9	7,952	3,056	0
	電 力	停電件数(件)	—	14	10,476	3,300	0
	都 市 ガ ス	供給支障件数 (件)	—	0	5,865	0	0
	L P ガ ス	供給支障件数 (件)	—	0	178	14	0
生活支障 等	避 難 者	避難者数(人) (1日～3日後)	330	3,864	37,291	18,039	51
	帰 宅 困 難 者	市内(人)	6,287				
	食 料 不 足	食料(食/人) 1日に必要な 食料数	1,188	13,911	134,247	64,939	182
	震 災 廃 棄 物	発生量 (千トン)	71	77	671	559	1
	エレベータ 停 止	停止台数(基)	—	134	234	219	109
	孤 立 集 落 の 発 生	孤立の恐れが ある地区 (地区)	0	0	9	0	0

※被害想定は島根県地震被害想定調査より抜粋

※被害想定時間(火災は夕食を作る時間帯18時・人的被害は人が最も自宅にいる時間帯5時)

※ため池危険度は「総貯水量5,000t以上かつ被害想定戸数10戸以上」を対象として島根県が調査を実施した結果による

震度による揺れ方

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p>  <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5弱</p>  <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p>  <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		

気象庁リーフレット「その震度 どんなゆれ？」(平成31年2月発行)より

第5 職員の参集等

職員は、テレビ・ラジオや防災メール等の様々な手段で地震情報を認知し、緊急事態の発生あるいはそのおそれがあると判断したときは、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するものとするが、必要に応じて電話等により個別に招集を行う。

災害による交通のしや断等のため所属する課に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの行政センターに登庁し、申告のうえ当該行政センターの長の指揮下に入るものとする。

当該行政センターの長は、職員の所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、災害対策に従事させるものとする。(消防本部を除く。)

第6 都市基盤の整備

◆都市計画課・建築住宅課・建設企画課・農林基盤課・道路河川維持課・道路建設課・消防本部・上下水道局・国土交通省出雲河川事務所・国土交通省松江国道事務所出雲維持出張所・東部県民センター出雲事務所・出雲県土整備事務所・東部農林水産振興センター出雲事務所・中国電力ネットワーク(株)出雲ネットワークセンター・中国電力ネットワーク(株)出雲ネットワークセンター渡橋町事務所・西日本電信電話(株)島根支店・出雲ガス(株)・島根県LPガス協会出雲支部

1. 市街地の防災構造化

(1) 密集市街地の解消

① 狭隘道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭隘道路の改善を図るため、地域の実情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

② 建築物の共同化・高層化

低層の密集市街地においては、老朽化の進んでいる建築物を中心に、共同建て替え等を促進し、土地の高度利用化を進め、防災上有効に機能する道路の確保を目指す。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 建築物の不燃化

大規模災害時の大火災を防止するうえでは、建築物の不燃化を推進する必要がある。このため、防火地域及び準防火地域の指定区域外において、屋根の不燃化区域を設けるとともに、建築確認申請時における防火推進を指導する。

② 延焼遮断帯の整備

老朽化した木造建築物等が密集する市街地を中心として、耐火建築物、準耐火建築物等の誘導を図る。また、地震等の災害時においては避難場所あるいは延焼遮断帯として役割を果たす、幅員6m以上の道路、水面や公園等のオープンスペース等を確保するなど災害に強い街づくりを進める。

2. 地盤災害の防止策の推進

(1) 治山・砂防等の対策

地震に伴う山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を防止するため、県や関係機関による区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知による啓発活動に努める。

(2) かけ地近接危険住宅等の対策

建築基準法による建築確認等の審査や指導監督を通じて、県や関係機関と連携しながら建築物の災害防止を推進する。更にかけ地近接危険住宅等移転事業等の活用により、危険住宅の解消に努める。

(3) 土地利用の適正化

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画、都市計画法に基づく都市計画区域の指定、用途地域の決定等、個別法令による安全かつ適正な土地利用への誘導規制を実施する。

(4) 地盤の液状化対策

土木構造物や建築物、地下埋設物については、地盤改良や支持杭の耐力増強、可とう性継ぎ手による管接続などの液状化対策を実施するよう指導するとともに、住民や関連事業者に対する液状化の危険性の周知と施工方法等に関する普及啓発に努める。

3. 建築物等の耐震性の確保

(1) 公共建築物等の耐震性の強化

市庁舎、医療関係施設、教育関係施設、社会福祉施設等災害時の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の防災上の重要度に応じた耐震性能の目標値を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保するよう努める。

また、平成30年3月策定の出雲市建築物耐震改修促進計画に基づき既存建物のうち、不特定多数の利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震発生時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断を行うなどして、施設更新の時期等を勘案しながら、計画的に耐震性の強化・確保に努める。

(2) 一般建築物等の耐震性強化の促進

出雲市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅については、耐震診断、補強計画、耐震改修及び除却に関する補助制度を活用し、耐震化の促進を図る。

耐震診断・耐震改修及び建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のため、耐震化率の低い地域を重点的に、自治会や職場単位で耐震対策出前講座を開催する。

また、地域の危険度マップを活用し地震リスクの周知と意識啓発を行う。

緊急輸送道路のうち、避難路等として重要な路線沿いの建築物に対しては、耐震診断を義務付けるとともに、建築物の所有者への補助制度を活用し、診断・改修費用の負担軽減を図る。

(3) 屋外広告物等の落下防止

地震等の発生により、屋外広告塔や看板、街路灯、道路標識類などが落下または飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、施設の管理者等に対し、点検、補修、補強等の落下防止対策を実施するよう普及・啓発に努める。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀等の施設管理者に対しては、点検、補強等に努めるよう指導するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀、石垣等については、生垣やフェンス等の倒壊の危険性の低い工作物への転換を促す。

一方、ブロック塀等の施工関係事業者に対しては、施工方法や補強方法等に関する安全指導を徹底する。

4. 老朽危険空家の除却促進

老朽危険空家は周辺環境に悪影響を及ぼすだけでなく、災害時は倒壊等により、住民の避難や緊急輸送、応急活動の妨げとなることから、所有者等に対して建物の除却を促す。

なお、特定空家等は所有者等による除却を基本とするが、行政代執行等の措置を講じる必要がある場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び国ガイドラインに基づき、適正に対応を行う。

5. 河川海岸施設・ため池施設の整備

堤防等河川海岸等の構造物あるいはため池等については、県や関係機関と協力しながら、補強、改修等を実施し、破損・決壊等を未然に防止する対策を講じるよう努める。また、ため池管理者等に対し、施設の安全管理と災害予防措置の実施に関して、啓発を行うとともに、地元管理体制の整備に努める。

6. 交通ネットワークの整備

(1) 幹線道路の整備

大規模地震災害時における広域的な災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、都市計画道路等の幹線道路及び高速道路インターチェンジ等の交通拠点へアクセスする重要路線について計画的な整備推進を図り、骨格的な幹線道路網の形成を促進する。

(2) 防災上重要な道路改良の実施

災害非常時における緊急交通や輸送のための重要な道路については、狭隘区間の拡幅等を実施するなど、輸送の円滑化を図るとともに、延焼遮断帯としての機能を付加さ

せることにより、防災上の重要道路として位置づける。

(3) 橋梁等の安全対策の実施

災害非常時の消防・救急活動の妨げとならないよう、道路改良とともに、橋梁や落石等通行危険箇所について、パトロールを実施し、緊急性の高い箇所から計画的に必要な対策を講じるとともに、加えて定期点検を実施する。

なお、道路法施行規則に基づく「橋梁などの道路構造物の点検」については5年に1回の頻度で順次行い、必要に応じて補修等を行う。

(4) 鉄道施設の改良強化

路線構造物等の施設については、設計基準等によって耐震設計がなされているが、日常的な点検等の実施により、補強あるいは取替え等を計画的に進める。

更に、非常通信設備の整備、災害復旧用資機材の確保、防災教育訓練の実施等に努め、安全輸送の確保に努める。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の整備

大規模地震発生時における消防・救急活動や、空路による緊急物資輸送体制の確保のため、市内にヘリコプターの臨時離着陸場(附属資料P66)を確保する。

7. 危険物施設等の安全対策の推進

(1) 危険物施設

① 危険物施設の保全と耐震性の強化

危険物取り扱い事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に積極的に取り組み、危険物の災害予防に万全を期すよう努める。

② 保安体制の確立

危険物取り扱い事業所等は、自主的保安体制の確立、事業所相互の協力体制の確立、住民安全対策の実施等必要な保安対策を実施する。

③ 危険物施設に対する監督指導

消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立ち入り検査等を行い、危険物施設に対する指導監督を行う。

(2) 高圧ガス・火薬類施設

① 施設の保全

高圧ガス及び火薬類取り扱い事業所等は、高圧ガス取締法あるいは火薬類取締法、武器等製造法に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、必要に応じて耐震性の強化に努める。

② 保安体制の確立

事業所における防災体制の整備、防災資機材の整備、保安教育の実施、防災訓練等を行い、保安対策を実施する。

(3) 毒物・劇物施設

① 監督指導の強化

消防本部は、消防法に基づく届出に対する審査を行い、基準に適合しない施設等に関しては、直ちに改善をさせるなど指導強化に努める。

② 保安対策

消防本部は、毒物・劇物取り扱い事業所に対し、毒物・劇物等によって住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるとき、直ちに保健所、警察機関等へ届けるとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

また、毒物・劇物取り扱い事業所は、緊急連絡、除去活動、資材確保、治療方法等に関するマニュアルを作成するなどし、緊急非常時における活動体制について万全を期すものとする。

(4) 放射性物質取り扱い施設

① 施設の保全と耐震性の強化

放射性物質取り扱い事業所等は、関係法令の規定に基づき、使用施設、貯蔵施設、排気施設等の構造や定期点検の実施等の保安基準を遵守するとともに、必要に応じて施設等の耐震性の強化に努める。

② 保安対策

放射性物質取り扱い事業所等は、次に掲げる保安対策等を実施する。

ア. 放射線による被爆予防対策の推進

イ. 施設等における放射線量の把握

ウ. 自衛防御体制の確立

エ. 通報体制の整備

オ. 業務従事者への防災教育・訓練の実施

8. ライフライン施設対策の推進

(1) 上水道

① 施設の耐震化等の整備

重要施設である浄水・配水施設の耐震化を図るとともに、応急給水確保のため配水池への緊急遮断弁の設置や緊急貯水槽の整備等を行い、貯留水の確保を図る。

また、水道管破損等による被害を最小限に抑えるため、老朽化が進行し耐震性の低い管路について耐震性を有する管材により布設替を行う。

② バックアップ機能の強化

断水等による影響が大きい水道施設には、停電時にも水道水を供給できるよう自家発電設備を整備する。

また、防災上の拠点施設への供給ラインについては、管路の複線化・配水系統間の相互融通を行うための管路を整備し、バックアップ機能を強化する。

③ 応急給水体制の充実

災害時の迅速な対応を行うため、給水タンク車や給水用ポリ袋等の応急給水資機材の整備や、災害対応訓練を実施し速やかに応急給水ができる体制を充実させる。

④ 相互応援体制の整備

大規模地震発生時においては、広域的な応急給水活動が必要となるため、公益社団法人日本水道協会等との連携体制を整備する。

(2) 下水道

① 施設の耐震化

下水道施設に関しては、処理場、ポンプ場等の施設の耐震性向上を図るとともに、非常用電源の整備や冷却水の確保に努める。

② 相互応援体制の整備

大規模地震発生時においては、応急復旧活動が広域的に展開されることに備え、島根県宍道湖流域下水道事務所や公益社団法人日本下水道協会等との連携体制を整備する。

(3) 電気通信

① 施設の整備

電気通信施設の耐震診断の実施や補強等による耐震性の向上を図る。

② 防災訓練の実施

災害非常時における情報伝達訓練や被害復旧訓練を総合的あるいは部門的に実施するとともに、災害復旧用資機材の調達体制、他の電気通信事業者との相互応援協力体制の整備に努める。

(4) 都市ガス

① 防災システムの強化

ア. 耐震耐食型ガス導管の採用と経年ガス導管の取替えを計画的に実施する。

イ. 市内ガス導管のブロック化による地域別早期対応を図る。

ウ. 感震型マイコンメーターと安全型ガス器具の普及促進を図る。

② 防災体制の整備

災害発生時における非常体制の確立、情報収集、他の機関との連携等について、必要な教育を実施するとともに、定期的に防災体制の見直しを実施する。

(5) プロパンガス

① 防災システムの強化

ア. 充填所、消費者設備等の耐震性の向上を図る。

イ. マイコンメーターあるいはセーフティメーターの導入によるガス漏れ防止措置を講ずる。

② 供給体制の確立

プロパンガスは、大規模地震が発生した場合においても、他のライフラインより比較的短期間で供給開始が可能である特性を有する。よって、これに対応するバックアップ体制及び広域的プロパンガス供給体制の充実を図る。

第7 災害対応システムの整備

◆防災安全課・人事課・消防本部

1. 災害応急活動体制の整備

(1) 組織体制(初動体制)の確立

震災発生時における職員の緊急対応については、第3章第1節及び第2節に定めるところによるが、交通網及び交通機関の途絶、職員及び職員の家族の被災等、参集が困難な場合に備えて、臨機応変に災害応急対策が実施できる代替措置あるいは補完措置を確立する必要がある。

(2) 災害対策実施要領(災害対応マニュアル)の整備

災害応急対策に関する実施内容については、第3章第1節に定める事務分掌によることとするが、各班の実情に応じた活動内容を具体的なマニュアルとして整備し、各職員に周知徹底させる。

2. 防災拠点機能の整備

(1) 消防本部における防災センター機能及び防災拠点施設としての消防署の整備

本市全体としての防災センター的機能を消防本部に整備し、地域の防災拠点施設としての機能を5署2分署(出雲消防署、出雲西消防署本署、出雲西消防署佐田分署、出雲西消防署多伎分署、平田消防署、大社消防署及び斐川消防署)に整備する。防災センター及び防災拠点が備えるべき機能は次のとおり。

平常時	災害非常時
<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識啓発機能 防災に関する展示、体験、研修 ・災害応急対策用物資等の備蓄 救助、救急用資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部(市庁舎)の代替機能 通信施設、本部施設のスペース確保 ・消防本部(署)、消防団、自主防災組織 が実施する災害応急活動の拠点

(2) コミュニティ防災センターの整備

各地区コミュニティセンター等の既存公共的施設を利用して市内各地域の防災活動拠点を整備する。コミュニティ防災センターとしての機能は次のとおり。

平常時	災害非常時
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の地域活動拠点機能 防災に関する研修、訓練 ・災害応急対策用物資等の備蓄 災害時非常用食料備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策本部機能 情報収集、広報活動、救出・救護 避難誘導、初期消火活動等 災害時特設公衆電話の開設

3. 防災情報伝達手段の整備

市民への防災情報の伝達媒体として、あらゆる災害時においても確実性の高い固定系デジタル式防災行政無線について、平成23年度末に佐田地域、多伎地域、平成24年度には湖陵地域及び出雲地域南部4地区(上津地区、稗原地区、朝山地区及び乙立地区)に、屋外拡声子局及び戸別受信機を整備した。

平成25年度には平田音声告知放送と合わせて全国瞬時警報システム(J-ALERT)と接続し、平成26年度には斐川地域防災行政無線を一斉に送れるよう統合卓の改修を行い、そして平成29年6月に出雲地域平野部、平田地域、大社地域に屋外拡声子局を整備し、屋外拡声子局については、市内全域の整備が完了した。

令和2年度には、斐川地域のアナログ式防災行政無線をデジタル式に更新するとともに、戸別受信機の未整備地域(出雲地域平野部、平田地域、大社地域)の整備を行い、戸別受信機の整備エリアを市内全域に拡大した。

また、防災行政無線以外の手段として、協定に基づくコミュニティエフエム放送(エフエムいずも)への割り込み放送、緊急速報メール(エリアメール)、あらかじめメールアドレスを登録することで防災情報を受信できる「いずも防災メール」、SNS(X(旧 Twitter)・Facebook・LINE)、ケーブルテレビでのL字放送等による緊急情報伝達を行うほか、既存の有線系媒体を含めた効率的な緊急情報伝達システムの整備を進めていく。

※平成 25 年 4 月 11 日から運用開始 J-ALERT設定状態(主な項目)

大分類	中分類	小分類	同報無線起動
国民保護関係情報	武力攻撃	武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃)攻撃対象地域	自動
		武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃)攻撃対象地域	
		弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	
		緊急対処事態における警報 (大規模テロ)攻撃対象地域	
緊急地震速報	緊急地震速報	推定震度3以下	手動
		推定震度4～推定震度7	自動
地震津波情報	津波予報	大津波警報	自動
		津波警報	自動
		津波注意報	自動
	震度速報	震度3以下	手動
		震度4～震度7	自動
特別警報	特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪、津波、火山噴火、地震	自動
気象警報	気象警報	大雨、大雪、暴風雪、高潮、洪水、波浪、暴風	自動
気象注意報	気象注意報	大雨、強風、風雪、着雪、大雪、高潮、洪水、波浪	手動
気象情報	気象情報	土砂災害警戒情報	自動
	気象情報	竜巻注意情報	手動

第8 地震に対する知識の普及

◆防災安全課・教育部

地震災害予防対策は、人的被害の防止が最優先であり、その被害を最小限にとどめることが、何よりも重要である。

したがって、地震の発生直後における基本対策について、平素から、あらゆる手段・方法によって知識の普及・徹底を図ることがきわめて重要である。

また、職場における防災体制を確立するため、防災教育の徹底を図る他、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて行くよう努める。

1. 学校教育・各種活動団体

学校教育において防災知識に関する項目を取りあげるほか、防災訓練あるいは各種防

災行事の実施により、防災上必要な知識の普及に努める。

また、女性の会活動、老人会活動あるいは職域団体活動を利用して、地震に関する知識の普及を図るとともに、家具等の固定器具の利用等、屋内の安全性の向上に関する啓発を行うなど、自らの震災に対応する姿勢を見つめ直す機会を設ける。

2. 住民

市広報紙による震災に対する情報・知識等の啓発、市ホームページ及びケーブルテレビによる防災関連情報の提供を積極的に実施する。

3. 職員

災害対策本部の組織及び事務分掌について十分認識し、災害の種別に応じた具体的にとるべき行動に関する知識、判断力等を培うよう努める。

第9 学校等における防災体制・避難体制の確立

◆教育部・保育幼稚園課・防災安全課

学校等においては、多数の幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」）を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てるよう指導する。

1 防災体制の確立

(1) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童生徒等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童生徒等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童生徒等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童生徒等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(2) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制、地震発生直後の初動体制、応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分

担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

① 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

② 安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

(4) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

2 避難誘導

学校は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童生徒等の行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童生徒等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

3 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

4 その他

私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

第10 震災想定に基づく防災訓練の実施

◆防災安全課・消防本部・総合医療センター

地震の発生は、季節、時間、天候に左右されず全く予測不可能なため、いかなる場合に発生しても対処できる対策を確立しておく必要がある。

常に、複数の避難経路、避難場所を想定し、訓練を実施する必要がある。

1. 総合防災訓練

市は、地域における第1次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組

織、地域住民の協力を得て、総合防災訓練を反復して実施する。

2. 個別訓練

(1) 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、消防法に定める予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達システムを通じて関係機関とともに訓練を行う。

(2) 災害対策本部設置訓練

震災時における応急災害体制を確立できるよう、防災関係機関と連携して災害対策本部の設置・運営訓練を実施する。

(3) 職員非常参集訓練

震災時における応急対策に万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各班の行動マニュアルに基づいて非常参集訓練を実施する。

(4) 避難訓練

小・中学校における定期的又は随時の避難訓練を実施するとともに、社会福祉施設等へも円滑な避難ができるよう訓練の実施を働きかける。

(5) 医療救護訓練

総合医療センターにおける震災時の応急対応体制を確立するとともに、医師会、その他医療機関との連携した救護訓練を実施する。

(6) 避難行動要支援者への情報伝達訓練・避難誘導訓練

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や避難時の支援の実施方法等に関する訓練を、各地区災害対策本部、民生委員・児童委員、消防団、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施する。

※避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

※要配慮者とは高齢者、障がい者、児童・乳幼児等

(7) 避難所運営訓練(HUG)

発災後からの被災者収容のための避難所の運営について、訓練を実施する。

(8) 災害図上訓練(DIG)

発災直後からの災害対策本部での災害情報収集・処理について、訓練を実施する。

(9) シェイクアウト訓練

地震災害から「いのち」を守るためには、自らの身は自ら守ること「自助」が重要であり、「自助」の意識の向上を図るため、市民・事業者等に広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を行うシェイクアウト訓練を積極的に実施する。

(10) その他の訓練

市と災害関連協定を締結している関係団体との間で、具体的災害を想定し、実施時間を工夫するなど実践的な訓練を行う。

第11 地震火災の未然防止

◆防災安全課・消防本部

地震による被害の多くは、火災等に起因する二次災害によることを踏まえ、地震発生直後の火気使用停止の徹底を図るほか、地震による火災の過半数は電気が原因であるため、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が回復した時に発生する通電火災について指導徹底を図ることが必要である。

さらに、職場、自治会あるいは各家庭に対して、初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、消火器具の設置を奨励する。

1. 防火管理者

防火管理者は、消火、通報、避難等の消防訓練を定期的実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理等について監督し、防火上必要な施設整備の維持管理を行う。

2. 消防本部

消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、有資格者の養成、資質の向上を図る。また、消防法第4条の規定に基づき、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適時、立入検査を実施し、指導を行う。

3. 消防団・自主防災組織・自治会等

一般家庭に対する消火器具等の普及と取扱いについての指導を実施し、地震に対する心得等の普及を図る。

第12 消防救急体制の充実

◆消防本部

震災時には、火災、建物やブロック塀の転倒、落下物等により多数の消防救急対応が予想される。

このような事態に対処するため、必要な資器材の整備を行うほか、消防救急体制の整備を促進する必要がある。

1. 常備消防の強化

消防本部は、現状の消防救急力を緊急時においても最大限有効に活用するため、有

事即応体制の確立を図る。

また、災害発生当初は、市民による応急救護活動も重要となるので、応急手当等の普及啓発を推進するとともに、応急救護用資機材の整備を図る。

消防本部資料(附属資料P16)

2. 消防団の強化

常備消防と一体となって、消防応急活動を実施する消防団の存在は、地域防災活動の中核として重要な役割を担っている。

消防団の強化対策として、災害時の情報連絡や応急救護など各消防団員の技能の向上と資質の練磨を図るべく、教育訓練を実施するとともに、消火訓練に加え、救助・応急救護訓練の充実を図る。

また、防災対策において男女双方の視点に配慮した取組が行えるよう、女性の消防団への参加を促進する。

消防団資料(附属資料P16)

3. 消防水利の整備

大規模地震発生時においては、地盤の液状化現象等による影響で、消防水利の中核である消火栓の機能が失われることが予想される。このため、プール、ため池、河川等の消防水利機能を効果的に使用することが求められる。さらに、計画的に耐震性の防火水槽の整備を促進していく必要がある。

第13 応急救護体制

◆消防本部

家屋の倒壊、山崩れ、がけ崩れ等の埋没被害、また、火災からの救出、消火は一刻を争うので機動力の確保に併せ、連絡系統を明確にし、即時出動態勢を整える必要がある。

1. 初動医療救護体制の確立

初動時期における消防本部と各医療機関相互の連携及び早期に応急救護体制を立ちあげる体制の確立を図る。

また、トリアージ(負傷者選別)の基準などを含む多数傷病者対応計画を設定したうえで、実践的な多数傷病者対応訓練の実施を検討する。

2. 後方医療支援体制の確立

救護所で手当を受けた傷病者のうち、市内の医療施設では対応できない負傷者等を後方医療施設(救急告示病院あるいは被災地外の病院)へ移送する体制の確立を図る。

また、重症傷病者のヘリコプター利用について連携体制の確認と教育訓練を実施する。

第14 広域応援協力体制の整備

1 基本方針

大規模災害時において、円滑に県や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう必要な広域応援協力体制の整備に努める。

2 他の自治体・消防本部間における相互協力体制の整備

◆防災安全課、上下水道局、消防本部

自治体等との間で締結している相互応援協定の内容に基づき、連絡体制及び応援体制の構築に努めるとともに、実効性の確保を図る。

3 応援・受援体制の整備

◆防災安全課、人事課、管財契約課、消防本部

災害の規模や被災地のニーズに応じて、県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行う体制の整備に努め、受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定されることから、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設の確保に努める。

4 関係機関・民間企業等との連携隊の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関をはじめ、民間企業等との災害応援協定の締結、災害時連絡体制の整備に努め、避難所資機材、食料、飲料水等の確保を図る。

◆津波災害予防に関する計画

第5節 津波災害予防

第1 趣旨

津波は、主に海底の大地震が原因となって発生するものであるが、近海で津波が発生した場合は、津波予報の発表前であっても津波が襲来するケースもある。

これら津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定する。

1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対

しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる必要がある。

2. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める必要がある。

第2 津波ハザードマップ等の作成

◆防災安全課

令和5年3月に島根県が津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波災害警戒区域の指定を行った。市は、これに基づき津波災害警戒区域及び基準水位、情報伝達手段、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成し、令和6年1月に該当地区へ全戸配布した。

また、平成24～27年度にかけて出雲市津波避難計画に基づく地域毎の津波避難計画を策定した。(令和4年3月更新)

第3 海岸保全施設整備の推進

◆水産振興課・道路河川維持課・建設企画課・出雲県土整備事務所

津波等による被害防除を図るため、離岸堤、突堤、護岸及び消波堤等の整備を推進するとともに、既存施設の点検整備を併せて実施する。

第4 情報伝達体制の確立

◆防災安全課・消防本部

津波警報等の受・伝達体制を確立するとともに、沿岸住民に対する情報伝達手段としての防災行政無線の整備を促進し、可能な限りの情報伝達手段を確保する。

また、津波警報・注意報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線(J-ALE RT含む)、サイレン、ケーブルテレビ、エフエムいずも、携帯電話(緊急速報メール(エリアメール)機能を含む。)、いずも防災メール、SNS(X(旧Twitter)・Facebook・LINE等)、広報車等のあらゆる手段の活用を図る。

第5 津波警報等の基準

	予想される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や高い建物など安全な場所へ避難する。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づかない。

第6 市民等の避難誘導

◆消防職員、消防団員、警察官、市職員

市は、消防職員、消防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

なお、津波到達予想時刻を勘案して活動方針を決定する等、避難の呼びかけを実施する者の安全確保について徹底する。

第7 避難活動

地震時の津波災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者(市長、知事、警察官、海上保安官)は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を取る。

1. 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。また、近海で地震が発生し

た場合には、津波警報・注意報の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震(震度4程度以上)を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施出来るよう、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 市及び市消防本部は、直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保出来る場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。この際、避難行動要支援者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。
- (2) 沿岸市町村に対する津波警報等の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。
このほか県、警察及びNTT事業所等から津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。
- (3) 津波警報等及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

第8 自主避難体制の整備

市は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇したり、津波警報・注意報等の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

第9 避難対策

1. 市民の自主避難

市民は、沿岸付近で強い揺れを感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、テレビ・ラジオ、防災

行政無線、緊急速報メール、いずも防災メール、SNS(X(旧Twitter)・Facebook等)、広報車等を通じて正しい情報を積極的に入手するよう努める。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは、海岸に近づかないようにする。

2. 避難指示

津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波注意報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市長は市民等に海浜等から避難するよう指示をおこなう。

第10 避難方法・避難誘導

◆消防職員、消防団員、警察官、市職員

- (1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。
ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合は、市は警察等の関係機関等調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておく。
- (2) 市は、職員、警察、消防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定する。

第11 津波避難計画の作成

◆防災安全課

- (1) 市は、ハザードマップを基に、地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。なお、津波避難計画には、避難所、避難経路、避難準備情報(津波警報・注意報)や避難指示の伝達方法、避難に関する注意情報等を定めるものとする。
⇒ 3-2 出雲市津波避難計画
- (2) 津波被害の可能性のある地域に立地する、学校、病院、福祉関係施設、その他多数の者を収容する施設の管理者(市庁舎を含む)は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知するものとする。

第12 津波避難訓練の実施

市及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、

訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させる。

第13 避難環境の整備

◆防災安全課

沿岸住民に対しては「島根県地震被害想定調査検討委員会」において新たな被害想定調査結果を受け、津波ハザードマップを作成し、津波に際する避難場所及び避難路の周知を徹底するとともに、避難場所への移動がスムーズに進むよう避難誘導標識や海抜表示板等の整備を行う。

また、津波の被害が想定される地区(コミュニティセンター単位)においては、各地区において地区津波避難計画を策定するなどの対策を講じるよう努める。

津波避難計画策定にあたっては、防災安全課において必要に応じた支援等を行う。

※地区津波避難計画策定状況

- 平成24年度 — 北浜地区
- 平成25年度 — 伊野地区・佐香地区・西田地区・鰯淵地区
- 平成26年度 — 鶉鷺地区・日御碕地区・大社地区・荒木地区
- 平成27年度 — 長浜地区・多伎地区・湖陵地区
- 令和4年3月 — 上記全地区の計画を更新

第14 津波に関する知識の普及啓発

◆防災安全課・水産振興課・教育部・保育幼稚園課

1. 防災思想の普及啓発

市は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえ、県と連携して、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報紙、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図る。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2. 職員に対する研修

市及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努める。

3. 住民に対する普及啓発

- (1) 市は、津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知

する。

- (2) 津波による人的な被害を最小限とするためには、住民等の的確な避難行動が基本となる。このため、市は防災関連行事等を通じて、広報紙、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項(下記注意事項を参照)等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

【津波に対する注意事項】

(1) 一般市民に対する内容

- ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。
※津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
- カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(水深の深い海域)退避する。
- イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。
- オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛する。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。
※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。(地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合には、直ちに安全な場所に避難する。)
- キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4. 事業所等に対する普及啓発

市は、災害時において事業者が適切な行動をとれるよう、事業者に対して広報紙、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講演会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る

ものとする。

5. 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行う。

なお、教育を実施する際は、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮する。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取組に努める。

(2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第15 孤立地区対策

地震及び津波災害により孤立の可能性がある地区においては、非常用発電機の配備や地域津波避難計画を策定する等の対策を通じ、地域防災力を強化する。

(1) 備蓄の整備・拡充

備蓄にあたっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要であるため、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮にも努める。また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、非常用電源の整備を行う。また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

(4) 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

◆事故災害予防に関する計画

第6節 火災予防

第1 概況

出雲市の建物は、その大部分が木造建築によって平面的に構成されており、耐火、耐震性に劣る。また、出雲地方は、冬季に季節風が強く、かつフェーン現象を起こしやすい等地勢的条件により火災の危険度が極めて高い。

なお、昭和36年には、市街地中心部を都市計画法による準防火地域の指定を行い、耐火構造建築の促進に努めている。

第2 防火対策

◆建築住宅課・消防本部

1. 準防火地域の指定の範囲について検討するとともに、地域内の違反建築を防止する。
2. 鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造等技術的なPRを行い、一般に不燃建築の認識を高め、耐火構造建築の促進を図る。
3. 建築内部の防火は、火災予防上極めて重要であり、炊事場、浴室等火災の危険度の高い部分の内装の不燃化を促進する。
4. 消防法の改正により既存住宅及び新築住宅に義務化された住宅用防災機器等の設置について、広報紙等を通じて周知徹底を図る。
5. 予防査察の強化により、消防法令違反がある防火対象物や危険物施設の違反是正を図る。

第3 火災警報

◆消防本部

市長は、消防法第22条に規定する火災気象通報又は災害対策基本法第55条の規定に基づく通知を受けた場合のほか、出雲地域の気象条件が、火災の予防上危険である場合には、警報を発令し、火災の発生を未然に防止する。

火災警報は、消防法及び出雲市火災予防条例の施行に関する規則の規定によって発令し、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ等の手段により周知徹底を図るものとし、警報の解除についてもこれに準じて行う。

火災警報の発令・解除は、県知事の通報を受けて行う場合のほか、概ね次の基準で掲げる気象状況において、必要と認めた場合に行うものとする。

- ①実効湿度60%以下であって、最低湿度40%を下り、最大風速7mを超える見込みのとき。
- ②平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第4 火災予防査察

◆消防本部

1. 特殊対象施設の査察

消防長及び署長は定期的に、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく防火対象物の立入調査を実施し、防火管理の徹底を図るものとする。

2. 一般家庭の防火診断

消防団と協力し、春秋の火災予防運動を通じて、それぞれ管理区域の一般家庭における火気取り扱い施設等の防火診断を実施し、防火管理の徹底を図るものとする。

第5 警戒措置体制

◆消防本部

消防本部、消防団及び自衛消防組織は、組織体制、警戒区域の責任体制あるいは相互の協力体制等について、必要な事項を協議するものとする。

第7節 雪害予防

第1 概況

◆防災安全課・道路河川維持課・農林基盤課・松江国道事務所・出雲県土整備事務所・出雲警察署

降・積雪に対する道路除雪については、基本的には、各道路管理者が定める除雪計画に基づき実施する。しかし、積雪により種々の災害発生が予想される場合には、雪害対応として、諸状況を勘案しながら、職員の非常招集、情報連絡体制の確立、災害対策本部の設置等、早めの必要な措置を講ずるものとする。

第2 雪害予防

1. 基本的な考え方

本市は、豪雪地帯と比べて雪害に対する対策基盤や市民意識が決して高くないことから、大規模な雪害に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、市民生活に及ぼす影響は小さくはない。

平素から雪害への警戒体制の確認、関係各機関との連携を図っていくとともに、有事における交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止し、又はその被害を軽減するため、災害応急・復旧体制を整備し、市民の生活環境の維持向上、地域経済活動の停滞防止に資することを基本とする。

2. 雪害に強いまちづくり

(1) 雪害に強いまちの形成

① 雪崩危険箇所の把握

雪崩の危険箇所については、島根県が豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。また、島根県は、平成8～9年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。これら、県の行う調査に加え、市域内の危険箇所の把握に努め、必要な対策を推進する。

※市内の雪崩危険箇所 佐田町：県道佐田八神線1箇所

② 防雪施設の整備

島根県は、冬期における交通確保のため、道路の指定路線において、スノーシェルター、スノーシェッド、消雪パイプ、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。また、鉄道関係においては、JR西日本が、指定区間に鉄道林、雪崩止め柵、流雪溝等の雪害防備施設を設置している。市としては、防雪施設の整備について、その必要性等を斟酌し、関係各機関へ働きかけていく。

※市内の雪害関係諸施設 佐田町大呂：県道佐田八神線の雪崩防止柵 146M

③ 雪害による孤立予想地区の把握

積雪、雪崩等により外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能になる可能性のある地区を雪害による孤立予想地区として事前に把握する。

(2) 除雪体制の整備

① 道路除雪体制

積雪時における除雪については、年度ごとに各道路管理者が策定する除雪

計画書に基づき実施する。

② 除雪支援体制

住宅まわりの除雪については、基本的には個人の責任において行うものであるが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

そのため、市としては、地域の実情に応じて、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、ボランティア団体等へ、除雪の支援を求めていく。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、大雪時においても、支援が必要な要配慮者への支援にも努めていく。

(3) 凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等、特に凍結の起こりやすい箇所及び危険な箇所に、事前に凍結防止剤を設置する。また、凍結防止剤散布路線については、必要に応じて散布を行う。

3. 災害応急・復旧体制の整備

(1) 災害発生直前の体制整備

① 警戒・避難体制の整備

雪害等の発生に備え、積雪深、降雪量等の情報収集に努める。また、避難指示等の情報を住民等に伝達する体制については、豪雨等の災害に準じて実施する。

② 住民の避難誘導體制の整備

積雪、融雪等に配慮した避難施設・避難路の指定、避難行動要支援者の避難支援等については、豪雨等の災害に準じた体制で実施する。

(2) 災害発生直後の情報収集・伝達体制の整備

① 夜間・休日等における体制の整備

夜間・休日の場合においても、豪雨等の災害に準じた体制で実施する。

② 通信体制の整備

・各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

・無線設備の点検を実施し、平常時において連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。

(3) 災害応急活動体制の整備

① 職員の体制

雪害に関する警報発表時又は被害が発生した場合等における職員の招集については、豪雨等の災害に準じた体制で実施するが、除雪計画で指定されている職員は、優先的に除雪対応に従事する。

② 防災関係機関相互の連携体制

締結済みの災害協定の内容を検証するとともに、雪害時の孤立地区対策として、食料、水、生活必需品、医薬品及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

③ 緊急輸送活動体制の整備

積雪による異常事態が発生したときは、除雪対策に努めるとともに、必要に応じて交通遮断、迂回交通等の措置を行い、さらに交通整理・交通規制について出雲警察署長に協力を求める。

④ 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が発生した場合に、交通が途絶しているなかでの輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

第3 道路啓開等

◆災害対策本部（道路河川班・農林水産班）

市は、自ら管理する道路において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、市は自ら車両の移動等を行う。

第4 災害応急対策

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の予防、被害軽減のため、関係機関は相互に連携し、住民と一体となった総合的な対策を講じる。

また、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、情報伝達や適切な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要になる。雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

2. 災害発生直前の対策

(1) 降雪時の対応

気象予警報、降雪、凍結等により、各課において対応が必要と判断される場合は、担当課長の判断、指示により活動を行う。なお、実施した内容については、速やかに防災安全部長へ報告を行う。

(2) 雪害に関する警報等の伝達

県及び気象台からの気象情報等について、関係機関等へ迅速に伝達する。

3. 災害情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集・伝達及び被害規模の早期把握

災害の発生直後において、人的被害の状況、建築物の被害情報等を収集し、県

へ連絡する。

(2) 地区災害対策本部との緊密な連携

出雲市災害対策本部と地区災害対策本部は、災害発生の状況等について、常に緊密な連携をとり、対策を講ずる。

4. 災害応急活動体制の確立

(1) 市の活動体制の確立

災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講ずる。なお、被害の規模により災害対策本部の設置に至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害に準じ必要な体制をとる。体制の基準は、概ね以下のとおりとする。

【注意体制】	本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等気象予警報(大雪注意報)が発表されたとき。
【準備体制】 第1次災害体制	除雪計画における初動体制中であって、本市を含む地域に気象業務法に基づく雪等気象予警報(暴風雪警報)が発表され、災害等に備え、体制をとることが必要と判断される時。
【警戒体制】 第1.5次災害体制	除雪計画における警戒体制中であって、小規模な災害が発生又は発生が予想される状況と判断される時。
【特別警戒体制】 第2次災害体制	除雪計画における豪雪体制をとる場合であって、災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認められたとき。
【非常体制】 第3次災害体制	雪害が拡大し、特別警戒体制では対処できないとき。
【特別体制】	市内で突発的に事故及び災害が発生した場合で市長が必要と認められたとき。 特別警報が発表されたとき。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、島根県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく島根県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

5. 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

(1) 除雪

積雪時における除雪については、除雪計画書に基づき実施する。

(2) 雪崩災害の防止

危険箇所を住民等に周知するとともに、事前避難が必要と判断される場合は、住民に対する避難指示等を行い、適切な避難誘導を行う。

第5 災害復旧・復興

1. 被災施設の復旧等

①島根県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めている物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

②ライフライン関係機関及び交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

③被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

2. 被災者の生活再建等の支援

雪害発生時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻等が生じることをふまえ、県及び防災関係機関等と協力し、生活再建等の支援を行う。

第8節 流出油事故の災害予防

第1 基本方針

流出油事故が発生した場合、被害を最小限に食い止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等を組織的に先制集中する必要がある。

このため、平常時から国・県をはじめ漁港・港湾・河川等の管理者との役割分担を明確にし、連携体制を構築しておくことが重要である。

第2 油防除資機材の整備

◆防災安全課・水産振興課・道路河川維持課・農林基盤課・境海上保安部・出雲県土整備事務所・漁業協同組合JFしまね

市は、流出油事故に備え、必要な油防除資機材を整備するものとする。市において不足する資機材については、県をはじめ海上保安部、国土交通省中国地方整備局、漁業協同組合及び山陰沖排出油防除協議会等と調整のうえ協力を求めるものとする。

第3 環境対策

◆防災安全課・環境政策課・消防本部・出雲保健所

流出油事故による環境への影響に関する情報をあらかじめ収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう整理しておくとともに、環境対策の実施にあたって、専門家等による情報提供、助言等を迅速に得られるよう、専門家に関する必要な情報を収集、整理しておくことが必要となる。

第9節 海難事故の災害予防

第1 基本方針

船舶の衝突、転覆、爆発等といった海難事故を未然に防止するため、海難事故防止活動を推進するとともに、海難事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制の整備を推進するとともに、日本水難救済会等の活用を含む応急活動体制の整備を推進する。

第2 海難事故防止の推進

◆防災安全課・水産振興課・消防本部・境海上保安部・漁業協同組合JFしまね・島根県水難救済会出雲救難所

要救助海難等事故の発生原因は、その7割程度が人為的要因によるものである。こうした要因による海難事故等を防止するため、海難事故等防止知識の普及・啓発を図るとともに、技能の習得・向上を図る対策を講じる必要がある。

第3 災害情報の収集等連絡体制の強化

◆防災安全課・水産振興課・消防本部・境海上保安部・漁業協同組合JFしまね・島根県水難救済会出雲救難所

国、県、海上運送事業者及び漁業関係者と協力し、海難事故等発生時における災害情報の収集等連絡体制を強化するとともに、効果的な応急対策が実施されるよう防災体制の整備等相互連携体制を確立する。

第4 防災訓練

◆防災安全課・消防本部・境海上保安部・島根県水難救済会出雲救難所

市及び消防本部は、海上保安部、島根県水難救済会出雲救難所等と連携し、海難事故発生時における初期活動訓練や海難事故を想定した総合防災訓練等が円滑に実施されるよう配慮する。

第10節 ガスその他危険物の災害予防

第1 基本的方針

経済活動の伸長、個人消費生活の向上等により、都市ガス、プロパンガス、石油等爆発火災の危険を伴う危険物が増加しており、この取扱いを誤ると大きな災害を誘発しかねないため、ガス等の危険物災害に関して市民への啓発に力を入れるとともに、関係法令に基づいた予防措置を強化する。

第2 危険物等関係施設の安全性の確保

◆消防本部

高圧ガス施設、毒劇物取り扱い施設及び火薬類取り扱い施設等に対する実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底等、積極的に保安意識の啓発を図る。

第3 予防教育の徹底

◆防災安全課・消防本部

市及び消防本部は、危険物等保安監督者、危険物取扱者等に対し、保安教育の講習会等を実施し、危険物を取り扱う事業所及び従業員の資質の向上を図る。

第4 自主防災体制の確立

◆出雲市防災安全協会

危険物取扱事業所の管理者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練等を実施し、自主防災体制の確立を図る。

また、消火薬剤、流出油処理剤等の備蓄に努めるとともに、危険物取扱い事業所間における相互協力体制の促進を図る。

第11節 林野火災予防

第1 基本的方針

近年、森林レクリエーション等により山林への人の出入りが多くなってきており、たき火の不始末、たばこの投げ捨て等による出火の危険性が高まってきている。このため、広範囲に至る林野火災を防止又はその被害を最小限にいとめるため、林野火災に強い地域づくりを推進していく。

第2 消火体制の整備

◆消防本部

1. 消防水利の整備

林野火災においては、森林内のため池等が消防水利に役立つと考えられるため、これらの把握に努めるとともに、貯水槽の整備、海水及び河川水等の自然水利の活用、出雲地区生コンクリート協同組合との連携等消防水利の多様化を図る。

2. 防火線の設置

森林所有者に対し、火災の延焼拡大を防止するため、必要に応じて防火線の配置を促進する。また、耐火性のある樹種を植栽し、防火樹帯の整備を促進する。

3. 空中消火体制の整備

空中消火体制については、県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び県において資機材の配備がなされている。

効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が必要であるため、訓練等を通じて連携体制を確認する。

第3 広域応援体制の整備

◆消防本部

林野火災は、時として市町村をまたがり広域的な広がり発展する可能性がある。このため、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関においては、相互の協力体制を整備するだけでなく、迅速かつ広域的な支援が展開されるよう広域的な協力体制の整備を図る。

◆その他予防に関する計画

第12節 施設、資材、器材等の整備

第1 物資の備蓄

◆防災安全課

災害救助法に基づく救助物資及び日赤で備蓄する救援物資の支援が受けられるまでの応急対策として、物資の備蓄に努める。

1. 備蓄の実施主体

(1) 市

市は、独自では物資の確保等が困難になった者に対し、食料、飲料水及び生活必需物資等の給与を行う必要がある。このための食料等の備蓄は、数量、種別、保存年限等を考慮し、必要最小限度にかつ計画的に行うものとする。

また、家庭及び事業所に対し、備蓄に関する啓発を行う。

市における必要備蓄食料数

※想定避難者数37,291人×3日×3食×1.2(短期的避難者係数)の内1日分=134,247食

令和7年6月末現在備蓄食料数	米 類	62,010食
	レトルト食品	1,759食
	豚 汁	651食
	クラッカー類	910食
	粉 ミルク	29,160g
	液体ミルク	48缶
	合 計	65,330食, 29,160g, 48缶

参 考

島根県地域防災計画抜粋

第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

2 食料及び給食用資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市町村、県民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

(2) 家庭・事業所

「自らの命は自らが守る」を基本に、食料、飲料水、その他必要とする生活必需物資等の

備蓄に努めるとともに、非常用持ち出し袋の準備をするなど、日頃から緊急時に対応できるような環境を整える。

2. 備蓄の方法

市は、食料、飲料水及び生活必需物資等の備蓄については、備蓄する物資の種類に応じて、集中備蓄あるいは分散備蓄の方法により備蓄を行う。

3. 食料等調達体制の整備

大規模災害時においては、生産者及び販売業者の協力を得て、食料、飲料水、その他生活必需物資等の供給を行う必要がある。

第2 防災資機材の整備

◆防災安全課

市は、災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関し、品目、数量、その他必要事項を定めた「防災用資機材等調達・備蓄計画」を策定し、年次的な整備を行うものとする。

特に、災害時における電源の確保は重要な課題であるため、平成25年度から平成28年度にかけて、全地区災害対策本部(コミュニティセンター)に非常用発電機を配備した。

非常用発電機の設置箇所及び設置台数(附属資料P48)

また、平成25年度には、大規模災害発生時に、市の地区防災拠点となり、避難所にもなる全地区災害対策本部(コミュニティセンター)に、避難された住民の方々が速やかに緊急通話手段を確保し、安否確認等に活用するための手段として、また、市の災害対策本部等との補完的な情報伝達手段を確保できるよう、NTT西日本島根支店との協定に基づき、特設公衆電話回線の設置及び電話機の配備を行った。

特設公衆電話の設置箇所及び設置数(附属資料P48)

今後、さらに、水防倉庫の整備・点検を実施し、常に災害非常時に備える。

また、防災資機材の調達に関する理解と協力を得るよう、民間業者等と協議を行い、必要に応じて協定等を締結するよう努める。

第3 医薬品等の調達・備蓄

◆防災安全課・医療介護連携課・総合医療センター・出雲保健所・出雲医師会

医療、救護の応急対応を迅速かつ円滑に実施するため、市と総合医療センターは相互に協力して、医薬品・医療用資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療・医薬品関係機関と協議を行い、必要に応じて調達・備蓄・輸送に関する理解と協力を得るよう努め、医薬品等の調達体制を確立する。

第13節 災害時における要配慮者対策

第1 基本的方針

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの防災施策において特に配慮を要する、「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。このため、防災関係機関及び要配慮者施設の管理者等は、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

第2 防災知識の周知等

◆防災安全課

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者によって異なる。したがって、周知を効果的に行うには、あらゆる機会を通じ、要配慮者の状況に応じた防災行動力向上のための防災知識の周知に努めることが必要である。

第3 防災設備・用具・機器、物資等の整備及び活用

◆福祉推進課・高齢者福祉課・出雲市社会福祉協議会・出雲保健所

災害発生時の食料・飲料水に関して、家庭における事前の備えを推進するとともに、市においても毛布、食料、飲料水などの備蓄・調達体制を整備する。

また、一人暮らしの高齢者等の安全を確保するための緊急通報装置の設置補助をはじめ、在宅の要配慮者に対する火災警報器等の整備の推進に努める。

社会福祉施設等に対しては、施設入所者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄に努めるほか、当該施設で想定される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電等の整備を行うよう協力を求めるものとする。

なお、在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用する重症心身障がい児(者)及び難病患者者のための非常用電源確保については、出雲保健所と協力して対応する。

第4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

◆福祉推進課・高齢者福祉課・防災安全課

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援を実施するため、「避難行動要支援者名簿」を更新、調

整する。

1. 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(ただし、居宅で生活する者に限る。)で、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 要介護度1又は2の認定を受けている65歳以上で一人暮らしの高齢者
- (3) 要介護度1又は2の認定を受けている65歳以上の高齢者であって、本人以外の世帯員が他の区分の避難行動要支援者に該当する者又は18歳未満の者のみで構成されている世帯の世帯員である者
- (4) 総合等級1級又は2級の身体障がい者手帳を所持する者(ただし、心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く)
- (5) 療育手帳Aを所持する者
- (6) 1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持する一人暮らしの者
- (7) 1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持する者であって、本人以外の世帯員が他の区分の避難行動要支援者に該当する者又は18歳未満の者のみで構成されている世帯の世帯員である者
- (8) その他、市長が特に必要があると認めた者

2. 避難行動要支援者名簿作成及び個人情報の入手方法

- (1) 市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために必要な限度の範囲内で情報を集約して、避難行動要支援者名簿を作成し、2ヶ月に1回更新する。市は、名簿を作成するに当たり、市の関係部局で把握している情報(住民基本台帳、介護保険被保険者台帳、身体障がい者手帳所有者情報、療育手帳所有者情報、精神障がい者保健福祉手帳所有者情報)を集約し、また、避難行動要支援者本人や家族等から情報を得るものとする。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日及び年齢
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める

事項

- (2) 避難行動要支援者名簿は、防災安全部防災安全課、総合政策部自治振興課、行政センター(地域振興課・市民サービス課)、健康福祉部福祉推進課・高齢者福祉課、消防本部警防課に備え、適正な情報管理を行う。

3. 避難支援等関係者となる者

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

- (1) 各地区災害対策本部
- (2) 出雲市消防団
- (3) 出雲市民生委員児童委員協議会
- (4) 出雲市社会福祉協議会
- (5) 出雲警察署
- (6) その他市長が必要と認めるもの

4. 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供

- (1) 市は、平常時からあらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供することに同意した者の常時提供用名簿を、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (2) 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

5. 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む災害時提供用名簿の提供

- (1) 災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。
- (2) 市は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

6. 避難のための情報伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、出雲市地域防災計画に基づき高齢者等避難、避難指示の発令・伝達を適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- (2) 市は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達できるよう、多様な手段を活用して情

報伝達を行う(防災行政無線、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、メール、市ホームページ等)。

7. 避難行動要支援者個別避難計画(避難プラン)の作成について

市は、避難支援等関係者及び福祉専門職と連携し、災害時の円滑かつ迅速な避難を図るための避難行動要支援者個別避難計画(避難プラン)の作成を進める。

市は、避難支援等関係者等による個別避難計画(避難プラン)の作成にあたり、県と連携し、地域特有の課題に留意しながら、事例や留意点等の提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

(1) 個別避難計画(避難プラン)の作成に係る同意

個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援等関係者及び福祉専門職と連携して個別避難計画(避難プラン)を作成する。

(2) 個別避難計画(避難プラン)の記載事項

個別避難計画(避難プラン)には、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。

- ① 親族等緊急時連絡先の情報
- ② 避難サポーターの情報
- ③ 避難時、避難先での留意事項
- ④ 自宅周辺の危険箇所
- ⑤ 災害時の避難会、避難方法、経路等

(3) 個別避難計画(避難プラン)の更新

避難行動要支援者の個別避難計画(避難プラン)の内容に変更があった場合は、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と連携して個別避難計画(避難プラン)の更新を行う。

8. その他避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・運用について必要な事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・運用に係る具体的な手順等については、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき行う。

また、市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用する。

第5 地域における援護、支援体制の確立

◆防災安全課・福祉推進課・消防本部・出雲市社会福祉協議会・出雲市民生委員児童委員協議会・出雲市総合ボランティアセンター

1. 避難行動要支援者等への支援体制

避難行動要支援者名簿を活用し、地区災害対策本部を中心に出雲市民生委員児童委員協議会等の協力を得て、避難の支援体制を構築する。

避難行動要支援者が災害非常時に迅速・的確な行動がとれるよう、地区災害対策本部あるいは自治会・町内会の実態に合わせ、家族の協力のもと、近隣住民、民生委員・児童委員、地域ボランティアとの協力体制を整え、避難行動要支援者ごとの緊急連絡体制等を確立するものとする。

なお、避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

2. 外国人への支援体制

外国人に対しては、住民登録の際に避難所の位置等の説明を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのパンフレット等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけを行う。

また、災害時における語学ボランティアの活用体制の整備を行うほか、避難所・災害危険地域等についての多言語表示の付記を推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第6 要配慮者利用施設等における援護、支援体制の確立

◆防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課

1. 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の所有者等は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、防災組織体制を整え、職員等の任務の分担を明確にし、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備を図る。

2. 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設等の所有者等は、施設等の職員や入所者が、災害非常時におい

て適切な行動がとれるよう、防災に関する教育を実施するとともに、施設利用者の避難確保計画を作成し、市長へ報告する。

また、要配慮者利用施設等の所有者等は、定期的に施設利用者等の実態に応じた避難訓練等を実施し、実施結果を市長へ報告する。

3. 要配慮者利用施設等への防災情報提供

市は、要配慮者利用施設等の所有者等に防災情報を事前に周知するため、洪水予報(国)、土砂災害警戒情報(国・県)及び津波警報・注意報(国)が発令された時には、速やかに情報の伝達を実施する。

情報の伝達については、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール、いずれも防災メール、エフエムいずれも、ケーブルテレビ文字放送、有線放送、市ホームページ、SNS、広報車による巡回等により多重的に行う。

浸水想定区域内等の要配慮者利用者施設(水害) (附属資料P73)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(土砂災害) (附属資料P87)

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設(津波災害) (附属資料P88)

第7 避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の指定・整備

◆防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課

避難所の生活において、介護を要する高齢者や障がい者には特別な配慮が必要となる。

このため、市は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

福祉避難所 (直接避難型)	一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等が普段から通い慣れた福祉施設へ直接避難できる福祉避難所
福祉避難所 (二次避難型)	一般避難所では避難生活が困難であり、福祉避難所への移動が望ましい方として市が優先順位づけを行った高齢者や障がい者等が避難する福祉避難所

福祉関係部局は、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した指定管理施設、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を積極的に進める。

また、難病患者には、県、周辺市と連携し避難所の確保に努めるものとする。

指定福祉避難所(附属資料P36)

第14節 自主防災組織の育成

第1 地区災害対策本部

1. 基本方針

水害、地震、火災等の各種災害に関して、被害の発生と拡大の防止を図るためには、住民自らの出火等の防止、発生直後の初期活動、避難等その地域における自主的な防災活動を実施することが重要となってくる。よって、これらの防災活動を組織的、効果的に行うため、市内全地区に、地区全体の自主防災組織として、自治協会、消防団、土木委員会、民生委員児童委員協議会等で構成する地区災害対策本部を設立し、その育成支援を行う。

市は、避難情報の発令時など、市が地区災害対策本部の設置が必要と判断した場合に、地区災害対策本部の設置を要請する。

2. 平常時における活動

- (1) 地区災害対策本部会議等を開催し、地区の各組織の連携確認
- (2) 各町内に対する地区防災体制の周知及び連絡網の確認
- (3) 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の避難の支援方法等の確認
- (4) 市指定避難所の確認
- (5) 各町内の一時避難所の把握
- (6) 備蓄食料の管理
- (7) 防災知識の習得

3. 災害時における活動

- (1) 避難情報を連絡網により伝達
- (2) 避難状況の確認
- (3) 被災情報や現状をまとめ市災害対策本部(支部)へ連絡
- (4) 避難所への連絡、状況把握
- (5) 復旧支援情報の伝達
- (6) 災害ボランティアとの連携

4. 地区担当職員の基本的業務

災害発生時に地区災害対策本部と連携し、地区の情報収集を行い、市災害対策本部(支部)等へ情報伝達を行う。

- (1) 状況の報告
- (2) 情報の収集
- (3) 状況の記録

第2 地域防災組織

1. 基本方針

防火や水防活動、初期救出活動を中心とした、町内単位や地区単位の独自の消防協力隊や水防協力隊については、市広報紙等により住民に自主防災組織の必要性を周知するとともに、地区消防団、消防署その他の防災機関との連携のもとに組織作りを推進し、さらに組織の要となる指導者の育成に努める。

組織作りにあたっては、防災対策について男女双方の視点に配慮した取組が行えるよう、女性の参加を促進する。

2. 平常時における活動

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 災害時における初期活動、避難、救出救護に関する訓練の実施
- (3) 小型消火器、応急手当用医療用品等の備蓄及び管理

3. 災害時における活動

- (1) 地域内の被害状況等の情報収集及び防災関係機関への連絡
- (2) 災害非常時における初期消火活動、初期救出活動の実施
- (3) 地区災害対策本部との連携協力

地区災害対策本部 (附属資料P70)

地域防災組織 (附属資料P71)

第15節 学校教育における防災教育

第1 基本方針

学校等における防災教育は、安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。このほか、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1. 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
2. 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

3. 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、津波災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

4. 各教科及び学校行事としての防災教育

関連教科において、自然災害の発生メカニズムなど、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定する等、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童生徒等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車(起震車)等による地震疑似体験の実施及び県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

5. 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童生徒等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第16節 ボランティアとの連携・受入れ

第1 基本方針

市は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

また、大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、市はこれらの支援を適切に受け入れる必要がある。

このため、市、出雲市総合ボランティアセンター(運営委員会)、出雲市社会福祉協議会が連携して、「出雲市災害ボランティアセンター」を設置する。

また、平素は、ボランティア活動が効果的に活かされるよう、受入体制等の整備を推進する。

第2 ボランティアの受入れ

◆市民活動支援課、出雲市総合ボランティアセンター、福祉推進課、出雲市社会福祉協議会

1. 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
災害情報・生活情報等の収集、伝達 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援 救援物資、資機材の仕分け、配給 簡易な応急・復旧作業 災害ボランティアの受入業務 外国人被災者の情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）等	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士会等) 被災宅地危険度判定(建築士会等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング 等

2. 受入れ窓口の設置

市、出雲市総合ボランティアセンター(運営委員会)及び出雲市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に連絡・調整の上、出雲市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティアセンターの設置、運営に関する検討等

また、出雲市災害ボランティアセンターは、島根県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」に対し、ボランティアの受入れ等に必要な支援の要請や連絡調整を行うものとする。

第3 連携体制の整備

◆市民活動支援課

市においては、災害ボランティア受入体制の確立を図るうえで、平常時からの活動支援施策の充実と、出雲市総合ボランティアセンター(運営委員会)及び出雲市社会福祉協議会等の関係団体との連携強化を図る。

第4 環境整備

◆市民活動支援課・出雲市総合ボランティアセンター・出雲市社会福祉協議会

1. ボランティアの事前登録

出雲市総合ボランティアセンター(運営委員会)を中心として、出雲市社会福祉協議会、日本赤十字社島根支部等の関係機関と連携し、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2. ボランティア等の訓練

災害非常時におけるボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティアの受付、派遣、調整等の訓練を実施するとともに援助技術の研修等を実施し、ボランティアコーディネーター等の養成を図る。

3. ボランティア活動の普及

シンポジウム等の開催により、災害非常時におけるボランティア活動のあり方、活動の支援内容等について普及を図る。

4. ボランティア活動の支援

市は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又は斡旋に努める。

第3章 災害応急対策に関する計画

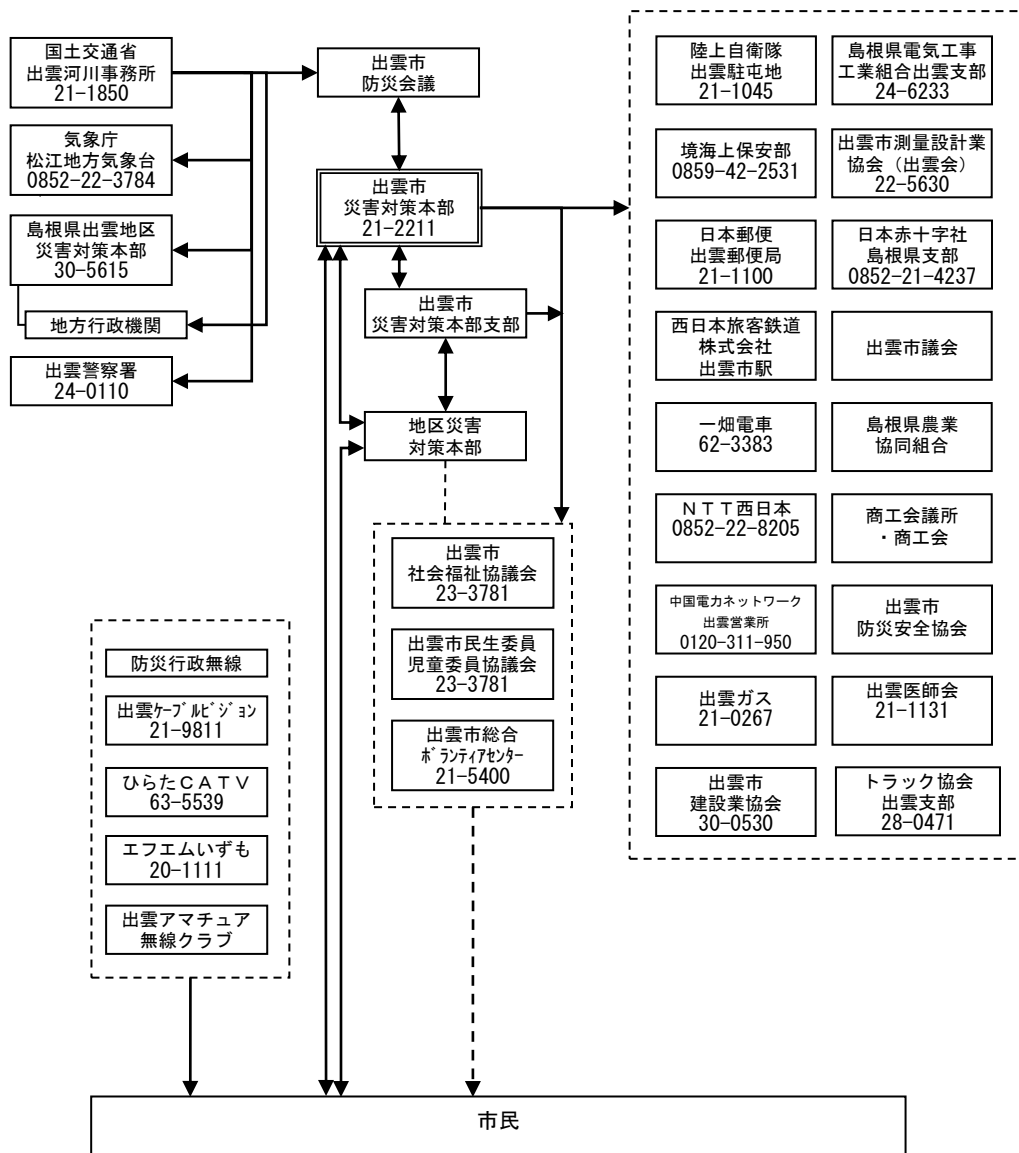
第1節 組織

第1 災害対策組織

◆災害対策本部(事務局)

市長は、市内に災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、出雲市災害対策本部条例及び出雲市災害対策本部規程の定めるところにより、出雲市災害対策本部又はこれに準ずる体制を設置する。また、全ての職員は、災害対策本部員として、災害に的確かつ迅速に対応するため、応急対策を優先的に実施する。

第1図 防災関係機関組織体



1. 出雲市災害対策本部及び災害対策本部支部の設置場所

市長は、出雲市災害対策本部を市役所本庁舎に設置する。なお、災害等により市役所本庁舎が使用できない場合は、消防本部庁舎に設置する。

また、市長は出雲市災害対策本部支部を各行政センターに設置する。

2. 防災関係機関との応援協力体制

指定公共機関や指定地方公共機関など、あらかじめ応援協力体制を整えている防災関係機関に対しては、応援要請内容を明らかにしたうえで、応援協力を要請する。

活動項目	担当班	応援協力要請先	連絡先
炊き出し	避難所運営班	日本赤十字社島根県支部	0852-21-4237
食料調達	経理・車両 ・調達班	米穀販売業者、製パン業者 飲料水・副食・調味料等販売業者	
応急仮設住宅の建設	建築班	出雲市建設業協会 出雲市建築組合	30-0530 22-3004
生活関連施設の復旧	道路河川班 農林水産班	NTT西日本(株) 中国電力ネットワーク(株) 出雲ガス(株) 島根県LPガス協会	0852-22-8205 0120-311-950 21-0267 0852-21-9716
医療及び助産	医療救護班	出雲医師会 島根県薬剤師会	21-1131 0852-25-0900
緊急輸送手段の確保	交通班	西日本旅客鉄道(株)中国統括本部 一畑電車株式会社 島根県トラック協会出雲支部	0570-00-2486 62-3383 28-0471
水道施設復旧	水道班 下水道班	出雲管工事事業協同組合	24-2898
物資の調達	経理・車両 ・調達班	島根県農業協同組合出雲地区本部 島根県農業協同組合斐川地区本部 商工会議所・商工会 寝具・衣料・日用品等販売業者	
応急作業従事	道路河川班 農林水産班	出雲市建設業協会 島根県電気工事工業組合出雲支部 出雲市測量設計業協会(出雲会) 出雲市防災安全協会	30-0530 24-6233 22-5630 21-6921
ボランティア活動	ボランティア班	出雲市総合ボランティアセンター 出雲市社会福祉協議会	21-5400 23-3781

活動項目	担当班	応援協力要請先	連絡先
要配慮者対策	消防部 避難所運営班	出雲市民生委員児童委員協議会 出雲市社会福祉協議会	23-3781
災害情報の広報	情報広報・国際班	出雲ケーブルビジョン(株) ひらたCATV(株) (株)エフエムいずも NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク	21-9811 63-5539 20-1111

3. 行政機関との応援協力体制

災害応急対策を実施するにあたり、関係行政機関の協力が必要と認められた場合は、必要事項を明確にしたうえで、応援協力を要請する。

- ① 出雲市から近隣市町に対する応急措置の応援要請(法第67条)
 - ② 島根県に対する応急措置の応援要請及び実施要請(法第68条)
 - ③ 島根県から市に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示(法第72条)
 - ④ 出雲市から近隣市町に対する職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)
 - ⑤ 島根県に対する職員派遣の斡旋要請(法第30条第2項)
 - ⑥ 島根県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請(法第30条第1項)
 - ⑦ 島根県から指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣要請(法第29条第1項)
 - ⑧ 出雲市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請(法第29条第2項)
- *「法」とは「災害対策基本法」をいう。

4. 島根県緊急消防援助隊受援計画

(1) 目的

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日付け消防広第74号消防庁長官通知。以下「要請要綱」という。)第39条に基づき、島根県における緊急消防援助隊の受援に関し、効果的な活動及び運用ができる体制を確保する。

(2) 知事への応援要請

市長は、被災状況及び市消防本部の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、要請要綱に定める様式により、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援の要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官への応援要請等

- ① 知事は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受け、県内の被災状況及び消防力に照らし、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、要請要綱

に定める様式により、消防庁長官に応援等の要請を行うものとする。

- ② 知事は、災害等で重大な被害が発生し、県内の被災状況及び消防力に照らし、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、市の応援要請を待たずに、要請要綱に定める様式により、代表消防機関の長と協議し、消防庁長官に対して応援等の要請を行うものとする。

③ 必要応援部隊等

- ・都道府県大隊
- ・指揮支援部隊
- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- ・NBC災害即応部隊
- ・土砂・風水害機動支援部隊
- ・航空部隊

(4) 受援体制の確立

- ① 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部(以下、調整本部という。)を設置するものとする。
- ② 調整本部は、島根県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として島根県庁6階災害対策室に設置するものとする。
- ③ 調整本部は、島根県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- ・被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - ・被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ・緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - ・自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - ・島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - ・島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - ・島根県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - ・その他必要な事項に関すること。

5. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより派遣を要請する。

(1) 派遣要請基準

災害対策本部長は、災害応急対策の実施にあたり、市の組織を活用しても、なお、事態を收拾することができない場合、又は事態が急迫し、緊急を要する状況にあるときは、次の基準により自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とするとき。
- ② 避難の援助として、避難者の誘導、輸送等について増援を必要とするとき。
- ③ 人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医師その他救急活動に必要なとき。
- ④ 被害状況調査のため、車両、船舶及び航空機など増援の必要があるとき。
- ⑤ 水防活動として、堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とするとき。
- ⑥ 障害物の除去等応急復旧に増援を必要とするとき。
- ⑦ 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のために増援を必要とするとき。
- ⑧ 炊飯及び給水の支援を緊急に必要とするとき。
- ⑨ 火薬類、爆発物等その他危険物の保安措置及び除去

(2) 災害派遣の活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常他の救護活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車(空中消火が必要な場合は航空機)その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機の輸送は、特に緊急を要すると認められるものに対して行う。

項目	活動内容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸与し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に際して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

(3) 要請先

区分	通報先	電話番号	衛星電話
県災害対策本部未設置	島根県防災危機管理課	(0852)22-5885	032-300-2-5885
県災害対策本部設置	島根県災害対策本部	(0852)22-5885	032-300-2-5885
	陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 (出雲市松寄下町1142-1)	21-1045	032-526-5
	海上自衛隊舞鶴地方隊 (舞鶴市字余部下1190)	(0733)62-2250	
	航空自衛隊第3輸送航空隊 (境港市小篠津町2258)	(0859)54-0211	

(4) 派遣要請の方法

市長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、知事に対して文書で要請する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後に文書を提出するものとする。

(5) 自衛隊派遣受入態勢及び準備

- ① 作業実施期間中における現場責任者の設定
- ② 応急対策における救援活動が、迅速かつ効果的に実施できるように必要な資機材の準備
- ③ 自衛隊の宿営に必要な土地、建物の準備、特に駐車場に留意する。
- ④ 被派遣部隊の連絡調整

(6) 撤収要請

- ① 市長は、自衛隊の災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- ② 知事は、撤収要請を受けたときは、速やかに自衛隊に撤収要請を行うものとする。

6. 海上保安庁救援協力要請

(1) 派遣要請基準

豪雨、豪雪、地震津波等による災害により、人命に危険が切迫する等緊急を要する場合において、巡視船艇・航空機を必要とする場合は、書面により海上保安庁の救援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請した後速やかに派遣要請書を提出する。

(2) 派遣要請書に記載する内容

- ① 派遣要請者の氏名(職業等)
- ② 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ③ 救援活動を必要とする期間
- ④ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- ⑤ その他救援活動に必要な事項

(3) 要請先

要請先	電話番号
境海上保安部(境港市昭和町9-1)	(0859)42-2531

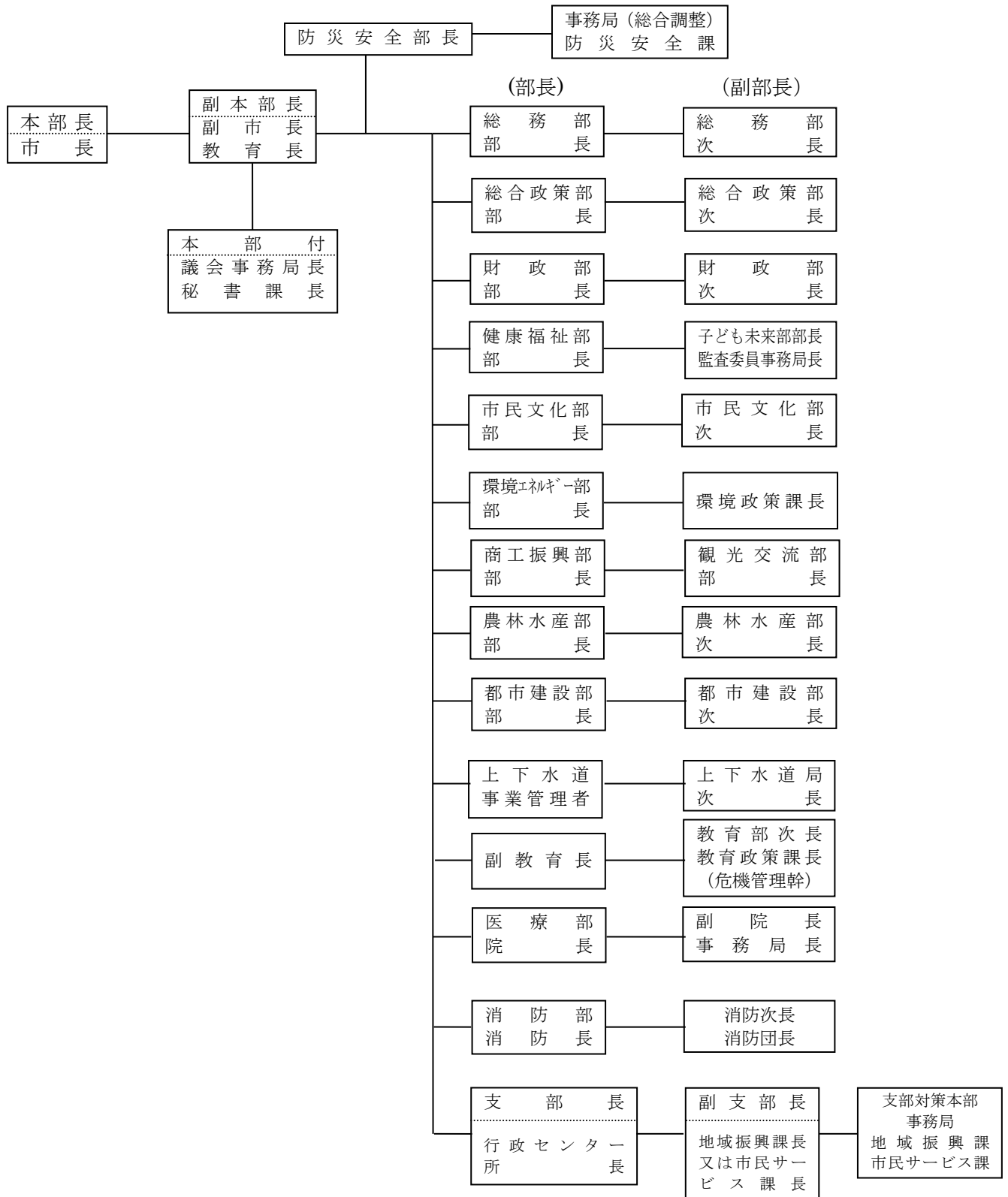
(4) 救援活動の内容

- ① 被害状況等の調査及び情報収集
- ② 避難指示、避難者の誘導
- ③ 陸上孤立者の救助
- ④ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- ⑤ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

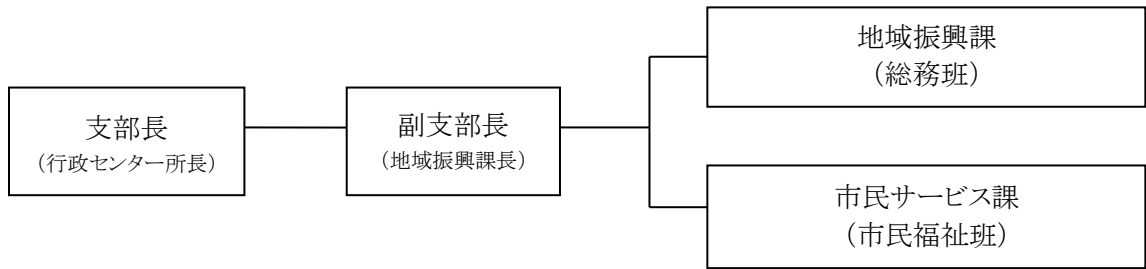
7. 応援計画及び受援計画の整備

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

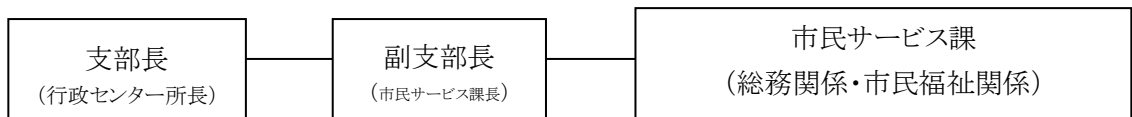
出雲市災害対策本部組織体制(災害対策本部)



(災害対策本部支部-平田・斐川支部)



(災害対策本部支部-佐田支部・多伎支部・湖陵支部・大社支部)



災害対策本部及び支部の事務分掌

災害対策本部(警戒体制含む)事務分掌

名 称	事務分掌		応援・協力体制
防災安全部長	① 危機管理の総括に関する事。 ② 市対策本部の設置と各部及び緊急対策チーム員との総合調整に関する事。 ③ 出雲市防災会議に関する事。		
事務局 (総合調整担当) 防災安全課	① 市対策本部及び市警戒本部の運営に関する事。 ② 緊急対策活動の集約及び総合調整に関する事。 ③ 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 ④ 防災行政無線の統制に関する事。 ⑤ 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 ⑥ 強制権の発動及び広域的な避難に関する事。 ⑦ 本部長命令の伝達に関する事。 ⑧ 国等の視察対応に関する事。 ⑨ その他本部長の特命事項に関する事。 ⑩ 出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議の開催に関する事。 ⑪ 地区担当者の派遣及び関係部並びに支部本部からの支援職員の受け入れ等に関する事。 ⑫ 非常警備及び事件等に伴う犯罪・盗難等の防止に関する事。(警察連携) ⑬ 本部の庶務に関する事。		総務部 総合政策部 直近の前防災安全課職員
部	班	事務分掌	応援・協力体制
総務部 (長)総務部長 (副)総務部次長	総務班 (長)総務課長 人権同和政策課 行政改革課 情報政策課 出納室	情報統括担当(総務課・人権同和政策課・行政改革課・情報政策課) ① 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関する事。 ② 応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。 ③ 島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。 ④ 各部、支部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 ⑤ 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 ⑥ 通信機器等の保全に関する事。 ⑦ 災害等臨時市民総合窓口の開設及び「緊急問い合わせ」に関する事。 ⑧ り災証明に関する事。 ⑨ 被災者台帳の作成に関する事。	総合政策部 防災安全部
	人事班 (長)人事課長	① 職員の非常招集に関する事。 ② 職員の動員状況の集約に関する事。 ③ 職員の安否確認及びり災状況の集約に関する事。 ④ 応援職員の確保及び配置に関する事。 ⑤ 職員のローテーション計画に関する事。 ⑥ 職員動員に伴う勤務条件等に関する事。 ⑦ 公務災害補償に関する事。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 他の班の所管に属さないこと。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
総合政策部 (長) 総合政策部長 (副) 総合政策部 次長	情報広報・国際班 (長)政策企画課長 広報課 自治振興課 縁結び定住課	情報収集処理担当(政策企画課・自治振興課・縁結び定住課) ① 各種情報の収集・整理・分析に関する事。 ② 整理分析した情報の総務班及び各班への伝達に関する事。 ③ 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事。 ④ 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事。 広報報道担当(広報課) ① 報道機関との連絡調整に関する事。 ② 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整及び記者発表に関する事。 ③ 報道機関からの情報収集に関する事。 ④ 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事。 ⑤ 記録写真に関する事。 ⑥ 事件等の緊急事態情報等のSNS、ホームページ等による情報発信に関する事。 国際担当(文化国際室) ① 海外からの支援に係る連絡調整に関する事。 ② 外国人対応に関する事。 ③ 外国語の通訳・翻訳関係に関する事。 ④ 外国人の避難支援に関する事。	総務部 防災安全部
	交通班 (長)交通政策課長	交通担当(交通政策課) ① 交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関する事。 ② 交通機関運行状況、代替輸送等の情報収集及び広報(ホームページ掲載等)に関する事。 ③ 運行現場における被害状況の把握に関する事。 ④ 避難用等応急輸送バス等の車両確保に関する事。 ⑤ 運行路線安全(通行止め等)の確認に関する事。	
	秘書班 (長)秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ② 見舞者の接遇に関する事。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
財政部 (長)財政部長 (副)財政部次長	調査班 (長)市民税課長 資産税課 収納課	① 被害調査の取りまとめに関すること。 ② 住家等被害状況の報告に関すること。 ③ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関すること。 (住家被害認定調査等)	市民文化部
	経理・車両・調達班 (長)財政課長 管財契約課 会計課	経理担当(財政課) ① 事件等被災対策費の経理に関すること。 ② 対策本部で使用する物品の調達に関すること。 ③ 被災時における国有財産等の無償貸付に関すること。 ④ 災害救助法の適用に伴う事務に関すること。 車両・庁舎管理担当(管財契約課) ① 民間自動車その他輸送手段の調達に関すること。 ② 市有自動車の配車に関すること。 ③ 庁舎管理及び電話交換業務に関すること。 ④ 庁舎の被害状況の把握に関すること。 ⑤ 庁舎に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。 調達担当(会計課) 応援体制:市民税課、資産税課、収納課 ① 避難所等における食料など全ての物資の調達と保管搬送の調整に関すること。 ② 食料・救援物資等の受入れ、仕分け、保管配送の調整に関すること。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。	
健康福祉部 子ども未来部 (長) 健康福祉部長 (副) 子ども未来部長 監査委員事務 局長	避難所運営班 (長)福祉推進課長 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 保険年金課 市民課 監査委員事務局	避難所運営担当 ① 避難所の選定・開設・管理運営全般に関すること。 ② 避難所の誘導及び駐車場整理に関すること。 ③ 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金の收受、配分に関すること。 ⑤ 避難行動要支援者の避難に関すること。 ⑥ 避難者の安全確保に関すること。 ⑦ 障がい者・高齢者等の特別避難場所としての受入体制の確保に関すること。 ⑧ 避難者の援護に関すること。 ⑨ 避難者等からの要望調査に関すること。 ⑩ 社会福祉施設・保育園等への防災情報の提供に関すること。 ⑪ 避難所の状況に係る保健所(地域医療対策会議)への情報伝達に関すること。 ⑫ 身元不明の遺体の処置に関すること。 ⑬ 園児の避難等に関すること。	財政部 (市民税課、資産税課、収納課)

部	班	事務分掌	応援・協力体制
健康福祉部 子ども未来部 (長) 健康福祉部長 (副) 子ども未来部長 監査委員事務 局長	医療救護班 (長)健康増進課長 医療介護連携課	医療担当(医療介護連携課) ① 医療機関の被害状況の把握に関する事 ② 医療救護拠点、仮設救護所等の設置、管理運営及び運営状況の把握に関する事 ③ 診療可能医療機関の情報提供に関する事 ④ 患者の転院搬送に係る総合調整に関する事 ⑤ 医薬品等の補給に関する事 ⑥ 医療救護隊等の配備に関する事 ⑦ 医療機関等への防災情報の提供に関する事 ⑧ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 ⑨ 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れに関する事 救護担当(健康増進課) ① 遺体の検案に係る連絡調整に関する事 (注)検案とは、医師が死亡の事実を医学的に確認すること ② 感染症対策、防疫活動に係る連絡調整に関する事 ③ 防疫広報に関する事 ④ 他都市救護応援職員、救護ボランティアの受入れに関する事 ⑤ 避難所等での保健指導に関する事 ⑥ 避難所での精神保健医療相談に関する事	環境エネルギー部 商工振興部 観光交流部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事 ④ 被災者に対する老人保健医療、医療費助成の支払いに関する事 ⑤ 福祉施設利用者の安全の確保に関する事 ⑥ 福祉施設利用者の援護に関する事	
市民文化部 (長) 市民文化部長 (副) 市民文化部 次長	ボランティア班 (避難所運営班) (長)市民活動支援 課長	① ボランティアの受入れ体制の確立及び協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事 ② 地域住民組織との連絡調整に関する事 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事	財政部
	避難広報班 (避難所運営班) (長)文化スポーツ 課長 文化財課 出雲中央図書館	① 避難広報(広報車)、誘導に関する事 ② 避難所、避難者への情報提供に関する事 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
環境エネルギー部 (長) 環境エネルギー部 一部長 (副) 環境政策課長	環境・衛生班 (避難所運営班) (長)環境政策課長 環境施設課	① 清掃整理、発災に伴う廃棄物の処理に関する事 ② 消毒の実施及び衛生に係る連絡調整に関する事 ③ 防疫用薬剤、器材等の調達に関する事。 斎場担当 ① 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関する事。 ② 墓地の管理保全に関する事。 ③ 遺体安置所の運営状況の把握に関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	健康福祉部 子ども未来部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。	
商工振興部 観光交流部 (長) 商工振興部長 (副) 観光交流部長	商工観光班 (避難所運営班) (長)産業政策課長 商工振興課 観光課 インバウンド推進課	① 商業・工業・観光施設関係等の被害状況の把握に 関すること。 ② 商業・工業・観光施設関係等に係る緊急対策の 立案及び実施に関する事。 ③ 商業・工業・観光関係の住民相談対応に関する事 ④ 商業・工業・観光関係の住民相談対応に関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	健康福祉部 子ども未来部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。	
農林水産部 (長) 農林水産部長 (副) 農林水産部 次長	農林水産班 (長)農林基盤課長 森林政策課 農業振興課 水産振興課 農業委員会事務局	① 農業、林業、水産業関係等の被害状況の把握に 関すること。 ② 農業、林業、水産業関係等に係る緊急対策の 立案及び実施に関する事。 ③ 農業、林業、水産業関係の住民相談対応に関す る事。	都市建設部 上下水道局
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
都市建設部 (長) 都市建設部長 (副)都市建設部 次長	道路河川班 (長)道路河川維持 課長 道路建設課 地籍調査課 建設企画課	① 道路、河川、橋梁、水路等の被害状況の把握に関する こと。 ② 道路、河川、橋梁、水路、調整池等に係る緊急対 策の立案及び実施に関する こと。 ③ 応急対策用資材の調達に関する こと。 ④ 関係官公署との連絡調整に関する こと。	農林水産部 上下水道局
	建築班 (長)建築住宅課長 都市計画課	① 市有建物の被害状況の把握に関する こと。 ② 市有建物に係る緊急対策の立案及び実施に関する こと。 ③ 応急対策用資材の調達に関する こと。 ④ 応急仮設住宅に関する こと。 ⑤ 建物危険度判定の実施及び建物、市営住宅相談 対応に関する こと。 ⑥ 応急危険度判定士の受入れ及び組織編制に関す る こと。 ⑦ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する こ と。 ⑧ 公園緑地等の被害状況の把握に関する こと。 ⑨ 公園緑地等に係る緊急対策の立案及び実施に関 する こと。 ⑩ 宅地に係る被害情報の収集に関する こと。 ⑪ 宅地判定士、判定調査員の受入れ及び組織編制 に 関する こと。 ⑫ 宅地危険度判定の実施及び住民相談対応に関す る こと。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関 する こと。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する こ と。	
上下水道部 (長) 上下水道事業 管理者 (副) 上下水道局 次長	水道班 (長)営業総務課長 経営企画課 水道施設課 東部上下水道 事務所 西部上下水道 事務所 斐川宍道水道 企業団	① 水道施設関係等の被害状況の把握に関する こ と。 ② 水道施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施 に 関 する こ と。 ③ 水道関係の住民相談対応に関する こ と。 ④ 応急給水計画の総合調整に関する こ と。 ⑤ 被害地区及び給水不能地区への応急給水に関す る こ と。 ⑥ 配水施設の監視、応急修理及び復旧に関する こ と。 ⑦ 市内配水施設等の漏水、調査に関する こ と。 ⑧ 復旧資材(備蓄資材)等の調達・保管に関する こ と。 ⑨ 取水、導水、浄水及び送水量の確保並びに調達 に 関 する こ と。 ⑩ 水質の検査に関する こ と。 ⑪ 水質の情報収集に関する こ と。	農林水産部 都市建設部 日本水道協会 日本下水道協会等

部	班	事務分掌	応援・協力体制
上下水道部 (長) 上下水道事業 管理者 (副) 上下水道局 次長	下水道班 (長) 下水道建設 課長 下水道管理課 東部上下水道 事務所 西部上下水道 事務所	① 下水道施設の被害状況の調査把握に関する事 ② 下水道施設に係る緊急対策の立案及び実施に 関すること。 ③ 下水道台帳の確保に関する事。	農林水産部 都市建設部 日本水道協会 日本下水道協会等
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 他都市等への協力要請に関する事。 ④ 緊急対策活動の広報及び報道機関との連絡に 関すること。 ⑤ 自動車の調達に関する事。 ⑥ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に 関すること。 ⑦ 他の班の所管に属さないこと。	
教育部 (長) 副教育長 (副) 教育部次長 (副) 危機管理幹 (教育政策課長)	教育班 (避難所運営班) (長) 学校教育課長 教育政策課 児童生徒支援課 教育施設課	① 教育施設関係等の被害状況の把握に関する事。 ② 教育施設関係等に係る緊急対策の立案及び 実施に関する事。 ③ 教育関係の住民相談対応に関する事。 ④ 児童・生徒の避難等に関する事。 ⑤ 災害時の応急教育に関する事。 ⑥ 島根県教育委員会等の関係教育機関等 への報告及び連絡調整に関する事。 ⑦ 学校施設等への防災情報の提供に関する 事。 避難所運営班担当	健康福祉部 子ども未来部 環境エネルギー部 商工振興部 観光交流部
	避難所運営支援班 (避難所運営班) (長) 学校給食課長 出雲科学館	① 生活必需品の把握、配給に関する事。 ② 食料の配給、炊出しに関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 他の班の所管に属さないこと。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
医療部 (長)総合医療センター院長 (副)総合医療センター副院長 (副)総合医療センター事務局長	医療班	① 他の医療機関との連絡調整に関する事 ② 総合医療センターにおける災害対応医療に関する事 ③ 医療関連情報の収集及び情報提供に関する事 ④ 医薬品、器材等の調達に関する事 ⑤ 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関する事 ⑥ 入院患者及び負傷者等の安全確保に関する事 ⑦ 遺体の検案処理に係る連絡調整に関する事	災害派遣医療チーム(DMAT)
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事	
消防部 (長)消防長 (副)消防次長 (副)消防団長	消防本部 (長)消防次長	① 消防本部の設置及び運営に関する事 ② 消防本部の庶務に関する事 ③ 消防活動に関する事 ④ 避難誘導に関する事 ⑤ 救助活動に関する事 ⑥ 救急活動に関する事 ⑦ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関する事 ⑧ 火災警報の発令に関する事 ⑨ 警戒巡視に関する事 ⑩ 消防団に関する事 ⑪ 消防(水防)団の出動及び活動に関する事 ⑫ 消防本部長及び副本部長の伝令に関する事 ⑬ 災害救助法適用時における事務の実施に関する事 ⑭ 部内各班の連絡調整に関する事 ⑮ 本部、支那本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事 ⑯ 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ⑰ 部関連被害状況の集約に関する事 ⑱ 部緊急対策活動の集約に関する事 ⑲ 消防隊等の指揮及び運用に関する事 ⑳ 各種情報に基づく消防力判断に関する事 ㉑ 部内職員の動員に関する事 ㉒ 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 ㉓ 所管施設の管理保全に関する事 ㉔ 他都市等への協力要請に関する事 ㉕ 記録写真に関する事 ㉖ 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事 ㉗ 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事	緊急消防援助隊

部	班	事務分掌	応援・協力体制
消防部 (長)消防長 (副)消防次長 (副)消防団長	消防本部 (長)消防次長	㊸ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。 ㊹ 車両及び資機材の整備、応急修理に関すること。 ㊺ 燃料の確保に関すること。 ㊻ 人員及び資機材の輸送に関すること。 ㊼ 他の班の所管に属さないこと。 ㊽ その他特命事項に関すること。	緊急消防援助隊
	消防署 (長)消防署長(次長) (副)副署長	① 消防活動に関すること。 ② 避難誘導に関すること(総務班の支援)。 ③ 救助活動に関すること。 ④ 救急活動に関すること。 ⑤ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関すること。 ⑥ 警戒巡視に関すること。 ⑦ 水防活動に関すること。 ⑧ 避難広報に関すること。 ⑨ 消防(水防)団の出動及び活動に関すること。	
	消(水)防団 (長)消防団長	① 消防活動に関すること。 ② 水防活動に関すること。 ③ 避難広報に関すること。 ④ 避難誘導に関すること。(避難所運営班・教育班の支援) ⑤ 救助活動に関すること。 ⑥ 警戒巡視に関すること。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。	
各部庶務担当共通事項		① 部の庶務に関すること。 ② 本部各班及び支部本部との連絡に関すること。 ③ 本部及びその他関係機関等との連絡に関すること。 ④ 部職員の動員に関すること。 ⑤ 部職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 ⑥ 部関連被害状況の集約に関すること。 ⑦ 部緊急対策活動の集約に関すること。 ⑧ 所管施設の管理保全に関すること。 ⑨ その他特命事項に関すること。	
現地対策本部 (長)現地災害対策本部長		① 現地の被害状況の把握及び本部への連絡に関すること。 ② 現地の災害対策への協力に関すること。	

(災害対策本部支部-平田・斐川支部の事務分掌)

班	事務分掌	応援・協力体制
支部対策本部 (長)所長	① 支部災害対策本部の災害対策に関する事。 ② 本部との連携に関する事。	
(支部長)所長 (副支部長)地域振興課長 総務班 (長)地域振興課長 (副)地域振興課庶務担当係長 支部応援職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括 ② 災害対策本部(本庁)・各班・自主防災組織との連絡調整に関する事。 ③ 指揮司令の伝達に関する事。 ④ 地区担当者に関する事。 ⑤ 情報収集・広報活動(避難広報含む)に関する事。 ⑥ 職員の非常招集・応援職員の確保、配置に関する事。 ⑦ 避難所の開錠に関する事。 ⑧ 市有自動車の配車に関する事。 ⑨ 被害調査の取りまとめ・報告に関する事。 ⑩ り災証明に関する事。	本部(本庁)
市民福祉班 (長)市民サービス課長 (副)市民サービス課長補佐 支部応援職員	(市民福祉関係) ① 避難所等への物資の搬送に関する事。 ② 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関する事(初動時)。 ③ 避難所の管理運営全般に関する事(初動時)。 ④ 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事(初動時)。	

(災害対策本部支部-佐田・多伎・湖陵・大社支部の事務分掌)

名称	事務分掌	応援・協力体制
支部対策本部 (長)所長	① 支部災害対策本部の災害対策に関する事。 ② 本部との連携に関する事。	
(支部長)所長 (副支部長)市民サービス課長 支部応援職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括 ② 災害対策本部(本庁)・各班・自主防災組織との連絡調整に関する事。 ③ 指揮司令の伝達に関する事。 ④ 地区担当者に関する事。 ⑤ 情報収集・広報活動(避難広報含む)に関する事。 ⑥ 職員の非常招集・応援職員の確保、配置に関する事。 ⑦ 避難所の開錠に関する事。 ⑧ 市有自動車の配車に関する事。 ⑨ 被害調査の取りまとめ・報告に関する事。 ⑩ り災証明に関する事。 (市民福祉関係) ① 避難所等への物資の搬送に関する事。 ② 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関する事(初動時)。 ③ 避難所の管理運営全般に関する事(初動時)。 ④ 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事(初動時)。	本部(本庁)

※応援・協力体制の運用方法

1. 主担当部局長は、自部局の人員のみでの対応が困難であると判断した場合、防災安全部長に応援・協力要員の派遣要請を行う。
2. 防災安全部長は、必要人員の把握を行い、総務部長(人事班)に応援・協力要員の派遣について協議を行う。
3. 協議の結果、応援・協力要員の派遣が必要と認められる場合は、人事班は、配備計画を立案する。
4. 応援・協力体制の部局長は、配備計画に基づき、必要に応じて通常業務を縮小又は休止し、応援・協力要員を派遣する。
5. 人事班は、状況に応じ、適時、配備計画を見直す。

※災害の規模、対策期間によっては、上記応援・協力体制に限らず、全庁横断的に対応する。

第2節 動員計画

第1 災害体制の一般的基準

災害の防止・軽減及び災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、次のとおり、災害体制の一般的基準を定める。各部局においては、災害体制に応じた人員を確保するため、必要に応じて通常業務を縮小又は休止する。

(1)風水害

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令基準との関係性
			本部	支部		
注意体制	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報若しくは竜巻注意情報の発表又は水防団待機水位を超える等災害が発生するおそれがあると見込まれるとき	本庁 防災安全部長 行政センター 地域振興課長 又は市民サービス課長	防災安全課 防災安全部長が関係課長と協議し、必要と認めた課の職員	地域振興課長 又は市民サービス課長が必要と認めた課の職員	①情報収集 ②職員への注意喚起 ③災害予防対策 ④準備体制移行準備 ⑤状況に応じて要配慮者施設等への情報提供	警戒レベル 2
準備体制 (第1次災害体制)	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報若しくは高潮警報の発表又は洪水予報河川若しくは水位周知河川がはん濫注意水位を超える等災害発生の危険がある場合又は軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき	本庁 防災安全部長 行政センター 所長	<p>[勤務時間内] 防災安全部長、防災安全課及び関係各課の必要人数</p> <p>[勤務時間外] 防災安全課3名以上 農林基盤課3名以上 道路河川班6名以上（内3名は各分室）</p> <p>《準備体制の体制強化》 次の雨量が予想される場合は、上記に加え、基本的に以下の体制をとる 【1時間雨量が50ミリ以上かつ24時間雨量が180ミリ以上と予想されるとき】 又は 【24時間雨量が既に120ミリを超え、今後24時間雨量が150ミリ以上と予想されるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課全員 ・総務班、情報広報・国際班、避難所運営班、医療救護班、避難広報班、道路河川班及び車両・調達班の班長及び副班長が指定した班員 	<p>[勤務時間内] 準備体制に必要な行政センターの所要人員</p> <p>[勤務時間外] 所長が地域振興課長又は市民サービス課長と協議し、必要と認めた行政センターの職員及び支部応援職員（4名以上）</p>	<p>①情報収集 ②職員への準備喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置 ⑤警戒体制移行準備 ⑥出動 ・支部応援職員 ⑦待機 ・地区担当職員 ・総務班 ・情報広報・国際班 ・避難所運営班 ・医療救護班 ・避難広報班 ・道路河川班 ・車両・調達班 ⑧避難所開設準備 ⑨要配慮者施設等への情報提供 ⑩高齢者等避難発令準備・検討 ⑪その他災害対策</p>	警戒レベル 3 「高齢者等避難」の発令の準備検討

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令基準との関係性
			本部	支部		
警戒体制 (第1.5次災害体制)	災害が拡大し、又は災害発生のおそれが高まり、準備体制では対処できない場合	防災安全部長が、副市長及び関係部長と協議し、 市長 が決定	本部部长・副部长、各班長・副班长 災害応急対策に必要な班の所要人員	所長、課長 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員	①情報収集 ②状況に応じて高齢者等避難の発令 ③出動 ・地区担当職員 ・総務班 ・情報広報・国際班 ・避難所運営班 ・医療救護班 ・避難広報班 ・道路河川班 ・車両・調達班 ④避難所開設 ⑤職員への警戒喚起 ⑥関係機関との連絡 ⑦災害応急措置 ⑧特別警戒体制移行準備 ⑨要配慮者施設等への情報提供 ⑩その他災害対策	警戒レベル3「高齢者等避難」の発令
特別警戒体制 (第2次災害体制)	①気象予報の更新等、災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めるとき ②出雲市に特別警戒が発表されたとき	災害対策本部 防災安全部長が、副市長及び関係部長と協議し、 市長 が決定	災害対策本部部长・副部长、各班長・副班长 災害応急対策に必要な班の所要人員（警戒体制時に加え、班長が指定した班員）（約半数の班員）	災害対策本部支部長、副支部長（地域振興課長又は市民サービス課長） 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員	①情報収集 ②職員への特別警戒喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置 ⑤非常体制移行準備 ⑥要配慮者施設等への情報提供 ⑦その他災害対策	警戒レベル4「避難指示」の発令 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令
非常体制 (第3次災害体制)	①災害が拡大し、特別警戒体制では対処できない場合 ②出雲市に特別警戒が発表されたとき	災害対策本部 防災安全部長が、副市長及び関係部長と協議し、 市長 が決定	全職員	全職員	挙市的災害対策	警戒レベル4「避難指示」の発令 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令

(2)地震災害

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令
			本部	支部		
地震における注意体制	出雲市に震度3の地震が発生したとき	本庁 防災安全部長 行政センター 地域振興課長 又は市民サービス課長	[勤務時間内] 防災安全部長、防災安全課及び関係各班の所要人員 [勤務時間外] ・防災安全課2名以上 ・防災安全部長が関係班長と協議し、必要と認められた班の職員	地域振興課長 又は市民サービス課長が必要と認めた課の職員	①情報収集 ②職員への注意喚起 ③災害予防対策 ④準備体制移行準備 ⑤状況に応じて要配慮者施設等への情報提供	
地震における準備体制(第1次体制)	出雲市に震度4の地震が発生したとき	本庁 防災安全部長 行政センター 所長	[勤務時間内] 本部部長・副部長、各班長・副班長、防災安全課及び関係各班の所要人員 [勤務時間外] 本部部長・副部長、各班長・副班長、防災安全課(全員)及び関係各班の必要人員	[勤務時間内] 所長、課長 準備体制に必要な行政センターの所要人員 [勤務時間外] 所長、課長 行政センターの職員及び支部応援職員(4名以上)	①情報収集 ②職員への準備喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置 ⑤警戒体制移行準備 ⑥出勤 ・支部応援職員 ⑦待機 ・地区担当職員 ・総務班 ・情報広報・国際班 ・避難所運営班 ・医療救護班 ・避難広報班 ・道路河川班 ・車両・調達班 ⑧避難所開設準備 ⑨要配慮者施設等への情報提供 ⑩避難準備情報準備・検討 ⑪その他災害対策	今後の危険性が高い地域があれば「避難指示」の発令

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令
			本部	支部		
地震における警戒体制(第1.5次災害体制)	出雲市に震度5弱の地震が発生したとき	災害対策本部 防災安全部長が副市長及び関係部長と協議し、 <u>市長</u> が決定	災害対策本部部長・副部長、各班長・副班長 防災安全課(全員) 災害応急対策に必要な班の所要人員	災害対策本部支部長、副支部長(地域振興課長又は市民サービス課長) 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員	①情報収集 ②状況に応じて避難指示の発令 ③出動 ・地区担当職員 ・総務班 ・情報広報・国際班 ・避難所運営班 ・医療救護班 ・避難広報班 ・道路河川班 ・車両・調達班 ④状況に応じて避難所開設 ⑤職員への警戒喚起 ⑥関係機関との連絡 ⑦災害応急措置 ⑧特別警戒体制移行準備 ⑨要配慮者施設等への情報提供 ⑩その他災害対策	今後の危険性が高い地域があれば「避難指示」の発令
地震における特別警戒体制(第2次災害体制)	出雲市に震度5強以上の地震が発生したとき	災害対策本部 防災安全部長が、副市長及び関係部長と協議し、 <u>市長</u> が決定	全職員	全職員	挙市的災害対策	今後の危険性が高い地域があれば「避難指示」の発令

(3)津波災害

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令
			本部	支部		
津波における準備体制	市内に津波注意報が発表されたとき	災害対策本部 市長	本部部長・副部長・各班長・副班長 防災安全課（全員） 道路河川維持課2名以上 水産振興課2名以上	(平田、多伎、湖陵、大社支部)支部長・副支部長 行政センター職員及び支部応援職員（4名以上）	①情報収集 ②状況に応じて避難指示の発令	状況に応じて避難指示の発令
津波における警戒体制	市内に津波警報が発表されたとき	災害対策本部 市長	本部部長・副部長・各班長・副班長 災害応急対策に必要な班の所要人員	(平田、多伎、湖陵、大社支部)支部長・副支部長 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員	①情報収集 ②職員への準備喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置	避難指示の発令
津波における特別警戒体制	市内に大津波警報が発表されたとき	災害対策本部 市長	全職員	全職員	挙市的災害対策	避難指示の発令

(4)その他災害

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報の発令
			本部	支部		
特別体制	市内に突発的に事故又は災害が発生した場合で必要と認められたとき	災害対策本部 市長	市長の指示による体制	市長の指示による体制	市長の指示による	状況に応じて避難指示の発令
現地災害対策本部の設置	特別警戒体制、非常体制、特別体制で必要と認められたとき	災害対策本部 市長	市長の指示による体制	市長の指示による体制	①災害対策指揮 ②本部間の連絡調整	状況に応じて避難指示の発令

第2 職員の非常招集

◆災害対策本部(人事班)

1. 招集の通知

災害体制の決定、災害対策本部の設置及び非常招集の通知は職制により行うことを原則とし、電話等により迅速に行うものとする。

なお、勤務時間内にあつては、庁内LAN及び庁内放送を利用して行うものとする。

2. 職員の心がけ

職員は、勤務時間外又は休日等に庁舎又はその付近に火災その他の非常災害が発生したこと、又は非常招集のあったことを知った場合には、非常招集の通知がなくても自ら積極的に登庁しなければならない。

また、いずも防災メールを活用するなど気象情報などの防災情報を自ら収集するよう努めるものとする。

なお、災害非常時において防災活動に従事するときは、腕章を帯用又は出雲市防災服を着用しなければならない。

第3 災害応援派遣の実施

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

出雲市以外の地域において大規模災害が発生した場合は、関係法令や相互応援協力に関する協定に基づき、被災地域における応援協力活動を実施する。

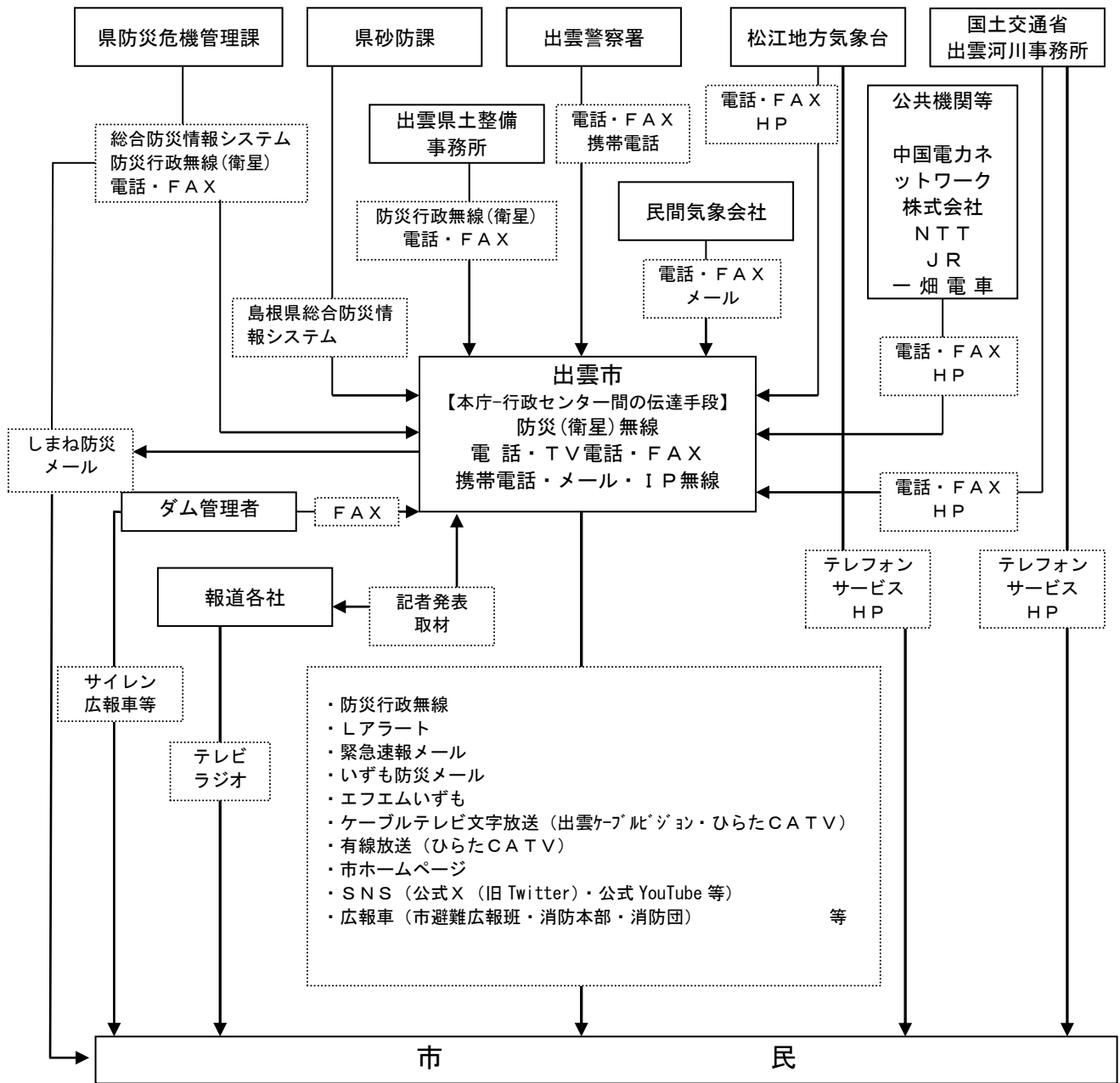
1. 災害応援派遣実施の決定

災害応援派遣の必要が生じた場合は、速やかに総務部及び関係部間における協議を実施し、被災自治体等と調整のうえ、市長が実施を決定する。

- (1) 迅速かつ的確な行動をとるため、防災主管課である防災安全課と応援受け入れ先の窓口を一本化する。
- (2) 適切な体制を確保するため、必要に応じて、先行して被災地に情報広報・国際班を派遣し、正確な情報の収集と連絡体制及び応援班の派遣体制の確立を図る。
- (3) 災害応援派遣の目的と必要性を明らかにし、応援職員の人選と職務条件を整理する。

第3節 通信情報計画

第1 気象等予警報の伝達組織及び周知方法



1. 予警報を受け、又は、市自体において予報等を知った場合で、必要と認めるときは、直ちに無線・有線等を通じて周知するものとする。
2. 特別警報の場合、直ちに住民及び所在の官公署に対し、周知する。
3. 住民自らも、インターネット・テレビ・ラジオ等により、積極的に防災情報の収集を図る。

日本気象協会	「気象情報サイト」	https://tenki.jp/
気象庁	「防災気象情報」	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省	「防災情報提供センター」	https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho
国土交通省	「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/
島根県	「防災・安全」	https://www.pref.shimane.jp/bousai_info/
島根県	「しまね防災情報」	https://www.bousai-shimane.jp/

第2 災害通信・有線途絶時における措置及び一般無線局並びにアマチュア無線局

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 災害通信

災害関係の通信連絡は、県防災行政無線、市防災行政無線、一般電話、衛星携帯電話、IP無線、無線放送施設、警察・鉄道電話による通信依頼及びWeb会議システムをもつて行う。

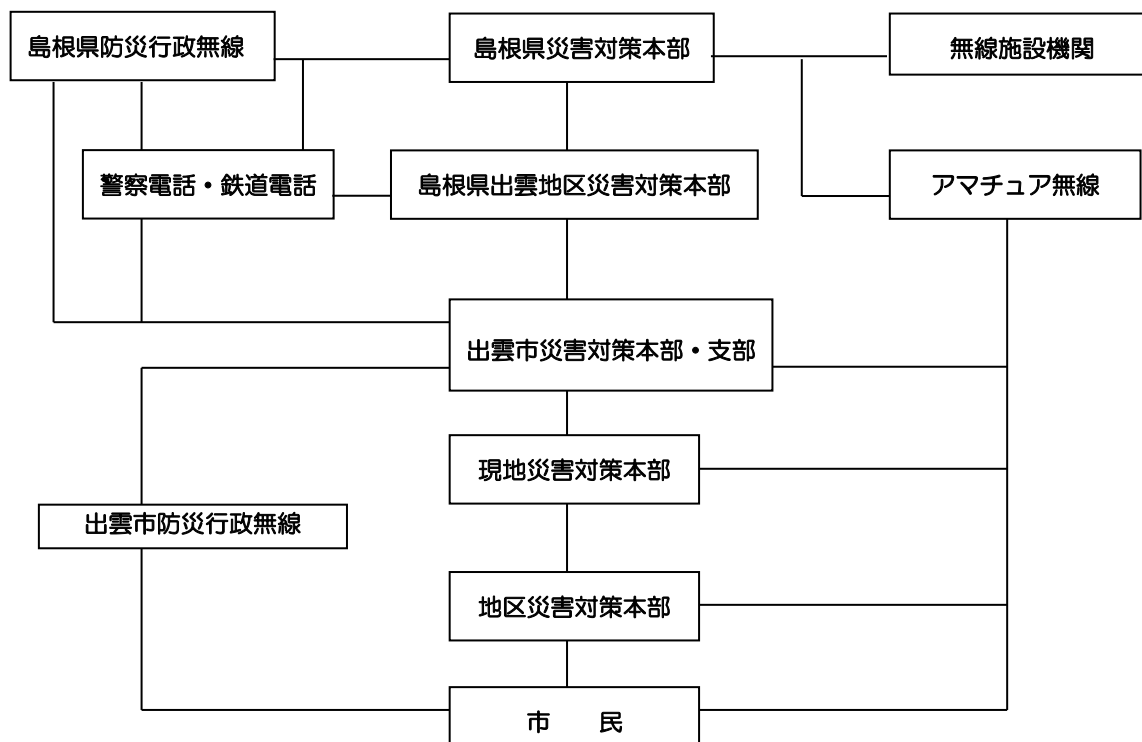
2. 有線放送途絶時における措置

有線放送が途絶した場合は、市防災行政無線及び出雲アマチュア無線クラブが運用するアマチュア無線局により連絡の確保を図るとともに、有線放送機関に対し早期復旧を要請する。

3. その他

電気通信の利用できない者への連絡については、広報車・伝令等をもって行う。

通信連絡図



第3 災害情報及び被害報告等の収集並びに通報

◆災害対策本部（総務部・総合政策部・財政部・都市建設部・農林水産部・教育部・上下水道部 ほか）

1. 異常気象現象の通報及び災害情報

- (1) 市民は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合及び異常気象現象を発見したときは、直ちに市役所、コミュニティセンター、消防本部、消防署又は警察署、駐在所等へ通報するものとする。
- (2) コミュニティセンターは、地区災害対策本部が設置されない場合においては、自ら災害を発見し、又は災害のおそれがある場合、若しくは前号による通知を受けた場合には、直ちに市役所へ通報するものとする。
- (3) 市役所において通報等を受けた者は、受信後直ちに災害通報票に記録するとともに、必要枚数を複写し、関係各課の担当者へ送付するものとする。
- (4) 関係各課の担当者は、通報内容を速やかに関係機関に連絡する。

【被害・復旧情報等の収集】

被害情報		本部担当班	班長
大区分	小区分		
人的被害	死者・行方不明者 重傷者・軽傷者ほか	・消防部	・消防次長
住家・非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼) 一部損壊 床上浸水 床下浸水	・調査班	・市民税課長
公共土木	道路・橋梁 河川・公園ほか	・道路河川班 ・建築班	・道路河川維持課長 ・建築住宅課長
農林畜産	田畑・家畜 農作物ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
公共建築物	市営住宅 その他公共建築物ほか	・建築班	・建築住宅課長
医療施設	病院・診療所	・医療救護班	・健康増進課長
農業土木	ため池・水路 農道・林道ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
水産	港湾・漁港 漁船ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
文教	学校教育施設 社会教育施設	・教育班 ・避難所運営班	・教育部次長 ・福祉推進課長
火災	火災発生状況	・消防部	・消防次長
上水道	上水道施設	・水道班	・営業総務課長
下水道	下水道施設	・下水道班	・下水道建設課長
ライフライン	電気・電話 ガスほか	・総務班 ・情報広報・国際班	・総務課長 ・政策企画課長
交通	鉄道・バスほか	・交通班	・交通政策課長

【救援活動等実施情報等の収集】

活動情報		本部担当班	班長
大区分	小区分		
救助	人命救助等の状況	・消防部	・消防次長
医療	救護所の開設状況等	・医療救護班	・健康増進課長
避難	避難所開設状況 被災者の避難措置状況 被災者名簿等	・避難所運営班	・福祉推進課長
住宅	公営住宅の入居状況 仮設住宅の入居状況	・建築班	・建築住宅課長
教育	児童生徒の安否情報 学校教育の再開状況	・教育班	・教育政策課長
ボランティア	ボランティア活動状況	・ボランティア班	・市民活動支援課長
物資調達	救援物資調達状況	・経理・車両・調達班	・財政課長
給水	給水実施状況	・水道班	・営業総務課長
炊き出し	炊き出し実施状況	・避難所運営班	・福祉推進課長

第4節 広報・広聴計画

第1 広報活動

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 情報提供機関との連携

災害時における広報活動については、市は関係機関と連携し、積極的に住民等へ情報提供を行うとともに、いたずらに混乱、恐怖心を与えないよう配慮する。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力する。

2. 避難行動要支援者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、適切な情報が伝達されるよう災害ボランティア等の協力を得るなどして、その内容が理解できるよう広報の方法や頻度に配慮する。

3. 情報の入手が困難な者への配慮

市及び県は、災害により孤立する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 広報方法

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班・避難広報班)

1. 市民に対する情報提供

市民に対しては、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール、いずれも防災メール、エフエムいずれも、ケーブルテレビ文字放送、有線放送、市ホームページ、SNS、広報車による巡回等、様々な伝達手段により迅速かつ適切に周知する。

2. 報道機関への情報提供

本部において収集した災害情報については、災害の種類、規模等に応じて適宜報道機関へ発表する。

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来たす恐れがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

第3 広報内容

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 災害対策本部の設置及び解除

2. 気象予警報及び災害情報の伝達

3. 避難の準備、指示等の伝達
4. 災害応急対策状況
 - (1) 電力、ガス、水道、電話等の被災状況及び復旧状況
 - (2) 交通機関の運行状況
 - (3) 水防、救助活動等の状況
5. その他市民や被災者に対する必要な情報又は注意事項

第4 災害情報のデータベースの整理

◆災害対策本部（総務班・情報広報・国際班）

次の項目については、一元的な情報管理と個人情報の取扱いについて十分配慮をしながら被災者台帳のデータベース化を図る。

1. 安否に関する情報
 - (1) 死亡者の氏名・住所等
 - (2) 負傷者の氏名・住所、負傷の程度、収容先等
 - (3) 被災者の避難状況等
2. 被災証明に関する情報
 - (1) 宅地・建物の被災内容等
3. 生活支援情報
 - (1) 弔慰金や義援金の支給等
 - (2) 仮設住宅入居状況等
 - (3) 倒壊建物の処理状況等

第5 広聴活動

◆災害対策本部（総務班・情報広報・国際班）

災害非常時においては、被害状況や避難、生活支援に関する情報を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者等からの要望、相談等の広聴体制・方法の確立を図る。

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

市は、DV（ドメスティックバイオレンス）被害を受けている者の情報を把握した場合には、その加害者等に居所が知られることがないように当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努める。

- (1) 専用電話等の設置による各種問い合わせ・相談窓口の設置
- (2) 防災関係機関による共同的窓口の設置
- (3) 避難所等への巡回相談窓口の設置

第6 公聴活動

◆災害対策本部(情報広報・国際班・総務班)

災害非常時においては、被害状況や避難、生活支援に関する情報を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者等からの要望、相談等の広聴体制・方法の確立を図る。

1. 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

2. 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

3. 被災者相談窓口等の開設

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努める。

- (1) 専用電話等の設置による各種問い合わせ・相談窓口の設置
- (2) 防災関係機関による共同的窓口の設置
- (3) 避難所等への巡回相談窓口の設置

第7 災害用伝言サービス活用体制の整備

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

一定規模の災害発生時に、被災地への通信が集中した場合においても被災地内の親族・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

このため、市は、西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用が開始された場合における広報体制について、市は関係機関と協議を行う。

第5節 避難計画

災害等により生命、財産の保護、災害の拡大防止等に特に必要があるときは、法令の規定により、市長又はその命を受けた者は、危険区域住民に対し、避難指示等を行う。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

避難指示等を行う根拠となる法律は、災害対策基本法のほかにも、消防法、水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。これらの法令によって避難指示等を行ったときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

これら避難者の収容保護及び避難所の開設については、この計画に定めるところによる。

第1 避難指示等

避難指示等については下表に定めるところによる。

実施責任者	災害の種類	措置	根拠法
市長	災害全般	・避難指示 ・安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害全般	・避難指示 ・安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	・地すべり危険区域からの立退き指示	地すべり等防止法第25条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者及び警察官	洪水	・警戒区域への立入制限及び退去指示	水防法第21条
自衛官	災害全般	・避難住民の誘導 ・交通規制	自衛隊法第94条
消防吏員又は消防団員及び警察官	火災	・警戒区域への立入制限及び退去指示	消防法第28条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第63条
警察官、海上保安官 又は自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員 及び警察官	水防を除く災害全般	消防法第28条及び第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者 及び警察官	洪水	水防法第21条

第2 避難情報等

◆災害対策本部

避難情報、「警戒レベル3・高齢者等避難」、「警戒レベル4・避難指示」、「警戒レベル5・緊急安全確保」は、次の発令基準に基づいて発令する。

警戒レベル	種別	条件	伝達内容等	伝達方法	住民に求める行動
3	高齢者等避難	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想される場合。特に夜間にかけて災害発生のおそれがある場合は、高齢者等避難を出来るだけ早期に発令し、夜間に避難等することがないようにする必要がある。	①発令者 ②警戒レベル ③避難理由 ④避難場所 ⑤その他注意事項	①防災行政無線 ②Lアラート ③緊急速報メール ④いずも防災メール ⑤エフエムいずも ⑥ケーブルテレビ文字放送 ⑦有線放送 ⑧市ホームページ ⑨SNS ⑩広報車 等	①高齢者等、避難に時間がかかる要支援者とその支援者は避難開始 ②避難に備えて、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始 ③住んでいる場所の状況により自主避難
4	避難指示	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 ②条件が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合。	同上	同上	①市が発表する指定避難所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ②指定避難所等への避難はかえって、命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋(2階等)への移動等の緊急の避難をする。
5	緊急安全確保	①災害が発生または切迫している場合 ②特別警報が発表された場合。	①発令者 ②警戒レベル ③発生した災害の箇所、状況 ④とるべき行動	同上	命の危険 直ちに安全確保

(参 考)

警戒 レベル	種 別	条 件	伝達内容等	伝達方法	住民に求める行動
1	—	警報級の可能性	気象庁が発表する	—	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	—	注意報		—	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

第3 避難情報の発令基準について

出雲市では、市民への情報発信、災害への対応を迅速に行うことで被害の軽減を図ることを目的として、水害、土砂災害、高潮、津波時の「警戒レベル3・高齢者等避難」「警戒レベル4・避難指示」「警戒レベル5・緊急安全確保」について、次の発令基準や国・県等の協力・助言等をふまえ、総合的に判断して発令する。

① 水害

(1) 洪水予報河川の氾濫 対象河川：斐伊川、神戸川(国管理区間)

警戒レベル	区分	洪水予報の標題(種類)	発令基準
3	状況に応じて、 高齢者等避難	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、今後の気象状況から、一定時間後または夜中にかけて、氾濫注意水位に到達すると予測されるとき。
	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	①指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合 ③洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	①指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したと発表された場合 ②洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④尾原ダム・志津見ダムの管理者から、異常洪水時防災操作に類する開始予定の通知があった場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
5	緊急安全確保	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	①洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

◆指定河川洪水予報(提供元:国土交通省出雲河川事務所、松江地方気象台の共同)

国又は県が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは洪水予報を発表する。

[国土交通省出雲河川事務所長が管理する水位観測所]

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
			レベル	1	2	3	4
斐伊川	新伊萱	雲南市加茂町	5.30m	2.50m	3.40m	4.30m	5.00m
	上島	出雲市上島町	7.90m	2.90m	4.00m	5.70m	6.30m
	大津	出雲市大津町	3.60m	1.60m	2.50m	2.90m	3.20m
	灘分	出雲市灘分町	4.80m	2.00m	2.80m	4.40m	4.60m
神戸川	馬木	出雲市馬木町	7.00m	3.00m	3.50m	6.30m	7.00m
	古志橋	出雲市古志町	5.50m	1.60m	3.10m	5.00m	5.40m

(2) 水位周知河川の氾濫 対象河川:神戸川(県管理区間)

警戒レベル	区分	洪水予報の標題(種類)	発令基準
3	状況に応じて、 高齢者等避難	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や今後の気象状況から、一定時間後または夜中にかけて、氾濫注意水位に到達すると予測される時。
	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	①神戸川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合で、かつ引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ③軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	①神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合 ②堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ③志津見ダムの管理者から、非常用洪水吐から越流予定の通知があった場合 ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
5	緊急安全確保	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	①堤防に異常な漏水・浸水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

◆水位到達情報(提供元:島根県(出雲県土整備事務所))

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川において、別に定める水位に到達した場合に、到達情報を通知する。

[出雲県土整備事務所長が管理する水位観測所]

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
神戸川	下橋波	出雲市佐田町	1.50m	1.90m	2.60m	2.80m
	八幡原	出雲市佐田町	1.80m	2.60m	3.60m	4.00m
	佐田	出雲市佐田町	2.45m	2.95m	5.00m	5.30m
	木村橋	出雲市所原町	2.60m	3.90m	5.00m	5.30m

[情報元]

- ・指定河川洪水予報 気象庁HP、川の防災情報、島根県水防情報システム
- ・水位到達情報 島根県水防情報システム
- ・洪水情報のプッシュ型配信 国土交通省HP(緊急速報メール)
- ・洪水警報の危険度分布 気象庁HP
- ・大雨警報(浸水害)の危険度分布 気象庁HP
- ・大雨危険度通知 気象庁HP(メール、アプリ等)

② 土砂災害

警戒レベル	区分	発令基準
3	高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ②県助言により土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	①土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
5	緊急安全確保	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合
注意事項		・具体的な発令対象区域については、場所等が住民にわかりやすい区域設定が重要である。土砂災害に関するメッシュ情報等を参考にし、コミュニティセンター単位や町名単位等、適切な範囲で区域設定を行う。

◆土砂災害警戒情報(提供元:松江地方気象台と島根県の共同)

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される。

◆土砂災害の危険度分布(提供元:松江地方気象台)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報。土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等が発表されたときに、どこで危険が高まっているか把握することができる。

警戒レベル2相当	黄	注意
警戒レベル3相当	赤	警戒
警戒レベル4相当	紫	危険
警戒レベル5相当	黒	災害切迫

◆土砂災害危険度情報(提供元:島根県土木部砂防課)

土砂災害警戒情報を補足する情報。この情報は、県内を1キロメッシュ毎に区分し、降雨による土砂災害の危険度を6段階のレベルで表示するもの。

警戒レベル2相当	注意
警戒レベル3相当	警報

	3時間以内に基準値超過を予想
警戒レベル4相当	2時間以内に基準値超過を予想
	1時間以内に基準値超過を予想
	すでに基準値を超過している

[情報元]

- ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布 気象庁HP
- ・土砂災害危険度情報 島根県砂防課
- ・土砂災害警戒情報 気象庁HP
- ・大雨危険度通知 気象庁HP(メール、アプリ等)

③ 高潮

高潮が予想される状況下においては、要配慮者のみならず対象地域全てが避難行動をする必要があることから、始めから避難指示の発令とする。

区分	発令基準
避難指示	①高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合

[情報元]

- ・潮位観測情報 気象庁HP

④ 津波

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、【避難指示】のみを発令する。

区分	発令基準
避難指示	①松江地方气象台から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

[情報元]

- ・津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 気象庁HP
- ・各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 気象庁HP
- ・津波観測に関する情報 気象庁HP
- ・沖合の津波観測に関する情報 気象庁HP

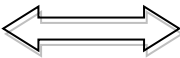
第4 関係機関等とのホットライン

防災業務に携わる国・県等の幹部職員と本市幹部職員が、風水害、地震・津波災害等の危機事象の発生または発生の恐れがある場合等の非常時に、直接、緊急情報や対応等についてやり取りができるホットラインを設定しておくことにより、各機関が有する緊急情報等の速達により、迅速・的確な意思決定及び応急災害対策等を図る。

1. 出雲河川事務所との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
河川の水位情報、堤防等の危険情報
- (2) 対応部署

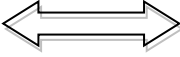
【ホットライン】

出雲河川事務所		出雲市
出雲河川事務所長 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***

2. 島根県との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
緊急情報、河川・土砂災害等に関する情報
広域応援体制(自衛隊派遣、緊急消防援助隊派遣)
- (2) 対応部署

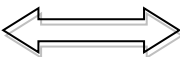
【ホットライン】

島根県		出雲市
島根県知事 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***
島根県副知事 TEL:***-***-***		出雲市副市長 TEL:***-***-***
防災部長 TEL:***-***-***		防災安全部長 TEL:***-***-***

3. 松江地方気象台との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
風水害、地震、津波等の気象情報全般、緊急的な気象情報
- (2) 対応部署

【ホットライン】

松江地方気象台		出雲市
気象台長 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***

第5 住民の防災の取組への促進

「避難指示が出たら避難所へ移動する」という認識が比較的多くの住民に定着している。しかし、急激に気象が変化した場合等には、事前に避難行動の際に被災しないための対応方法や「次善の行動(安全な親戚・知人宅やホテル・旅館への立退き避難、屋内安全確保)」の判断等について、住民の避難に対する意識や概念を変えていく必要がある。このため、これらを前提とした訓練や地域での研修などの意識啓発を継続的に取り組む。

第6 避難所

◆災害対策本部

1. 避難所の考え方

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、市民が円滑な避難を行えるよう、避難のための施設又は場所を指定し、これを市民へ周知する。

① 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から避難するための施設又は場所として指定する。

② 指定避難所

避難の際に一定期間滞在する施設として指定する。

(2) 一時避難所

一時避難所については、自治会・町内会において、近くの安全な集会所、寺院、民家などを選定する。

なお、一時避難所の開設・運営については、自治会・町内会が行い、市は必要な支援を行う。

2. 避難所の選定基準

(1) 想定される災害による影響が比較的少なく、かつ安全な施設及び場所である。

(2) 公共施設を中心に指定し、各地区のコミュニティセンターは防災拠点として、小学校及び中学校は地域の拠点として指定する。

(3) その他の施設は、国の基準に基づき、規模、構造、立地、交通条件等を考慮して指定する。

具体的な基準については、次のとおり。

避難所の基準(具体的な基準)

区分	指定緊急避難場所及び指定避難所	一時避難所
内容	<p>①指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための場所や施設</p> <p>②指定避難所 災害が発生した場合に、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民、その他の被災者を一時的(1日～1カ月程度)に滞在させるための施設</p>	<p>災害の発生や災害が発生するおそれがあり、一時的に避難が必要な時等に、家族や近所で安全を確保する短期間使用する施設</p>
指定主体	市が指定	町内会や自主防災組織が指定
具体的な基準	<p>1. 規模条件 【収容可能人数が概ね100人以上】 【説明】被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもの</p> <p>①原則、学校体育館等の大規模人員を収容できる施設 ②配給物資を市が直接配送 ③開設時及び運営に職員を派遣する。 ④運営は市、自主防災組織又は自治会や町内会、避難者等の共同運営</p> <p>2. 構造条件 ①耐震化がなされていること。 ②地震災害に対し強固なコンクリート構造物等であり、開設時に安全性が確認された施設 ③被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>3. 立地条件(安全な区域にあることが原則) ①河川(斐伊川)浸水想定区域外にあることを基本とするが、想定水位以上の高さに避難をしてきた避難者等を受け入れる部分があり、かつその部分までの有効な避難路がある場合には例外的に認める。 ②津波浸水想定区域外にあること。 ③土砂災害警戒区域内においては強固なコンクリート構造物等である場合は例外的に認める。</p> <p>4. 交通条件 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。</p>	<p>①比較的安全な場所にあり、自治会や自主防災組織等が管理を行っている身近な施設</p> <p>②町内会や自主防災組織等が自主的に開設、運営する避難所</p> <p>③市は、必要な生活支援物資の配給、保健医療サービスの提供等の支援を行う。</p>

第7 避難指示等の伝達

◆災害対策本部(総務班・避難広報班・情報広報・国際班・消防部)・出雲警察署

市長が住民に対して行う避難情報の発令等及び避難場所については、IP無線機、いずも防災メール等により地区災害対策本部及び各行政センターへ周知すると共に、防災行政無線、緊急速報メール、いずも防災メール、エフエムいずも、ケーブルテレビ文字放送、有線放送、市ホームページ、SNS、市広報車、自治会・町内会の連絡網、伝令等、様々な手段を用いて迅速かつ的確に周知する。

第8 避難誘導

◆災害対策本部(消防部・避難所運営班)・出雲警察署

避難にあたっては、状況により徒歩、車両、船舶等を利用し、混乱をきたさないよう誘導する。

1. 避難優先順位

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の避難を優先するものとする。

2. 避難路の選定

災害の状況により必要があると判断する時は、避難路を選定し、障害物の除去等に努める。

その際、市は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は自ら車両の移動等を行う。

第9 避難地域の安全対策

◆災害対策本部(総務班)・出雲警察署

市は、避難のための指示等を行った区域及びその周辺において、治安当局等関係機関と協議し、治安の確保に努める。

第10 指定避難所の開設

◆災害対策本部(総務班・避難所運営班・医療救護班)

指定避難所を開設したときは、出雲市避難所運営マニュアルにより運営することとし、避難所ごとに責任者を配置のうえ常に良好な避難所環境の整備を図る。避難所環境の整備にあたっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に、『スフィア基準』を考慮した避難所レイアウト、食糧・物資、トイレ等の提供等に努める。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無

及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

さらに、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭ニーズに配慮した避難場所の運営に努めることとし、関係部局に必要な協力を求め管理にあたらせる。

1. 避難所の開設（共通）

- (1) 市は、あらかじめ指定した避難所の中から、安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 市は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに出雲県土整備事務所、出雲警察署、消防本部等に連絡する。

2. 短期的な避難所の開設

(1) 避難所の安全管理

避難所ごとに収容された人員の把握に努める。

- (2) 食料、給水等必要とされる物資の把握に努めるとともに、配給等にあたっては適切な措置を講ずる。

(3) 避難所の運営

避難所の運営は避難所運営班を中心とし、当該施設管理者の補助によって次に定める任務を遂行する。

- ① 避難者収容状況の把握
- ② 避難所勤務要員の確保
- ③ 必要物資の供給、給食、給水に関する準備
- ④ プライバシーの確保状況の把握

⑤ 本部及び広報班との連絡

⑥ 避難所運営計画の作成

必要に応じて、障がい者、高齢者、子どもといった要配慮者への配慮を行う。

⑦ 福祉避難所の開設等

3. 長期的な避難所の開設

(1) 避難所運営委員会設置の働きかけ

避難が長期にわたる場合、災害対策本部は引き続き避難所支援を継続するが、避難所の運営については、避難所に自治組織を設置し、避難住民自らの総意により取り組むことが望ましい。

(2) 避難所運営委員会の任務

- ・避難所運営の総括(会長)(副会長)
- ・会長、副会長の補佐(避難所運営班員)
- ・施設利用の責任者(施設管理者)
- ・総務班(避難所運営のルールに関すること、他の班に属さないこと)
- ・名簿班(避難者名簿の作成・更新に関すること)
- ・食料班(食料の要請・受付・管理に関すること)
- ・物資班(物資の要請・受付・管理に関すること)
- ・救護班(救護・介護に関すること)
- ・衛生班(衛生、ごみ処理、ペットに関すること)
- ・情報広報・国際班(避難所からの情報発信、取材対応に関すること)

4. 避難が長期化する場合の考え方

市は災害の規模、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて旅館やホテル等への移動を促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅の活用等により、避難場所の早期解消に努める。

市は、公営住宅の提供にあたり、市の提供可能戸数が必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。

5. 男女のニーズの違いへの配慮

市は避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや性暴力・DV防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- (1) 避難所運営担当職員や避難所派遣保健師に女性を配置する。
- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 女性相談窓口の開設。

6. 在宅避難者・車中泊避難者に対する支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

【参考】「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月 内閣府策定)

7. 避難所における防災的機能の整備

避難所においては、可能な限りの設備及び資機材の配備を行い、防災機能の拡充を図る。

広域避難所	収容避難所	一時避難所
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート ・テント ・仮設トイレ ・緊急物資保管場所 ・仮設シャワー ・仮設入浴施設 ・救護、医療資機材 ・発電設備 ・通信設備 ・放送設備 ・照明設備 ・給水、貯水設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時無線電話 ・救護、医療資機材 ・通信設備(衛星携帯電話含む) ・放送設備 ・仮設トイレ ・マンホールトイレ ・仮設シャワー ・給水、貯水設備 ・給水タンク ・発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水、貯水設備

8. 感染症への対応

(1) 訓練

感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 住民周知

避難のあり方、避難する場合の準備品等の住民周知

- ①避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないこと。
- ②避難先は小中学校などの指定避難所のみではなく、安全な親戚・知人宅への避難も検討すること。
- ③避難の際には、食料、飲料水、生活用品等通常の非常時持出品に加え、できるだけ、マスク、消毒液、体温計を自ら携行すること。

(3) 避難所で必要となる資材の整備

感染防止や衛生環境の確保のために必要な資材を可能な限り整備する。

- ア. 居住区画整備用資材 間仕切り、テント、段ボールベッド等
- イ. 避難所の感染予防用資材 消毒液、ペーパータオル、ウエットティッシュ、ハンドソープ等
- ウ. 避難者等の健康管理用資材 マスク、非接触赤外線体温計等
- エ. 避難所運営スタッフ用資材 ガウン、フェイスシールド等

(4) 避難所開設時の感染予防対策

①避難者の健康確認(受付)

- ア. 受付時には、全ての避難者に対し検温と手指消毒を徹底するとともに、健康状態などの聞き取りを行う。
- イ. 発熱、咳等の症状のある方は、あらかじめ用意した専用スペース(個室空間)へ誘導する。

②発熱、咳等の症状がある方のための専用スペース(個室空間)の確保

- ア. 発熱、咳等の症状がある方のための、専用スペースを確保する。その際は、間仕切りなどを活用し個室にするとともに、専用のトイレまたは簡易トイレを用意する。
- イ. 発熱、咳等の症状がある方の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(5) 避難所運営時における感染予防対策

①避難所生活における感染予防の徹底

- ア. 避難者及び避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。(貼り紙、チラシ配布)
- イ. 物品等は、定期的及び必要時、消毒液や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ウ. 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを

確保できるよう留意する。

②避難者の健康状態の確認

ア. 避難所では、避難者各自で定期的に検温を行い、発熱や体調不良の場合には、避難所運営スタッフに報告してもらう。

イ. 避難所(車中での避難等を含む。)を保健師が巡回し、健康状態の確認を定期的に行う。

※車中での避難は、エコノミークラス症候群の予防に留意する。

9. 市立小中学校施設の使用

災害時の市立小中学校施設の使用に関する指針

(教育政策課、防災安全課 令和2年7月6日策定)

(1)学校施設の使用範囲

①指定避難所を開設する際には、体育館の開放により対応することを原則とする。

②体育館を避難所として開放する場合には、体育館建物全体の一括使用を前提とし、アリーナのほか、トイレ、器具庫、ミーティングルーム等の付帯する部屋なども避難所運営のために使用する。

③以下の例のように体育館建物だけでは指定避難所の運営に支障が生じる場合には、災害の規模や避難者の状況に応じて、その他学校施設の一部または全部も避難所として使用する。

ア. 体育館建物にトイレ(多目的トイレを含む。)が付帯しない場合など、避難者の避難生活に支障が生じる場合には、学校内の施設設備も必要に応じて使用する。

イ. 感染症の感染防止対策のため、発熱、咳等の症状がある方のための専用スペースを体育館建物内に確保することが困難な場合には、校舎内の教室も使用する。また、一般避難者との生活空間・動線を分けるため、発熱、咳等の症状がある方のためのトイレや手洗い場なども分けて使用する。

ウ. 大規模災害時など、避難者を体育館建物だけでは収容することができないときには、状況に応じ、校舎内の施設設備等の一部又は全部も使用する。

④避難所運営スタッフ及び学校管理責任者は、校舎内の教室等の一部又は全部及びトイレなど避難所として使用する場所を明確にし、避難者に対して周知するものとする。

⑤校舎内の教室等の一部又は全部を避難所として使用する場合には、使用する教室等に避難所運営スタッフが常駐又は定期巡回することとし、避難者の健康状態の把握のほか、学校内の防犯対策や秩序維持に努めるものとする。

⑥学校管理責任者は、避難所運営スタッフから校舎内の教室、トイレなどの使用について要請があった場合には、その要請に協力するものとする。

(2) 役割分担

市災害対策本部、市避難所運営班、市教育委員会、学校管理責任者の役割を次のとおりとする。

	市災害対策本部	市教育委員会	市避難所運営班	学校管理責任者
平常時	学校を避難所として使用する際の避難者の居住する場所、学校と避難者との共有場所、学校の占有する場所の明確化と共有 避難所開設時の開錠等の手順、緊急時連絡先の確認 必要となる資機材の確認			
発災直後	市教育委員会へ避難所開設を要請	学校管理責任者へ避難所開設を伝達	避難所開設の準備	児童生徒・避難者の安全確保
避難所開設時	市全域の被災状況の把握、応急対応、避難情報の発令等	全市立学校の被災状況の把握、応急対応	学校の開錠、学校施設の被害状況・安全確認及び避難所開設可否の判断 危険場所や学校占有場所への立ち入り禁止表示 学校備品・児童生徒所持品等の盗難・破損対策の実施 避難所開設の報告 避難所運営委員会の設置・避難所運営への参画	
避難生活期	同上	同上	避難所の運営	避難所運営委員会への参画
教育活動再開期	同上	教育活動の再開に向けた準備及び教育活動再開準備に専念できる体制の確保	避難者へ避難所運営を引渡し 避難所規模の縮小 小学校施設の原状復帰(避難所縮小部分)	避難者へ避難所運営を引渡し 教育活動の再開に向けた準備及び教育活動再開準備に専念できる体制の確保
避難所解消期	市教育委員会へ避難所閉鎖を通知	学校管理責任者へ避難所閉鎖を伝達	避難所の閉鎖 学校施設の原状復帰・撤収	児童生徒、学校施設の安全確認

(3) 平常時の準備等

①市、市教育委員会及び学校管理責任者は、避難所として使用が見込まれる学校内の施設設備をあらかじめ選定・把握し、災害時に備えるものとする。

ア. 使用可能な校舎内の教室は、2室以上を選定しておく。

イ. 教育活動の再開を見据えて、学校を避難所として使用する際の避難者の居住する場所、学校と避難者との共有場所、学校の占有する場所の明確に区分しておく。

ウ. 避難所として使用する場所は、避難者の居住スペース、避難所運営に必要なスペース、女性、障がい児・者、高齢者、妊産婦、感染症予防等のための専用スペース、ペットの飼育場所などを考慮する。

②市、市教育委員会及び学校管理責任者は、学校を避難所として開設する際に必要な事項を予め確認しておく。

ア. 開錠の手順

イ. 市(災害対策本部、避難所運営班本部、医療救護班本部)と学校との連絡先、連絡手段

ウ. 学校施設内の設備(警報装置、放送設備、トイレ等)の使用方法

エ. 避難所の開設・運営時に必要となる資機材

第11 災害救助法の適用

災害救助法の適用を受けた後における取扱いについては、知事の定めるところによる。

第6節 食料供給計画

災害発生時におけるり災者及び災害対策業務従事者等に対する食料等の供給は、この計画に定めるところによる。

第1 食料の応急配給

◆災害対策本部(総務班、避難所運営班、経理・車両・調達班)

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、次に掲げる場合に必要に応じて配給する。

ただし、災害救助法の適用があった場合は、知事の定めるところによる。

食料の調達は、原則として市内において調達する。市内において調達不能なときは、近隣市町より調達するものとする。

1. り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
2. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対し

て給食を行う必要がある場合

3. 配給品目は、米穀(状況に応じ米飯)及び副食品、調味料とし、1人あたりの配給数量は、市長の定める数量の範囲内において行うものとする。

第2 食料の備蓄

◆災害対策本部(防災安全課)

被災者等への食料の供給に備え、非常食を各地区コミュニティセンター、防災備蓄倉庫等へ備蓄する。備蓄品目及び数量は、附属資料P38のとおり。

第7節 生活必需物資供給計画

災害によって住宅の損壊、家財の喪失等り災者及び流通販売機構の混乱等により、生活必需物資が入手できない状態にある者に対する物資の給与又は貸与は、この計画による。

第1 給(貸)与の対象者

住家の全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、日常生活に必要な家財を毀損し、又は流出し、かつ物資の販売機構の混乱によりこれらの生活必需物資を直ちに入手することができない状態にある者。

第2 物資の品目

概ね次の品目について給(貸)与を行う。

1. 寝具-----就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
2. 外衣-----作業衣、子供服、婦人服等
3. 肌着-----下着類
4. 身の回り品-----タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等
5. 炊事用具-----鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等
6. 食器-----茶碗、汁碗、皿、はし等
7. 日用品-----石けん、ちり紙、歯ブラシ等
8. 光熱材料-----マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ローソク等
9. 女性用衛生用品
10. 紙おむつ

第3 物資の確保

◆災害対策本部(総務班、避難所運営班、経理・車両・調達班)

物資は市内で確保することを原則とし、必要度の高いものから調達、配給するものとする。

物資の給与及び貸与については、調達・保管・調達先等それぞれに管理責任者を配置し、計画的に実施するものとする。

第4 物資の備蓄

◆災害対策本部(総務班)

被災者等への物資の提供等に備え、生活必需品等を備蓄する。

物資の備蓄数量 (附属資料P40～)

第8節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は現に使用している飲料水源が汚染等のため使用不能となり、飲料水を得ることができなくなった者に対する飲料水の供給は、この計画に定めるところによる。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第1 供給の方法

飲料水は、り災を受けなかった最寄りの水源から適当な容器(給水車、ポリ容器)により運搬し、浄水用薬品(次亜塩素酸ナトリウム)により消毒して使用する。

第2 飲料水の貯水

水害により被害を受けるおそれがある場合は、非常用飲料水確保のため配水池は満水にしておくものとする。

市営水道(附属資料P59～)、給水器材等(附属資料P62)

第3 飲料水の供給

◆災害対策本部(水道班)・陸上自衛隊出雲駐屯地

飲料水の供給には、実施責任者を配置し、被災地域の実情に応じ、計画的に実施するものとする。

1. 実施内容

(1) 避難所における拠点給水のほか、必要に応じて浄水場、配水場における拠点給水の実

- 施を検討する。
- (2) 非常用水源等を利用する場合は、水質検査及び消毒等を徹底する。
 - (3) 市単独では飲料水の確保が困難となった場合は、近隣市町、県又は陸上自衛隊に応援を要請する。
 - (4) 応急給水場所、衛生上の注意に関する広報を実施する。
 - (5) 災害協定に基づく飲料水の供給を実施する。

第9節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急対策計画

災害により住宅を失い又は損傷等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を確保することができない者の居住のため、市は県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設や、公営住宅の空き部屋への一時入居措置など必要な対策を行う。ただし、災害直後における避難収容対策は、避難所の開設及び収容によるものとする。

災害により住宅を失い、または破損等により居住できなくなったり災者に対する仮設住宅の建設・応急修理については、この計画に定めるところによる。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合は、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請する。

第1 応急仮設住宅

◆災害対策本部（建築班）

1. 応急仮設住宅の入居対象者

住家が全壊(焼)、流出した世帯で、自らの資力をもっては居宅を確保することができない世帯

2. 応急仮設住宅の実施主体

- (1) 応急仮設住宅の建設は、市が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、市の要請により県が建設・提供する。

3. 設置場所等

災害の種類、規模等に応じ適当な箇所を市長が選定する。

- ・市長は、敷地の選定にあたって、集团的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合は、被災者の交通手段の確保に配慮すること。
- ・飲用水が得やすく、保健衛生上適切な場所とする。
- ・学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮すること。

第2 住宅応急修理

1. 応急修理の対象

災害により、住家が半壊(焼)又は半壊に準ずる程度の損傷を受け、修理しなければ居住できないもののうち、自らの資力をもっては修理できない世帯

2. 応急修理の箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない箇所とする。

第3 契約

応急仮設住宅の建築、住宅の修理については、請負契約を原則とする。ただし、状況に応じ、市直営とすることができる。

第4 建設業者の把握

◆災害対策本部(総務班)

市長は、応急住宅の建設及び被災住宅の応急修理等に要する資材等の調達に関し、毎年度市内の建設業者等の名簿を調整しておくものとする。

第5 宅地建物危険度判定

◆建築住宅課・都市計画課

1. 被災宅地危険度判定

大規模地震あるいは降雨等により、宅地が広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定により、被害状況を迅速に把握し、住民に判定実施の周知をし、二次災害等の発生を防ぐものとする。また、「島根県被災宅地危険度判定地域連絡協議会」と連携を図りながら、宅地判定士の養成等体制の整備に努める。

2. 被災建築物応急危険度判定

大規模地震により被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうかの判定作業については、民間事業者の協力を得ながら進めていく必要があり、危険度判定士の派遣応援等体制の整備に努める。

第10節 医療救護計画

災害時における被災者の医療救護については、この計画に定めるものとする。
ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第1 医療救護

◆災害対策本部(医療救護班・総合医療センター)、島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、出雲保健所

災害非常時には、総合医療センターが災害対応医療の中心となるとともに、救護所を設置し、必要に応じて医療救護班等を編成して対応する。災害の規模及び種類により医師会に出動を要請し、災害の程度に応じた医療救護活動を実施する。

また、災害の程度により、市における対応が困難な場合は、県(医療政策課)に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するなどその他関係機関に協力を要請する。

また、市は備蓄すべき医療救護資器材、医薬品、その他必要な事項等の計画を策定するとともに、必要に応じて県(薬事衛生課)へ医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材の確保を要請する。

第2 搬送体制

◆災害対策本部(医療救護班・経理・車両・調達班・消防部)、出雲警察署、陸上自衛隊出雲駐屯地

大規模災害時における負傷者の搬送体制は、消防本部、医療救護班及びその他の防災関係機関の連携協力のもと迅速かつ的確に行う必要がある。

消防本部及び医療救護班によるトリアージ実施後、負傷者等の発生現場から市内医療機関への搬送を実施する。負傷者が多数におよび救急車両が確保できない場合は、市及び医療救護班において確保した車両により搬送するものとする。

道路不通時、遠隔地への搬送に関しては、県防災ヘリコプターやドクターヘリを要請するほか、必要に応じて自衛隊の協力を求めるものとする。

第3 医療機関等

保健・衛生監督機関 出雲保健所

市内の病院・診療所 (附属資料P52～)

第11節 防疫及び清掃計画

第1 防疫

◆災害対策本部(環境・衛生班・医療救護班・情報広報・国際班)、出雲保健所

感染症が発生するおそれがある場合は、県(薬事衛生課)の指示を受け、消毒の実施及びそ族・昆虫駆除を実施する。

また、必要に応じて、被災地区住民の発病の状況調査、検体採取、感染症患者早期発見のための保菌検索、井戸等の水質検査などについて県(出雲保健所)に連絡し、協力を要請する。

さらに、予防教育・広報活動として、被災地における衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を周知徹底させる。地域によっては、保健師等による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会を捉え、被災者に対する衛生指導を徹底する。

第2 清掃

◆災害対策本部(環境・衛生班)、出雲保健所

災害廃棄物の処理については、「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

水害等により地区一帯にわたり消毒・清掃の必要があるときは、関係住民の協力を得て消毒・清掃活動を実施する。

ごみ及びし尿の収集・処分は、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者及びし尿汲み取り業者の協力を得て、収集・搬出等を実施する。

市有防疫及び清掃器材 (附属資料P57)

一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・浄化槽汚泥) (附属資料P57)

一般廃棄物収集運搬許可業者(ごみ) (附属資料P58)

第3 愛玩動物等の収容対策

◆災害対策本部(環境・衛生班)、出雲保健所

獣医及び動物愛護団体等が連携・協力して活動する動物救援対策に対し、避難所における愛玩動物の状況などを必要に応じて情報提供するとともに、避難所運営班に確認の上避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

また、災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、島根県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保護施設の確保と管理体制の整備を図ることとなっている。

市においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発に努める。

なお、動物救援対策について具体的な活動がなされていない場合は、保健所に対して協力要請を行う。

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の処理

災害により行方不明者の捜索及び遺体の処理については、この計画に定めるところによる。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第1 行方不明者の捜索

◆災害対策本部(総務班・消防本部・消防団)、出雲警察署

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

第2 遺体の収容

◆災害対策本部(健康福祉部)

市は、発見された遺体の検視及び検案を行うため、警察機関、消防機関等と協力の上、あらかじめ関係機関との協議により定めた場所に収容するものとする。

第3 検視及び検案

◆災害対策本部(総務班、健康福祉部)

市は、警察機関における効果的な身元確認が行えるよう協力する。

第4 遺体の安置

◆災害対策本部(健康福祉部)

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

第5 身元の確認

◆災害対策本部(健康福祉部)

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

第6 遺体の引渡し

◆災害対策本部(健康福祉部)

市は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

第7 戸籍事務

◆災害対策本部(健康福祉部)

市は、死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

第8 遺体の埋火葬

◆災害対策本部(環境エネルギー部)

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。
- (4) 市は、身元不明者については、共同墓地に埋葬するものとする。

第13節 障害物除去計画

第1 交通の確保

◆災害対策本部(道路河川班・農林水産班)、出雲警察署、出雲市建設業協会

災害による障害物(土砂、瓦礫、倒木等)のため、交通が不能となった場合においては、市長は、直ちに関係道路管理機関及び警察に連絡するとともに、市有の機器により、又は状況により自衛隊、市内建設業者等の応援を求め障害物の除去を行う。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

1. 障害物の除去

- (1) 市民の生命及び財産の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的な立場から除去を必要とする場合
建設業協会保有機械 (附属資料P63～)

第2 道路啓開等

◆災害対策本部(道路河川班・農林水産班)

市は、自ら管理する道路において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。(災害対策基本法第七十六条の六第一項)

運転者がいない場合等においては、市は自ら車両の移動等を行う。

第3 その他の障害物除去

◆災害対策本部（ボランティア班・環境・衛生班）

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等のため日常生活に支障をきたす者のうち、自己の資力を持って除去できない者等に対しては、市長は近隣住民等の協力を求め、これを除去するものとする。

ただし、崩落土砂等の撤去については、平成22年9月に制定した「出雲市崩落土砂等撤去費等助成金交付要綱」に基づき、条件に該当する場合は、市が助成する。

第14節 輸送計画

り災害、避難者等の応急災害対策要員の移送及び諸資材、物資の輸送は、この計画に定めるところによる。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第1 輸送内容

1. 救助活動、医療活動従事者及び医薬品等人命救助に関する物資
2. 消防・水防活動、火災拡大防止に関する人員及び物資
3. 国、県、市の災害対策要員
4. 医療機関へ搬送する負傷者等
5. 交通規制、情報通信、その他ライフライン等の応急活動従事者等

第2 輸送の方法

◆災害対策本部（経理・車両・調達班）、島根県トラック協会出雲支部

市内に関しては、原則として市有自動車をもって輸送する。災害の状況により市有自動車で不足する場合は、市内業者及び関係機関に応援を求めるものとする。

さらに必要に応じて、県防災ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊による空輸、漁業関係者による船舶輸送等の協力を求めるものとする。

ヘリポート予定地 (附属資料P66)

第3 緊急通行車両

◆災害対策本部（総務班）

災害対策基本法により、緊急通行車両としての承認を受ける必要がある車両については、緊急通行車両としての確認手続きをスムーズにするため、島根県防災部防災危機管理

課を経由して県知事に申出をしておくものとする。又は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して島根県公安委員会に確認の申出をしておくものとする。

市所有車両数 (附属資料P68)

ハイヤー事業者及び車両保有台数 (附属資料P68)

主要貨物自動車運送業者及び車両保有台数 (附属資料P68)

第15節 文教対策計画

◆災害対策本部(教育部)

災害時において、学校の管理及び通常の授業が行えない場合の対応は、この計画に定めるところによる。

第1 児童生徒の安全

災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合における児童・生徒の登下校及び授業中における安全の確保については、学校管理者及び教職員は、常に細心の注意を払い、時宜に適した処置を迅速にとらなければならない。

第2 授業の確保

臨時休校等により不足した授業時数の補足については、代替授業あるいは学校行事の削減等により法定時数の確保に努める。

第3 校舎の保全及び仮校舎

災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、その被害が最小限となるよう防護措置を行う。災害を受けた場合は、残存校舎の活用、校区内コミュニティセンター、近隣校の利用により授業ができるように措置し、その場所、方法等を関係者に周知する。

第4 校舎の清掃・防疫

学校が浸水等による被害を受けた場合は、減水後直ちに清掃、消毒等必要な防疫措置を行い、感染症等が発生しないようにする。

第5 校舎の提供

災害の状況により、学校が住民の避難所、臨時救護所等に指定された場合は、可能な限り協力するものとする。

第6 教科書の給付

災害により教科書を損失した児童・生徒に、教科書を支給する。

第16節 災害対策要員確保計画

◆災害対策本部(人事班、総務班)・出雲市総合ボランティアセンター・出雲市社会福祉協議会

災害発生のため応急対策要員が不足した場合は、自主防災組織、青年団体、女性団体等広く一般市民の応援、協力を求めるものとする。

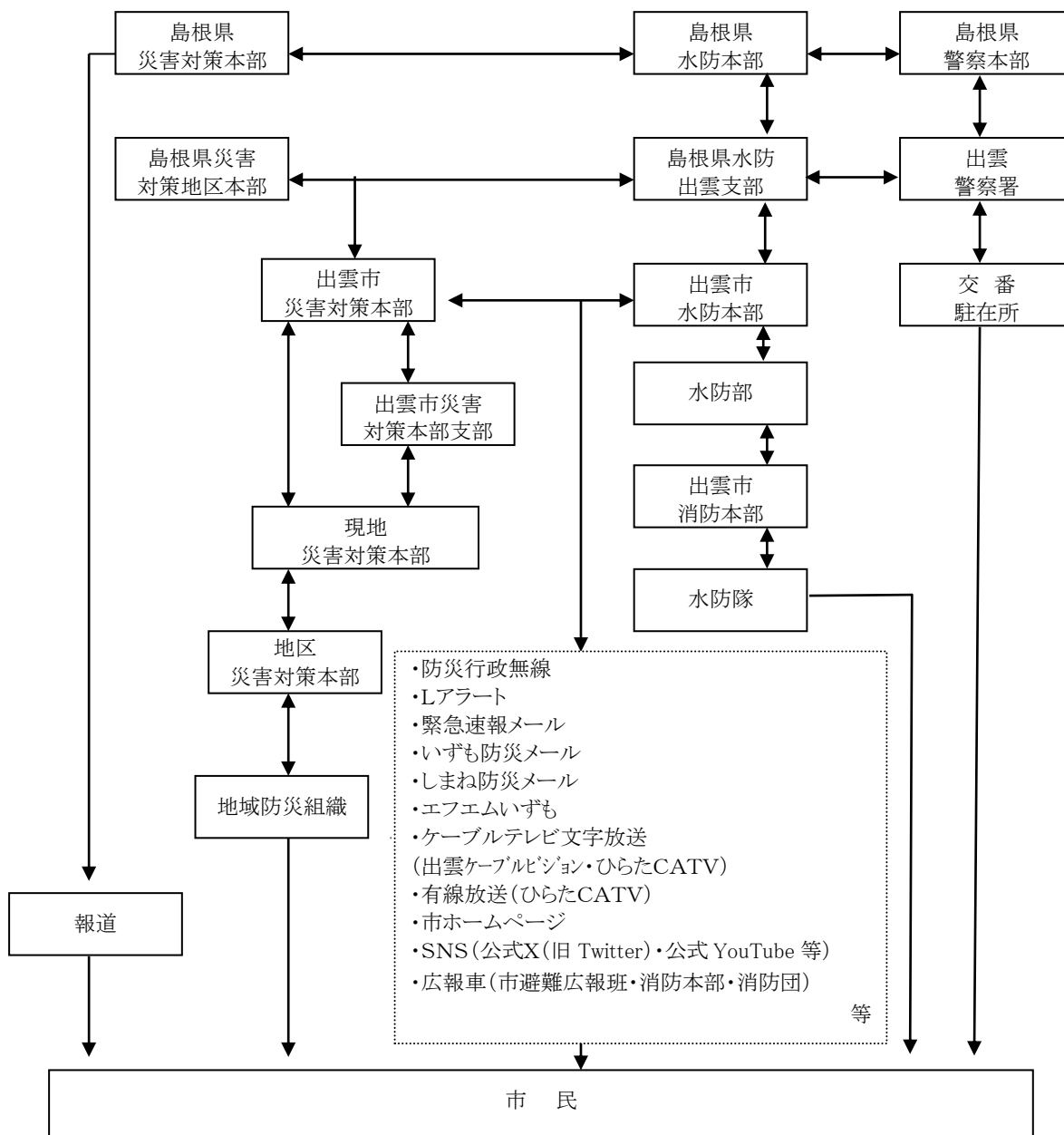
さらに、市災害対策本部ボランティア班を通じて災害ボランティアセンターと連携し、災害対策要員を確保する。この場合は、災害の種類、発生場所、規模に応じ、かつ作業の内容を考慮して、その対象人員を定めて要請する。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第2 水防広報関係図

1. 広報については、県防災行政無線、市防災行政無線、有線放送(ひらた CATV)、ケーブルテレビ、エフエムいずも、市ホームページ、SNS(X(旧 Twitter)・Facebook 等)、緊急速報メール、いずも防災メール、しまね防災メール等の通信施設を利用して迅速に行う。
2. 市長は、あらかじめ通信施設所有者と施設の使用について協議を行う。
3. 近距離連絡確保のため、水防倉庫、水防作業現場には、必要に応じて伝令等を配置する。

水防広報網



第3 水防区域

1. 重要水防区域（出雲市水防計画附属資料P5）
2. 危険な箇所（出雲市水防計画附属資料P7）
3. 水位観測局（附属資料P92）

第4 水防計画の策定

詳細な水防計画は、別途定める。

⇒ 4 出雲市水防計画

第18節 ライフライン施設等応急計画

第1 上水道

◆災害対策本部（水道班）

1. 被害調査の実施
 - (1) 送配水管路関係(給水施設を含む)
 - (2) 浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係被害調査
2. 応急対応
 - (1) 初期段階
 - ① 導水管、送水管及び配水管の調査及び復旧
 - ② 取水施設、浄水施設、配水施設及び加圧施設の点検・修理
 - (2) 第2段階
 - ① 緊急に水を要する施設(病院、福祉施設等)に対する給水
 - ② 緊急拠点配水場所、学校、各地区避難所における臨時給水

第2 下水道

◆災害対策本部（下水道班）

1. 被害調査の実施
 - (1) 管渠施設の被害状況
 - (2) 排水設備の被害状況
 - (3) 下水道施設の被害状況
 - (4) 道路・交通網の被害状況等
2. 応急対応
 - (1) 管渠施設の危険箇所の早期発見と緊急度を勘案した復旧
 - (2) ポンプ施設の早期処理機能の回復
 - (3) 排水設備の修理相談窓口等の開設等

第3 電力

◆中国電力ネットワーク株式会社

1. 災害非常時の体制

市と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンターは、「災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い確認書」に基づき、災害非常時の体制について相互に連絡体制をとる。

2. 被害状況の把握

次の施設に関して早急に被害状況を調査し、市に対しては、「確認書」に基づく事項について適宜情報提供するものとする。

- (1) 送電線
- (2) 配電線(高圧配電線以上)
- (3) 変電所

3. 応急対応

(1) 復旧順位に基づく作業箇所の決定

医療機関、避難所、災害活動拠点、社会福祉施設等の復旧を優先する。

上記の施設を優先して復旧活動を行うが、災害状況や各設備の被害状況に応じて、復旧効果の高いものから順次優先して実施する。

(2) 復旧作業見通し等の伝達及び広報

電力施設の被害状況、停電地域及び戸数等又は復旧作業の見通し等について、関係機関及び報道機関に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。

また、二次災害を防止するための被害地区における電気使用等の注意等について、報道機関の協力を得ながら広報活動を実施する。広報活動については、広報車の利用も含め、市においても必要に応じて協力する。

第4 通信

◆西日本電信電話株式会社島根支店

西日本電信電話株式会社島根支店は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する通信を確保するため、速やかに応急復旧を行う。

1. 臨時回線の確保
2. 臨時電話電報受付所の開設
3. 通信の利用制限
4. 復旧対策

(1) 復旧順位の決定

消防機関、医療機関、災害救助機関、警察機関等重要通信を確保する必要のある機関

等を優先する。

(2) 移動無線機、ポータブル衛星車等の発動

(3) 電気通信設備の応急復旧の発動

第5 都市ガス

◆出雲ガス株式会社

1. 情報収集及び巡回点検

総合的に被害状況や被害規模を把握するとともに、主要な導管ルート等の巡回点検を早期に実施する。

2. 危険防止措置

都市ガスによって二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス供給を停止する等の適切な措置を講ずる。

3. 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限度に食い止めるため、必要に応じて、供給家庭及び市民に対して、報道機関、広報車等によるガス施設の災害及びガス安全対策等各種の情報を広報する。

4. 復旧対策

原則として、救急救助活動の拠点等を優先して復旧を行うも、災害状況、各施設の被害状況を勘案して総合的な計画のもと復旧対策を講ずる。

第6 LPガス

◆島根県エルピーガス協会出雲支部・LPガス取扱事業者

1. 被害状況の把握と二次災害の防止

早急に正確な被害状況を把握するとともに、プロパンガスの安全点検、危険箇所(倒壊家屋、流出家屋等)からの容器等の撤去を実施し、二次災害の防止等に努める。

さらに、LPガス取扱事業者、保安機関等が相互に協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

被害の状況によって可燃性ガス等による火災、ガス漏れ等二次災害発生のおそれがあると判断される場合は、消防機関、警察機関等へ連絡するとともに、応急的な危険防止措置を講ずる。

第19節 災害救助法の適用

災害救助法

昭和22年10月18日法律第118号
最終改正平成26年5月30日法律第42号

(目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市内における災害が後記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

1. 災害発生の日時及び場所
2. 災害の原因及び被害の状況
3. 災害救助法の適用を要請する理由
4. 災害救助法の適用を必要とする期間
5. 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

第2 実施機関

災害救助法の適用を受けたときは、県知事が救助を実施し、市長は知事を補助するが知事から権限が委任されている事項については、市長が救助を実施する。

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、出雲市における適用基準は次のいずれかに該当する場合である。

1	市内の住家減失世帯数が100世帯以上となったとき。
2	島根県内の住家減失世帯数が1,000世帯以上となり、かつ市内の住家減失世帯数が50世帯以上となったとき。
3	島根県内の住家減失世帯数が5,000世帯以上となった場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする*1内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき。
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、*2内閣府令で定める基準に該当したとき。

*1内閣府令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

*2内閣府令で定める基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

【減失家屋の算定基準】

1	住家が半壊し、又は半焼する等住家が著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす。
2	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす。

第4 救助の種類

救助の種類は、次のとおり。

1. 避難所の供与
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊き出しその他の食品の供与
4. 飲料水の供給
5. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
6. 医療及び助産
7. 被災者の救出
8. 被災住宅の応急修理

9. 生業に必要な資金給与又は貸与
10. 学用品の給与
11. 埋(火)葬
12. 死体の捜索及び処理
13. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

第4章 災害復旧・復興に関する計画

第1節 被災者の生活確保に関する計画

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活を取り戻せるようにするためには、防災関係機関と協力し、必要とされる援助を迅速かつ的確に行うことが必要である。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害見舞金の支給、生活福祉資金の貸付、生活関連物資の安定供給等により、被災者の自主的生活再建の支援を行う。

また、災害に伴う被災者の相談窓口を設置し、自立更生に向けた支援を実施する。

第1 被災者の被災状況の把握

◆災害対策本部（調査班・総務班）

1. 住家被害認定調査（調査班）

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）は、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することであり、この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、また被災者に対するり災証明書の発行を行う。

この被害認定をもとに発行されるのがり災証明書であり、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法等（県、市に別途要綱あり）による支援金支給などの判断材料となるなど、各種支援策と密接に関連しており、り災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなる。

このため、市は発災後直ちに被害認定の体制を構築し、調査を行う。

2. り災証明書の交付（総務班）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、非住家の被害について被災者から届出があった場合は、被災者に被災届出証明書を交付する。

3. 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタ

ル技術を活用するよう積極的に検討する。

第2 被災者の生活の確保

◆福祉推進課・災害対策本部(総務班・建築班・避難所運営班)・商工会議所・商工会

1. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「出雲市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、また、精神又は身体に著しい障がい等を生じた住民に対して災害障害見舞金を支給するとともに、被災した住民に対して災害見舞金を支給する。

2. 公営(仮設)住宅の建設

災害等により住居を滅失又は焼失した住民に対しては、必要に応じて公営(仮設)住宅を建設し、住居の確保を図る。

3. 生活保護

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を具備したり災者に対しては、その困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がされなかった場合においては、市は、規定額の範囲内で補修等住宅維持費を支給する。

4. 資金の貸付等

(1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生を促進するため、島根県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付についてあつせん、指導等を行う。

(2) 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を適用し、被災者が速やかに資金の借入れが受けられるよう指導等に努める。

第3 雇用対策

◆商工振興課・産業政策課

1. 保護対策・職場の安全衛生対策

- (1) 災害により賃金が支払われない、又は解雇された労働者、及び事業活動の停止等により賃金等が支払えない事業主等からの様々な相談窓口として、「総合相談窓口」を開設する等により、被災者に対してきめ細やかな支援を行う。

- (2) 危険物、有害物を取り扱う事業主に対しては、事業再開時における安全措置等の監督指導を実施し、労働者等の保護対策に努める。
- (3) 応急復旧対策を行う事業主に対しては、労働者の作業に伴う災害防止措置、健康障がい防止措置について監督指導を実施し、安全衛生の確保に努める。
- (4) り災労働者に対する労災補償の給付に関連する事務を迅速に行う。

2. 職業あっせん等

- (1) 災害等による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等による失業した労働者に対する職業相談を実施し、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
- (2) り災者に対し、迅速かつ的確な職業紹介等を行うため、公共職業安定所に対して、特別相談窓口を設置するよう要請する。

第4 被災者生活再建支援金の交付

◆福祉推進課

被災者生活再建支援法又は出雲市被災者生活再建支援金支給事業要綱に基づき、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給を行う。

第5 市税等の減免

◆市民税課・資産税課・収納課・保険年金課・高齢者福祉課

災害により被害を受けた個人の市民税・県民税、固定資産税及び国民健康保険料等の納税義務者等に対して、減免、納期限の延長若しくは徴収猶予を行い、り災者の生活の安定を図る。

第6 メンタルケア

◆健康増進課・広報課・総合医療センター・出雲保健所

1. 行政の対応

- (1) 各種情報を提供するための住民向け説明会等の実施
- (2) 専門家による避難所及び家庭訪問による巡回相談の実施
- (3) 専門家による相談電話(フリーダイヤル)の設置

2. PTSD対策

- (1) 症状の理解
- (2) り災者個人の対策

第7 相談窓口の設置

◆防災安全課・総務課・健康増進課・建築住宅課・環境施設課・医療介護連携課・総合医療センター・福祉推進課・子ども政策課・市民活動支援課・その他防災関係機関

1. 総合的相談窓口

災害発生後速やかに被災者の相談窓口を開設し、住民生活の不安解消に努める。災害の規模に応じて、巡回相談等の手段を講ずることとする。

(1) 相談内容の充実強化

- ① 健康相談
- ② 応急住宅等のあっせん
- ③ 各ライフライン復旧の見通し
- ④ 建物応急危険度判定の手続き
- ⑤ 被災宅地危険度判定の手続き
- ⑥ 各種法律・行政相談
- ⑦ 各種融資資金の相談
- ⑧ 災害ごみについて

2. 女性相談窓口

災害時に増えるといわれている女性や子どもへの暴力をはじめ、女性の心や体などの相談についての窓口を開設する。

(1) 相談内容

- ① DV(ドメスティックバイオレンス)
- ② 性暴力
- ③ 子育て
- ④ 妊娠、出産
- ⑤ その他女性に関する相談

3. スタッフの強化

被災者からの多様な要望に応えるため、国、県及びライフライン関係者等専門家・女性相談員などの派遣による相談スタッフの充実を図る。

第2節 公共施設の災害復旧

◆経済環境部・農林水産部・都市建設部・上下水道局・総合医療センター・教育部ほか
国土交通省出雲河川事務所・東部県民センター出雲事務所・出雲県土整備事務所
東部農林水産振興センター出雲事務所・東部農林水産振興センター水産部

第1 災害復旧事業計画

1. 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 道路災害復旧事業
 - (6) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (7) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (8) 漁港災害復旧事業
 - (9) 港湾災害復旧事業
 - (10) 公園災害復旧事業
 - (11)水道災害復旧事業
 - (12)下水道災害復旧事業
2. 農林水産業施設災害復旧事業
3. 都市計画災害復旧事業
4. 公営住宅災害復旧事業
5. 社会福祉施設災害復旧事業
6. 公立学校施設災害復旧事業
7. 公立医療施設災害復旧事業
8. その他の災害復旧事業

第2 職員の活動体制の整備

災害により被害を受けた施設等の復旧を早期に実施するため、必要な職員の配置、応援、派遣等に関する活動体制を整備するものとする。

第3 災害復旧実施計画

1. 災害復旧事業の実施

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、復旧事業の優先度を決定するとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ的確に被災施設の復旧事業を展開する。

2. 改良復旧事業

被災施設の改良復旧事業については、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

3. 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別等の区域を示して復旧予定時期を明示するものとする。

4. 事業の連携

復旧にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は相互に調整を図るものとする。

第4 激甚災害の指定促進措置

大規模災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査、把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく、激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 緊急融資の確保

災害復旧事業に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努める。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合においては、災害つなぎ資金の確保に努めるものとする。

第3節 民間施設等の災害復旧の助成

◆防災安全課・農業振興課・商工振興課・水産振興課・商工会議所・商工会

第1 住宅金融支援基金の斡旋

被災地の滅失家屋等の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われる

よう、借入手続きの指導、被災率の認定等を早期に実施し、災害復興資金の活用の促進を図る。

地すべり等防止法第24条の関連事業計画に記載された関連住宅を、移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

第2 農林漁業制度金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」)又は団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」)、株式会社日本政策金融公庫法に基づき次の措置を講ずる。

1. 農業(漁業)協同組合、農林中央金庫が、被害農林漁業者又は団体に対して経営資金の融資を行うよう要請するとともにその指導助言を行う。
2. 被害農林漁業者又は団体に対する天災融資法による経営資金の融通措置を関係機関に要請するとともに、利子補給及び損失補償を実施する。
3. 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資について、関係機関に要請するとともに指導助言を行う。
4. 被害農林漁業者及び団体への既貸付金(近代化資金等)の償還猶予措置等の実施を関係機関に要請するとともに指導助言を行う。
5. 天災資金に基づく特別被害地域を指定できる県及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特例措置の適用県の指定を受けるための必要な措置を行う。

第3 中小企業融資の確保

り災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、日本政策金融公庫の融資、県による高度化資金の貸付、及び信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な融資が行われるが、これらの融資が円滑に実施されるよう県及び関係機関へ要請等の措置を行うとともに相談業務を実施するよう努めるものとする。

第4節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

◆災害対策本部（避難所運営班・経理・車両・調達班）

出雲市総合ボランティアセンター・出雲市社会福祉協議会

第1 救援物資の受入れ

1. 需要の把握

市は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとする。

2. 受入機関の決定

市及び県は、相互に調整の上、救援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

3. 集積場所の確保

受入機関は、送付された救援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

4. 受入希望物資の公表

受入機関は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表するものとする。この際、小口・混載の支援物資は被災地支援活動において負担になることなども合わせて広報するものとする。また、被災地のニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を踏まえて勘案して随時改定するよう努めるものとする。

5. 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

6. 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

7. ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

第2 義援金の受入れ

1. 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

2. 「募集・配分委員会」の設置

市は、義援金を募集するときは、市、県、日本赤十字社島根県支部等で構成する「義援金募集・配分委員会」を設置し、募集方法、募集期間及び配分方法等を協議するものとする。

3. 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

第5節 復興に関する計画

大規模災害により、市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成する必要がある。

第1 復興計画の策定

大規模災害からの復興は、地域コミュニティや産業構造等にも大きな影響を及ぼすような複雑かつ大規模な事業であり、関係する部局や機関等も多数に及ぶこととなる。

復興計画は、復旧方針及び復興方針を踏まえつつ、一日も早い復興を果たすため、可能な限り速やかな策定を目指すとともに、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進めるため、多様な主体の意見が反映されるよう努めるものとする。

復興計画の内容について、以下の事項に配慮する。

1. 将来にわたり市民の安全・安心が確保されるよう、被災から得た教訓を生かし、より災害に強いまちづくりを目指すものとする。
2. 本市の特性や目指すべき都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力ある都市づくりを進

めるものとする。

3. 復興の推進に当たって、高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指すものとする。
4. 被災地域の特性や被災前からの地域課題等を踏まえ、復興を通じてより良い地域づくりを目指すとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図るものとする。
5. 被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に果たすため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の重点化を図るものとする。